

第九十四回国会 参議院文教委員会 會議録第九号

(一七二)

昭和五十六年四月二十一日(火曜日)
午前十時開会

委員の異動

四月二十日

辞任

浅野 拉君

補欠選任

藤田 正明君

出席者は左のとおり。

委員長

降矢 敬義君

理事

大島 友治君
世耕 政隆君
勝又 武一君
佐藤 昭夫君

委員

井上 裕君
山東 昭子君
田沢 智治君
内藤 三郎君
仲川 幸男君
松浦 功君
小野 明君
柏谷 照美君
本岡 昭次君
柏原 ヤス君
高木 健太郎君
小西 博行君

国務大臣

文部 大臣 田中 龍夫君

政府委員

文部政務次官 石橋 一弥君
文部大臣官房長 鈴木 勲君
文部省大学局長 宮地 貫一君

事務局側

常任委員会専門員

瀧 嘉衛君

説明員

郵政省電波監理局長

富田 徹郎君

参考人

京都大学 豊長類研究所長

河合 雅雄君

放送教育開発センター教授

坂元 昂君

東京工業大学工学部教授

俊司君

立教大学文学部教授

室 俊司君

本日の会議に付した案件

○委員派遣承認要求に関する件

○放送大学学園法案(第九十三回国会内閣提出、衆議院送付)(継続案件)

○委員長(降矢敬義君) ただいまから文教委員会を開会いたします。

まず、委員派遣承認要求に関する件についてお諮りいたします。

放送大学学園法案審査のため、来る五月十一日及び十二日の両日、札幌市及び広島市において現地での意見聴取等を行うため、委員派遣を行いたいと存じますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(降矢敬義君) 御異議ないと認めます。

つきましては、派遣委員の決定等は、これを委

員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(降矢敬義君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(降矢敬義君) 次に、放送大学学園法案を議題とし、前日に引き続き質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○粕谷照美君 文部大臣にお伺いをいたします。きのうの午後、大蔵省の松下主計局長が鈴木総理のところへ行きまして、来年度の予算編成の方針の進め方などについて説明して、大筋で了解をされた、こういうことだそうであります。

また、第二臨調が発足をいたしまして、行政改革推進本部もいよいよ政府の中にできている。こういう中で、補助金整理の筆頭に社会保障と、それから教育問題がいつも挙がっております。

予算委員会の中でも一番補助金が多いのは教育と、それから社会保障だと、こういうことももう毎日のように言われていたわけでありますけれども、この四十人学級がそのやり玉に上がっている、それと絡まって、新しい特殊法人であるこの放送大学学園法案を出してくる。この辺のところの文部大臣のお考えをお伺いをしたいと思います。

○国務大臣(田中龍夫君) お答えいたします。御案内のとおり、昨日政府等との間の第二臨調というものの発足と申しますか、最初の会合を持っただけでございます。で、その中でも、ただいま御指摘のありました大蔵省の予算編成の問題と、それからまた行革の第二臨調の問題との間に、いろいろと考え方や見方の相違があつてはならないというふうな意見も出たわけでございます。御承知のとおり非常に厳しい財政状況の中でござ

いますし、しかし、その中におきましても一つの筋を通した行政並びに政治の理想というのが買

かれなきやならぬ、ただいたずらに実務的な面からのみ査定すればいいんだという考え方ではいけないというふうな議論もいろいろ出ました。

で、私文部大臣といたしましては、他省庁の場合とわが省の場合とは非常に違うということ、この構造から言ひましても、御承知のとおり補助金というものが七割見当で、それは同時に普通の役所の補助金と違ひまして人件費でありますのであります。そういう点では、一律の考え方は私の省は律せられないものがあるということとは篤と申しておきました。

そういう中におきましても、いろいろと懸案をいたしまして出ておる部分もございしますが、まだわれわれの方といたしましては、いまのメニュー化という言葉を使つておりますけれども、各省庁において自分でひとつ考え方をまとめて、それを臨調の方に出してほしいというようなことも前から言われております。私も、御審議いただいております既定計画というものは、これはぜひとも目標どおり成立を得なきやならぬということも政府の方に——私も政府でございしますが、官房長官なり総理の方には申してございします。その点は御懸念は要らないと思ひます。

○粕谷照美君 もう少しはつきりお伺ひしたいことは、放送大学をぜひつくりたいと、こういうことを絡まって、元文部大臣の内藤文部大臣が非常に御苦労をいただいてかち取つたあの四十人学級というものを、これを犠牲にするというふうなことはお考えはないわけですね。

○国務大臣(田中龍夫君) ただいまも、私の方の役所のたてまえが、教育ということと人と——人がもとになつての教育でございしますから、また四十人学級等の問題につきましては何ら今日まで触れておりません。

○粕谷照美君 先週の委員会におきまして、小野委員が指摘をいたしました「放送大学の基本計画に関する報告」の中の「完成時最大規模」のこの指数のとり方が違うではないか、非常に大きな問題だと思っております。この辺はどういうふうなことになるのでしょうか。

○政府委員(宮地貫一君) 先般御説明を申し上げたわけでございますけれども、指数のとり方といたしましては、私どもは五十四年度価格で消費者物価指数、総合の指数で五十四年度一二七という数字をとりまして試算をいたしましたのでございます。

○粕谷照美君 小野委員の指摘と違うのはなぜかと、こう聞いているのであります。

○政府委員(宮地貫一君) 御指摘の点は、国会統計提要にございます消費者物価指数の中で、五十五年の指数を御指摘になったのではないかと思っております。私、御答弁申し上げた点で申し上げますのは、五十四年度価格としては総合の消費者物価指数としての一二七という数字を使わしていただいて試算をしたということが御答弁申し上げた点でございます。その点、あるいは数字の点で私どもとの間でそこがあるという場合に御指摘があったわけでございますが、私どもといたしましては、とっておりまして数字は、それが総合の数字でございますことは、総理府の統計局の消費者物価指数年報をもとにいたしまして試算をいたしましたのでございますので、試算をいたしましては先般御説明申し上げたことで、私どもの説明に手落ちはなかったと、かように考えておる次第でございます。

○小野明君 ちよつと関連でお尋ねをしておきたいと思ひますが、五十四年のそれは何月になりますか。

○政府委員(宮地貫一君) 消費者物価指数年報、これは総理府統計局のものでございますけれども、五十四年の年平均の消費者物価指数、総合の指数としての一二七の数字を使わしていただいて、御説明をしたものでございます。

○小野明君 もう一問。

それでは、第一期計画の中には、不動産もあれば、あるいは消費者物価指数であらわされない、たとえば卸売物価指数というものも当然関連をしておるわけですね。たとえば土地、建物というのがございます。それがあるにもかかわらず、消費者物価指数で、一〇〇分の一二七を掛けて一律に出すということは誤りではないか、土地があり、上物があるという場合には、その点で、この第一期計画の、あるいは全体計画のはじき方としては適当ではない、むしろ誤りがある、こういうふうに申し上げておたわけですが、その点はどうはじき直されたわけですか。

○政府委員(宮地貫一君) 御指摘のように、第一期の計画の具体の中身については、それぞれ施設なり、設備なりいろいろあるわけでございます。経費のめどとして私どもも試算をいたしてあるものでございますから、とりまして指数としては、先ほど申しましたような総合の物価指数をとらしていただいたわけでございますが、さらに、御指摘のように、実際の実施に当たりまして、経費を詰める段階で、御指摘のような点についてはさらに私どもといたしまして、今後の計画を進めるに当たりましての具体の実施計画と申しますか、それらに際しましては、御指摘のような点も十分踏まえまして検討をいたさなければならぬ課題と、かように考えております。

○小野明君 それは衆議院の湯山委員の質問がありまして、その全体計画「放送大学の基本計画に関する報告」、この「完成時最大規模」並びに「第一期事業完了時最大規模」、この両方に関する試算のやりかえというものをやられたわけですよ。ところが、前回、委員会が終りまして、文部省からもらいました資料は、第一期計画のみについてあるんですが、湯山委員の質問は、それと同時に、完成時問題も確かに修正をしなければならぬような問題ではなかったかと、こういうように思ふんですよ。ですから、それらを早急に訂正をすべきだと、こういうふうな要求をして

おったと思います。その辺もやられるならば、私は、経済企画庁あたりとも相談をして全体計画における数字、文部省がそういう消費者物価指数だけで手直りするなんというのは余りにもずさんではないかと、こう思ふんですよ。ですから、全体的な手直しをして、審議にたえる素材を、審議にたえる計画案を提示してもらいたい、こういう要求をしておたように思います。その辺をひとつのようにお考えなのか、これで終わりますが、ひとつお尋ねしておきます。

○政府委員(宮地貫一君) 御指摘の点は、なお私どもとしても十分検討させていただきます、かように考えています。

○粕谷照美君 検討をさせていただきたいと言われますけれども、これは早急にさせていただきませんと、法案そのものが非常に重要な時期にありましてので早急に御回答いただきたい、こう思います。一ついま明らかになったことは、小野委員の質問をしたその数字は総理府統計局調べのものを使ったのだけれども、引用したその本の印刷ミスがあったというところから一つは出ているわけですね。五十五年のというところが五十四年になっている。これは大きな発行所のミスだということに思ひますので注意をさせていただきたい、こういうふうな考えております。

それとあわせて、いまの御回答をお願いしたい。

私は、また、それに関連して伺いたいと思ひますのは、この基本計画に関する報告の中で「第一期事業完了時最大規模」というのがあるわけですが、その後にいただきました半ピラのところには、それと合致する数字が出ていない。この辺が私としては非常に不満なところでありまして、お出しになるならば、こういう数字もいたしておりますけれども、合わせたような形で数字を出していただきたいと思ふのであります。

さて、五十六年一月の「放送大学について」という報告の第一期計画を見ますと、その第一期計画の中に資本的経費といたしまして累計約九

十七億円、「本部用地及び学習センター用地(六ヶ所)の購入費は含まれていない」と、こう書いてあるんですね。この五十年の基本計画、三十六ページにありますけれども、それによりますと、第一期計画で学習センターは十七ヶ所つくると、予定は、こういうことになっていませんか。非常に大幅な減ですね。これは一体どういうことか。あわせて、学習センター用地の購入というのは必要ない、買わなくてもやっていかれるというように考えてよろしいのでしょうか、どうでしょうか。

○政府委員(宮地貫一君) 第一の御指摘の「放送大学の基本計画に関する報告」の方にございます「第一期事業完了時最大規模」ということで試算をいたしましたものでございます。御指摘のその報告の三十六ページに載っているわけでございますが、これは備考欄にも書いてございますように、各県学習指導センター十七ヶ所としてございまして、これは東北、関東、東海、近畿、四国、そのプロックを中心に考えたものでございまして、私ども、かねて御説明を申し上げておりますように、実際に、放送大学の実施に当たって具体の作業としてどういう手順を進めるかということについては、従来からも御説明を申し上げてきておるわけでございまして、当面第一期の計画といたしまして、東京タワーからテレビ・ラジオの電波の到達する範囲内を対象地域といたしまして具体の計画を作成をさせていただいております。一番大きなずれというのは、この基本計画に書いてございまして第一期事業ということで試算をいたしておりますものと、私どもも具体の予算を放送大学の実施に当たりまして、この「放送大学について」ということで御説明申し上げておりますことと、基本的に同じ「第一期」という言葉ではございますが、内容的には、当面は、私どもは関東地域でスタートをさせていただきたいということと従来から御説明も申し上げてきておるわけでございます。その点で、学習センターのとり方といたしましては、一応各県一カ所、東京の場合には二カ所というように試算をいたしておりますものですから、関東

地域での学習センターの置き方としては六カ所ということで前回は御説明を申し上げておるわけでございます。

なお、用地の購入費は含まれていないということで説明をしていますが、用地については、実際に具体の土地のとり方によりまして大変価格に相違がございますというようにもございまして、建物でございまして、一応単価をもとにいたしまして、建物面積が固まれば、一応それで積算というものが可能になるわけでございます。もちろん試算でございまして、ただ土地につきましては、地域によって大変土地の価格というものには相違があるということで、適当な単価で土地の価格を想定してなかなか出しにくいというような事情もございします。

なお、具体の土地の利用の仕方といたしましては、私も、当面は、たとえば国立学校特別会計で国立大学所管の国有地等についての程度実際に活用できるかどうかというようなことなどについても、具体的な検討なり調査というものは進めてはいるわけでございます。できれば、そういう国有地の借用というようにして現実問題の処理がどこまでできるか、そういうようなことも具体の問題としては出てくるわけでございます。そういうようなことを含めまして、ただいまのところ、その備考欄に御説明をしておりますように、用地の購入費は含まれていないということで試算をいたしましたものでございます。

○粕谷照美君 その学習センターは大体六カ所というところになりますね、計画で言えば、その六カ所が一体どういうところになるのかということと、その国有地が大体どの辺にあるのかということと非常に大きな関連があるというふうに思うわけですが、そんなめどはついていないのですか。心づもりなどはあるのでしょうか、どうでしょう。

○政府委員(宮地貫一君) 前回もお尋ねがあったわけですが、ただいま申しましたように、関東地域を対象地域としました第一期計画、

具体の学習センターとしては、東京に二カ所、千葉、埼玉、神奈川並びに送信所を置く予定になるところの県に一カ所ということで六カ所というのをこの第一期の計画で考えておるわけでございます。

そこで、この具体的な設置場所ということについては、もちろんこの学園が発足し学長その他教員関係者が具体の選定をすることになるわけでございますが、私も、私どもとしては、それといたしまして申し上げましたような、たとえば東京、千葉、埼玉、神奈川というような地域であれば、既存の国立大学の持つております土地で活用できるものがあるかどうかというようなことなどについては、現在準備段階という形で対応はいたしておるわけでございますが、具体の箇所についてこういうところになるというところまで申し上げることではございせんので、いろいろと実際の学習の便とかそういうようなことも考えながら、検討は進めておるわけでございます。恐らく具体の学習センターの置き方その他については、さらにそれぞれの地域の実際の入学希望者と申しますか、そういうことも考え合わせていろいろと具体的にはなお検討しなきゃならぬ課題はいろいろあるうかと思っております。

それから学習センターのあり方そのものにつきましても、たとえば一カ所の固定的な形だけで考えるべきかどうか、実際の運用としてはもう少しさらに学習センターのプランチのようなものも考えなきゃならぬということになるのかどうか、これらの具体の進め方についてはもう少し実際の状況に即応したいろいろ検討課題が出てまいらうかと、かように考えております。

基本的な考えをいたしまして、試算をいたす上で何らかの設定を要するというところでございします。でも、もちろんその際には一応ただいま申しましたような個所数を想定いたしまして試算をしたものでございします。

○粕谷照美君 大分腹案がありそうな御答弁ですが、けれども、まだ発表の段階に至らない、こんな感

じて私はいまの局長の御答弁を伺いました。

あわせて、送信所一カ所とこの第一期計画の中にはありますけれども、これまた最初の構想のときには第一期の計画は十三カ所のはずであります。数字で見るとわかるわけですが、三億八千二百万円、この辺も国有地などを借りるということも考えていらっしゃるんですか。

○政府委員(宮地貫一君) 大変技術的な事柄になろうかと思いますが、私も限りではなかなか御答弁がむずかしいかと思いますが、考え方では御説明を申し上げますと、この基本計画に関する報告の第一期事業ということで御説明を申し上げます。送信所というものは、当面私も関東地域、東京タワーからテレビ、ラジオの電波の到達する範囲内でのスタートと、地域のとり方が基本的に違わなければならないので、この基本計画に関する報告で述べております送信所十三カ所というものは異なっております。

それで、具体に関東地域において東京タワー以外に一カ所圏域送信所を設けて、これからの対象地域の拡大の際の具体的な参考資料をとっていきたいということを考えておるわけで、関東地域で送信所一カ所を置く方では計画をいたしておるわけでございます。

その具体的な地域については、当該送信所からの電波がカバーする世帯数でございしますとか、送信所設置の難易の程度でございしますとか、いろいろんな条件をこれから検討しなければならぬ課題がございします。学園が設立されて、放送局の免許申請を行うまでの間に、具体には郵政省等関係省庁とも協議して決めていくという段取りになるわけでございます。

なお、送信所の建設費の積算を一応試算はいたしてございしますが、恐らく送信所そのものの設置されます場所というのは山間部というようにところになろうかと思っております。具体的なそのための土地の経費がどうなるかとか、具体のその手当てがどうなるかということについてはなお検討

課題がございしますが、そういう地域でございしますと、土地の経費というものはそれほど大きな金額にはならないものではないか、かように考えております。

○粕谷照美君 文部大臣、いまお聞きになってわかると思うんですが、第一期計画で最初七カ所の予定であった学習センターが、いまは六カ所の予算要求だと、そしてまた送信所なんかは十三の計画であったのが一つである。こんなことで全国ネットをつつとやっていくという見通しはどういうものなんですか。大臣としては必ず全国に放送大学の恩恵が及ぶようにしていきたい、していくという御決意がありますでしょうか。

○国務大臣(田中龍夫君) もちろん放送大学の設置に当たりましては、第一期の関東一円だけではなく、全国をカバーしなけりやならない、これは当然のことでございます。いまのような各センターの設置の問題と、いま一つはさらに後の問題でありまして、宇宙衛星というふうなものものことも出ておりますことは先生よく御承知のとおりでございます。しかしながら、あくまでも全国ネットということを考えて計画を進めてまいります。

○粕谷照美君 この計画についてはこれで終わりますけれども、基本計画の三十七ページに大学本部一般経費として全職員給与は国立大学の一五%増であると、こういうふう書いてありますね。国立大学よりも一五%給与をよくするということはどういう根拠に基づいて行われるものなんですか。

○政府委員(宮地貫一君) この基本計画に関する報告の御指摘のところに、給与の考え方についてはそのように試算をいたしておるわけでございますけれども、これは特殊法人の給与全般の問題、これは現状でございしますけれども、国家公務員の給与ベースと一般的に比較してみますと、給与体系の全体的なとり方その他があるわけですが、特殊法人の給与の場合が、通例国家公務員の給与水準よりも高い、これは退職金の問題でござい

ざいますとか、いろいろな給与体系全体から来ておる諸要素が勘案されていることかと思ひますけれども、御案内のとおり特殊法人の給与水準としては、通例そういう形になっておるものでございすから、それを一応試算をいたします際の基礎といたしまして、一五%増を基礎とした計算で作成をしたわけでございす。

具体的これからの給与のことは、もちろん今後この法人が発足をいたしまして具体的に決まってくることになるわけでございすけれども、考え方としては、やはりこの特殊法人の放送大学学園に教官層としてもすぐれた方々に来ていただくということも必要でございすし、そういうような観点から給与の水準というものも適切に定める必要があろうかと思ひます。通例の水準から見たそういう国家公務員に比べれば、一五%程度の高い水準ということが、現状としてはそういう形で決められていくわけでございす。

○粕谷照美君 給与の問題は後でやろうと思つたのですけれども、出たついでに言ひますと、国立大学の先生は一五%増しということになりますから、おいでになるに当たつても抵抗はななく来ていただける。しかし、私立大学で考えてみますと、低い大学もたくさんありますけれども、いわゆる六大学とか言われるようなところではもつと水準が高いのではないと思はれるわけだす。そういう方々についての給与というものは一体、やっぱり横並びで考えていかれるのですか、どうですか。

○政府委員(宮地眞一君) 御指摘のような点が出てくることも考えられるわけでございすますが、やはり給与の定め方としては横並びで全体としては定めてざるを得ない、かように考えております。

○粕谷照美君 私はこの放送大学の審議に当たつて、全国網の見通しのないままに発足するならば、憲法二十六条に言う教育の機会均等の原則に照らして、準国営、多大の国費を使うわけでありますから、電波が届かないだけで学ぶ機会が与えられない、そういう生徒が出てくるということは非常に問題だというふうに思つてゐるわけであります。

す。特に放送大学の学習、放送大学で学びたいかどうかというこのアンケートをとつてゐるわけですが、そのデータの中で東北地域とか四国において一番希望が高かったということが出されてゐるわけでありまして、この辺のところについての見通しというのを、先ほどから宇宙衛星の問題もありまして、こんなふうにお話しになつていらつしやいますので、一体放送衛星については現状はどのようになっているのかということについてお伺ひしたいと思ひます。

○政府委員(田中眞三郎君) お答え申し上げます。放送衛星でございすけれども、これは昭和五十三年度に実験用の中型放送衛星、別称「ゆり」と申しておりますけれども、そうしたものを上げまして、この実験成果を踏まえて第一次世代の実用の放送衛星、BS-1と申しておりますが、その本機を昭和五十八年度、予備機を昭和六十年に打ち上げるといふ計画でございす。ただ、このBS-1の利用でございすけれども、NHKテレビジョン放送の難視聴解消が喫緊を要するといふ政策的な重要課題であるという観点、それから、これが既存の放送秩序に影響がないといふようなことを考えまして、この五十八年、六十年に予定しておりますBS-1の利用計画についてはNHKの難視聴解消というものを目的として使用していかうとございす。

ただ、これに続きまして第二世代の実用の放送衛星でございすけれども、先ほど申しましたBS-2、一応寿命五年といふふうでございすけれども、そうした場合、六十三年度ごろには次の第二世代の実用衛星を打ち上げる必要があるといふようなことでございまして、郵政省といったしましては昨年の夏、この第二世代の利用のあり方につきまして、第二世代の実用放送衛星の利用のあり方につきまして検討を進めておるところでございす。全国的なカバーといふことになりますと、放送衛星といふものは非常に効果があるものでございすので、放送大学に利用した場合、

十分その効果というものは評価ができるといふふうでございす。

○粕谷照美君 そのBS-2ですけれども、チャンネルは幾つ乗つてゐるんですか。そしてNHKだけのためにしかこれは使われないのですか。

○政府委員(田中眞三郎君) BS-2でございす。二チャンネル乗ることになっております。これは衛星の能力、あるいはNHKというロケットを使いまして打ち上げる計画でございす。その第一号機は去る三月に成功をしておると、この第五号機及び第八号機を使つてやろうと、こういうような計画でございす。

繰り返しますけれども、二チャンネルというやうなことになるわけでございます。

○粕谷照美君 NHK。

○政府委員(田中眞三郎君) それからBS-2につきましてNHKの二チャンネルだけという考え方ではございすけれども、先ほど申しましたやうに、放送大学学園の放送にも使う場合、非常に有効でございすので、その利用方法につきましては文部省等、関係省庁とも緊密な連絡をとりながら検討を進めてまいりたいと思ひます。このBS-2といふのは、国民的要望の非常に強いと申します。現在まだ全国で五十万程度の難視聴解消があるわけ、まだNHKのテレビも見られないといふ世帯がございすので、そうした辺の方々のためにNHKの番組を見せたい、そうした目的のためにBS-2を使いたいといふふうで計画しておるわけでございす。

○粕谷照美君 そうしますと、二世代の見通しは六十三年度ごろ、このころにならないと放送大学には利用できないといふふうになりますね、いまの御説明で、それでは、その二世代のロケットの中には文部省と話し合ひを入れていきたいといふふうで考えていらつしやるのかどうかといふことと、あわせてそれには幾つのチャンネルを乗せるんですか。

○政府委員(田中眞三郎君) まず、六十三年度と申しますか、第二世代の実用衛星でございすけれども、これは先ほど申しましたやうに、利用のあり方といふやうなことで御検討いただいてゐるわけですが、たとえばまだ確定はいたしてロケットの方も、たとえまだ確定はいたしておりませんけれども、先ほど申しましたNHKロケットよりも非常に能力の高いH-1ロケットといふやうなもので打ち上げるといふやうな計画もあるわけでございす。それで三チャンネルないし四チャンネル打ち上げられるであろう。これを三チャンネルにするか四チャンネルにするかにつきましても御検討いただいております。これは倍程度になる、こういうことでございす。

○粕谷照美君 そうしますと、放送大学がそのチャンネルを使つてもらへると、こういうことになれば、全国網は大丈夫と、こう考えてよろしいですか。

○政府委員(田中眞三郎君) そのとおりです。いまからの関係との御審議でございすけれども、また能力的には十分であるといふやうに考えております。そういうことになりました場合に、非常に放送衛星を使うといふことは有効であるといふふうで考えておる次第でございす。

○粕谷照美君 あわせまして、民放が衛星打ち上げといふものを計画をしてゐるといふお話を聞くわけですが、それは全然郵政省の方ではわからないのですか。

○政府委員(田中眞三郎君) 民放の放送衛星に対する考え方ではございすけれども、この放送衛星が出るといふやうなことであります。既存の放送体制に、特に地方の民放に与える影響が大でございすので、関心を持っておるといふふうには聞いております。それで民間放送連盟の中にも、このやがて来る放送衛星といふやうなもの、既存の民間放送とあり方と申しますか、使ひ方その他を含めまして、非常に熱心に検討を開始したといふふうで聞いておりますが、上げるか上げないかと、そういうやうな段階ではまだないと理解し

ております。

○粕谷照美君 大臣にお伺いをいたしますけれども、そのロケットが上がれば全国のカバーレージが非常に明るい展望として出てくるということがわかるわけであります。放送大学をつくる、いわゆる放送を利用して大学教育を行うということについて反対をしている会派はどこにもない。特に衆議院のあの小委員会におきまして、満場一致でもってこの方向が確認をされているわけでありまして、そういう意味では非常に重要な私は時期にきていると思ひますのは、あのときに小委員会報告は満場一致で決まりながら、採決の段階においてなぜ社会党、共産党が反対をしたか。それはあの、問題ですという部分のところが意思統一がでないままの法律が質疑の中で明らかになつたにもかかわらず、同じ法律がすうと出されてきているところだと思ひます。だから、その放送衛星が打ち上がる時点に至る前に、何とかこの参議院におきましては満場一致でもって、全会派一致でもって、この法律ができるというように慎重に審議をしていくというお考えはありませうでしょうか。

○國務大臣(田中龍夫君) ぜひ、先生のおっしゃる通りに、満場一致で通りますようお願いを申し上げておりますが、同時にまた、できるだけ速やかに御審議を終えられますようにお願いを申し上げます。

○粕谷照美君 そのところ、同じ法律をすうと出してきているということではなかなかさういうわけにいきませんので、大臣がさういうふうにお考えになるということは、譲る部分も考えられる、こう理解してよろしいでしょうか。

○國務大臣(田中龍夫君) 御意見の違うところいろいろあるかも知れませんが、できるだけひとつ満場一致、速やかな御通過をお願いいたします。

○粕谷照美君 私どもでもできれば賛成をしていきたい、こう考えているんですけれども、どうしても賛成できない部分がいままですうと論議になつてきたところでありませうけれども、特に

やっぱり管理運営と大学の自治の問題について非常に大きな不安を持っているというところは、すでに何度も何度もわが党からも質疑があり、応答があり、おわかりになつたと思ひますけれども、もう一度私はお伺ひしてみたいと思ひます。

まず、法案は特殊法人の大学として管理運営の面で理事会や運営審議会などのきわめて問題の多い機構であるということ指摘したいと思ひます。放送大学が私立の大学でないならば、放送法に制の制限がない限り、当然国立大学として設置されるべきものであります。国立大学であるとするならば、理事会だとか運営審議会は不要になるわけ、電波法、放送法の制約のもとに特殊法人としての提案は理解できるとしても、他の法人とはその性格を異にして、大学の管理運営はあくまでも研究、教育のためのものである。したがって国立大学になつた管理運営の機構を持てばよい、こういうふうには私も考えているわけでありませうが、いかがでありますでしょうか。

○政府委員(田中眞三郎君) 大学学園はなぜ特殊法人の形態をとることとしたのかという御質問かと思ひますけれども、現行放送法におきましては番組編集権と放送局の免許主体の一致というものを基本としてございまして、放送大学学園の放送につきましても、大学の設置主体と放送局の開設主体を同一にする必要があるというふうなことを考えてございまして、設置形態につきましては国立大学、私立大学、あるいは特殊法人、その三つを考えたわけですが、国立大学方式につきましても、放送法制をつくり出すときの制定の経緯からいたしまして、国が放送事業者となつたということは国立大学といふことも予定してないというふうなことから考えまして、適当でないと考えたわけでございます。また、私立大学方式につきましても、国が相当巨額の資金を投入する必要がある、あるいは全国的な周波数の手当てというものをしなければならぬ、あるいは今後考えております大学というものは、国公立を通じました新しい教育システムであると

いうこと等から適当でない、こう考えたわけでございます。それで特殊法人形式というものを考えたわけでございますけれども、これはやはり国から独立した別の法人格を有するというところで、国とは形式上も明確に異なるということ、それから国立大学の場合よりも組織の弾力的、効率的な運用が可能であるというふうなことを考えた関係上、この特殊法人が最も適当であるというふうには私も賛成した次第でございます。

○粕谷照美君 どうもありがとうございます。そういう制限のもとに法案ができた上、この放送大学ですね、管理運営の機構が国立大学になつたらいののではないかと、こういう質問をわけです。

○政府委員(宮地實一君) 特殊法人が設立する大学という形でこの放送大学を考えましたのは、たゞいま郵政省の方からも御説明ございましたが、従来、衆議院の文教委員会、小委員会の報告もそういう結論でございましたので、私もどうしてもこういう形で御提案を申し上げておるわけでございます。

そして、管理運営の形について、国立大学と同じ形でどうかという御趣旨の御質問かと思ひます。大学にございまして、大学の教育面といひますか、教学面に限ります組織につきましても、私も極力国立大学の既存の形というものを、従来の考え方に基づいて対応いたしてございませう。もちろん、これが学校教育法上の正規の大学でございまして、大学として本来持つべき大学の自治の問題なり、学問の自由の問題なり、さういふことについては最大限私どもとしても必要な事柄について、法律的にもいろいろと、特殊法人という形でございまして、理事長なり理事といふ法人の役員もいるわけでございますけれども、さういふ面と大学の教学面との調整ということについては、この法律の面でも必要な規定を設けておるわけでございます。そしてまた、たとえば教員の任命というふうな問題につきましても、国立大学の教員の場合には教育公務員特例法が

適用があるわけでございますが、この特殊法人の放送大学には教育公務員特例法そのものは適用がないわけでございますけれども、考え方としては、その例にならぬままに、評議会の議に基づいて任命を行うというのを法律上明確にするということ、この教学組織についてみずから決めるという形を、評議会という形をとりまして保障をしておるわけでございます。

それからまた、この放送大学学園に對します国の関与の仕方につきましても、通常の例にならぬままに役員等の任命等は行われるわけでございますけれども、監督上の命令権も財務、会計にかかわる事項に限定するといふようなことで、大学の自主性を尊重するといふような配慮といふものは具体的に考えているところでございます。したがって、国立大学の場合と同じではどうかという御指摘でございますが、法人が設置者であるという形、そこについてはこの放送大学学園法案で規定いたしております。さういふものが必要になつてくるわけでございますけれども、教学面を中心とした国立大学の例に準じた形をとつておるわけでございます。その点は、御指摘の点は確保されているものと私も考えております。

○粕谷照美君 文部省はさう考えていらつしやるでしようけれども、私もそれに對して疑問を持っていますから質問をしておるわけでありませう。私立大学とも違つたこの放送大学学園で、理事長は文部大臣が任命をする。非常に権限が強い。普通、私立学校でありますと「学校法人の業務は、寄附行為に別段の定めがないときは、理事の過半数をもって決する」と、さういふふうになつております。放送大学学園法は、基本的な業務の意思決定が理事長の独断で調整できるように受け取られるわけですが、この辺のところはどういうふうにお考えになつていらつしやいますか。

○政府委員(宮地實一君) 特殊法人ということが必要規定を設けておるわけでございますが、御質問の点は、あるいは学校法人の場合と對比し

た形で——御質問の点をおるいは正確にとつてお
りますかどうか、ちよつとなにごさいますけれ
ども、具体的には理事長が執行するに当たりまし
て、もちろん理事会というものを法律上規定をし
ていないわけでごさいますけれども、事実上はも
ちろん理事の合議に従つた事務の処理というもの
が行われることになるわけでごさいます。形とし
て理事会という形を設けていなかった点で申し上げ
ますと、その点は、これは学長も当然に理事に
なるわけでごさいます。いわばその学長たる理事
を理事会という組織で拘束するようになり
ますと、学長としての学長責任者の学長面におき
ます事務処理というものについて、理事会という
の拘束が加わるのではないかとこのことをむし
ろ配慮したわけでごさいます。そういう意味で
理事はそれぞれ理事長を補佐していくわけでご
さいますが、学長面での最高責任者としては学長が
いるわけでごさいます。その学長面につきましても
学長が責任をとるという体制を確保するためにも
、そういう理事会組織というものはとらなかつ
たというのが私どもの考えておる考え方でご
さいます。

○粕谷照美君 いまののでよくわかりました。
本当に学長面は独立をさしてもらわなければ困
ると思うのですけれども、事実上理事の合議制に
なるというのとはどこで保障されていますか。

○政府委員(宮地貫一君) 私申し上げましたの
は、実際の職務の執行に当たりまして、それぞれ
学園全体の事務につきましても、理事がそれぞれ
合議をするというところは実際上は出てくるだろう
というのを申し上げたわけでごさいます。これは
はむしろ、設置者でございます特殊法人の業務運
営、これは予算その他の事務もございましょうし、
そういうような面ではそれぞれ理事も職務を分担
しておりますけれども、事実上は理事が合議をし
て事務を決めていくというところはあり得るだろう
と思ひます。これは、法文上その規定はあるもの
ではございせん。この特殊法人自体が業務の処
理に当たつてそういう形をとることは考えられる

ことでごさいますというのを御説明申し上げた
わけでごさいます。

○粕谷照美君 それでは、私がさっきから心配し
ているのは、理事の権限が非常に強いということ
に留意をしておきたい。この放送大学学園の
役員の手続を見ますと、時の文部大臣の意思
でかなり容易に首がすげかえができるようになって
いるわけでありまして、そのことが学園、教育の
自由、大学の自治を脅かすといふまで繰り返して
摘をされてきたのですが、この法案の第九条に「理
事長は、学園を代表し、その業務を総理する。」と、
こうあります。放送が業務の学園でありますから
理事長は放送に關して最高の責任者、その任命権
が文部大臣に法文上白紙の形で与えられているわ
けでありまして、このところがやっぱり放送の
自由、学園の自立性から見て非常に問題が大きい
どのような方策を考えていらっしゃるんですか。

○政府委員(宮地貫一君) 理事長の任命に当
たつてどういう考え方で臨むのかというお尋ねか
と思つてございまして、けれども、もちろん文部大
臣におきましても適任者を得るようにならざる
の意見を徴しながら人選を行うというところは、当
然実際上は十分留意すべき事項であらうかと思
つております。これは理事長以外にたとえ運営審
議会の委員も任命するわけでごさいますけれども
、運営審議会の委員について言へば、実際上は
それぞれ私学の関係団体でございまして、そ
ういうような方々からたとえ適任者の推薦を求め
るということも運営審議会委員の場合には考えら
れる点でごさいます。しかしながら、これは具体
に人選を行うに当たつての考え方といひま
して、この放送大学学園が放送大学という大学を設
置している法人であるということから、通常の特
殊法人とはその点では大異なるわけでごさいま
して、そういう点を配慮すべき事項として、たと
えばいま申し上げたようなことが留意事項として
出てくるわけでごさいます。ただ、通常の特殊法
人の役員に任命にかかわるものとこの点について
特に異なる規定を設けるかどうかという点について

はお尋ねでないかと思つたわけでごさいますけれど
も、その事務を具体的に法文に規定するということ
になりますと、いろいろ具体的な面で法技術的に
なかなか困難な点もあるということも踏まえま
して、この特殊法人が大学を設置するものであると
いう特性に十分着目しながら適任者を文部大臣が
任命することになると、かように考えております。

○粕谷照美君 それでは、学長の任命についても
やはり同じだと思つておられます。理事長の申し出に
基づいて文部大臣が任命をする、この理事長の申
し出というものは、「評議会の議に基づいて、学長が
定める。」基準と、こういうふうになつていますか
ら、一応民主的な手続を踏んでおられる、だから学
長の任命について文部大臣の任命というものは、形
式的というものは悪いですけれども、形式を踏んで
いるから民主的な選挙になつてくると、こういう
ふうな理解をしてよろしいですか。

○政府委員(宮地貫一君) 学長の任命の件につ
きましては、ただいま先生御指摘のように、理事
長の申し出に基づいて文部大臣が任命するわけ
でごさいます。理事長のその申し出というものは、
評議会の議に基づいて学長が定める基準によりま
して評議会の議に基づいて選任された候補者につ
いて上申するという形になるわけでごさいます。
したがつて、学長の人事に關する大学の自主性
というものは確保されていると考えておるわけ
でごさいます。

なお、たとえば国立大学の学長の場合でござ
いますと、これもやはり国立大学の学長は文部大臣
が任命をするわけでごさいます。しかしながら、
国立大学の学長の選考につきましても、もちろん
学園内で選考手続がとられた者について文部大
臣が任命をするという形がとられているわけ
でごさいます。そういう意味では、この放送大学の
学長の場合も、ただいま申しましたような大学の
自主性というものが確保された形で任命である
ということと同様の事柄にならうかと思つたわけ
でごさいます。

○粕谷照美君 よくわかりました。しかし、私ど

もはその評議会そのものにやっぱり問題がある
と、こういう考え方をしているものですが、内
容はよく理解をいたしましたけれども、問題点
はあるということをお知らせしておきます。

その学長の採用の選考について既存の国立大学
はどういうような形で大体やっておりますでし
ょうか。

○政府委員(宮地貫一君) 国立大学の場合で
ございまして、教育公務員特例法の規定がござ
いまして、学長につきましては評議会の議に基づ
き、大学の管理機関が行うということになつて
おられるわけでごさいます。したがつて、国立大
学の場合には、やはりただいま申しましたやうな
形で上申に基づいて文部大臣が発令をするという
形になるわけでごさいます。その議に基づくと
いうのは大変拘束力が強い規定であるというの
が從來解釈としていわれているところでご
さいます。

○粕谷照美君 学長の選考規定がそのやうな評
議会だけでは、実態があると思ひますけれど
も、その辺はどうでしょうか。

○政府委員(宮地貫一君) はかにたとえ国立
大学の学長の選考につきましても、それぞれ大
学が学内規程で、そういう手続を経て候補者の選
考が行われてくるというのが通例考えられる点
でごさいます。

○粕谷照美君 国立大学の評議会というものは
学長、学部長それから各学部教授二名、それから
付置研究所長など、こう出てくるわけでありま
して、人数がわりと多いわけですね。ところが
放送大学というのは教養学部という単なる一学
部しかない。そういう中で評議会でもつても学
長の選考基準をつくり出していくんだというこ
とについて私たちは大変な不信を持つものであ
ります。その辺はどうですか。

○政府委員(宮地貫一君) この放送大学学園法
案では評議会を置きまして、評議会をた
だいま申しましたやうな任命その他について
の基準というやうなものも定めるといふ形を
とつておられるわけ

ございます。御指摘の点はあるいは評議会の構成についての御質問かというように感じて承ったわけでございますが、もちろん評議会の構成メンバーとしては教授が入るわけでございまして、そういう意味では自主的な定め方という基本は保障されていると、かように考えております。

なお、あるいはお尋ねの点は教授会との関係がどうかという点と申しますか……

○粕谷照美君 それは後でやるから……

○政府委員(宮地貫一君) そういう意味で、私もとしては評議会は教授を構成メンバーとしたものであるということで大学人みずからが決めるといふ形は保障されているというぐあいに考えております。

○粕谷照美君 そのところがどうしても合わないのではありませんか。

次に移っていきますけれども、この第九条ですけれども、役員は欠格事項が入っているわけですが、第一号、第二号、それぞれちよつと説明をしてください。

○政府委員(宮地貫一君) 御質問は、役員は欠格事項についてのお尋ねでございますと、十二条というところでございましょうか。

○粕谷照美君 そのとおりです。一号、二号を説明してください。

○政府委員(宮地貫一君) 十二条の一号、二号、三号というもので役員は欠格事項について規定をしておるわけでございます。

「政府又は地方公共団体の職員」は——これは常勤の職員でございまして、この放送大学学園が特殊法人ということで置かれておるわけでございますので、本来国とは別個の法人格を有する団体でございまして、したがって、「政府又は地方公共団体の職員」が役員になるということについては、法人の運営の自主性が損なわれるおそれがあるという点、そしてまた、そういう「政府又は地方公共団体の職員」そのものについても、国家公務員法なり地方公務員法の規定によりまして職務の専念義務があるという点のことを考慮

いたしまして、役員となることから除いておるものでございます。

それから、第二号は、「学校教育法第九号各に掲げる者」ということで、これは校長または教員の欠格事項に該当するものでございまして、これは、この学園が大学の設置者になるわけでございますので、私立学校法の設置者である学校法人の例に合わせまして規定をいたしたものでございまして、以上でございます。

○粕谷照美君 それでは、その第三号について伺います。

第三号は「放送法第十六条第四項第二号又は第五号から第七号までに掲げる者」と、こう欠格事項を挙げておるわけですね。一と三と四が抜けているわけですね。一と三と四はよろしいということになるのです。なぜ、そういうことになったのか、ちよつと御説明ください。

○政府委員(宮地貫一君) 第十二条の第三号でございまして、御指摘のように「放送法第十六条第四項第二号又は第五号から第七号までに掲げる者」を欠格事項としたわけでございます。このうち第一号、第三号というものは、それぞれ前に掲げております場合と重複いたしますから除外しておるわけでございます。

御指摘の点は、第四号の「政党の役員」というものを欠格事項に規定をしていないということかと思ひます。

これは、役員は欠格事項の定め方というものは、それぞれの法人ごとの事情によりまして異なる点もございまして、私も、特例法人全体について、一応これらの規定についても対応を調べてみたわけでございますけれども、昭和四十年以降に設立された特殊法人につきましては、政党の役員を役員は欠格事項に掲げているのはほとんどその例がございませぬので、放送大学学園については、こういうような近時の立法例に照らして、欠格事項としては掲げていないということにいたしておるものでございます。

それから、この放送大学学園におきましては、

学園が大学の設置者であるということをお断しして、役員は欠格事項として、禁治産者、準禁治産者、禁錮以上の刑に処せられた者及び教員の免許状の取り上げ処分を受けた者等掲げられているわけでございます。これらの者が役員としては不適格であることは当然のことではございますが、これらと並べて政党の役員を取り扱うということについては、質的にも異なるということも考えまして、政党の役員を欠格事項に掲げることはいいたしてないわけでございます。

しかしながら、もちろんこれは規定としてはそういう規定で考えておるわけでございますけれども、先ほども申しましたように、放送大学学園が大学を設置するということ、特殊法人であるという、そういうことにかんがみまして、役員は任命に当たります。これはそういう特性を十分配慮した慎重な対応というものは必要であらう、かように考えております。

○粕谷照美君 私はそこが非常に不思議なんですけれども、絶対になつてはいけないうことにはなつてないわけでしょう。政党の役員も放送大学の役員になれますよという、こういう法律でしょう。

○政府委員(宮地貫一君) 規定の上では御指摘のとおりでございます。ただ、先ほども御説明をいたしたわけでございますが、特殊法人全体についても、その欠格事項を決めるに当たりましていろいろと私も十分調べたわけでございます。が、ただいま説明を申し上げましたように、これを欠格事項として掲げておるものについては、四十年以降の立法例についてはそういう具体例がないという点も参考をいたして規定をしたものでございます。

○粕谷照美君 具体例がなくとも、これから起きるかもしれない。もうほとんど金額が国庫出資の放送大学でありますね、しかもテレビでもって、放送衛星でも上がれば全国に電波が通つていって、そして教育問題についてはもう一億が全部画一化されるんではないかなどという指摘がある中

に、この政党の役員——政党の役員と言へば野党の役員が入るわけはない、時の政府のその政党の役員が入っていくということについては、国民としては非常に危機感を持っているわけですね。その辺はどうですか。幾ら具体例がないと言つたつて、これからのないという保証はないわけですか。

○政府委員(宮地貫一君) その点は、放送大学学園そのものが、これは大学の設置ということと、その大学が放送を実施するというような事業を行うわけでございます。大学につきましても、もちろん教育基本法第八條第二項の規定によりまして、特定の政党を支持し、またはこれに反対するための政治教育その他政治的活動を行うことが基本的に禁止をされているわけでございます。また放送事業については放送法第四十四條三項の規定により、「政治的に公平であること」ということが要請されるわけでございます。したがって、この欠格事項ということ以外にこういう大学についての教育基本法の考え方、また放送事業というもののについての放送法第四十四條三項の規定、これらを受けて、たとえば仮に政党の役員のうち放送大学学園の役員としての適任者があつた場合におきましても、その者を学園の役員に任命するということについては十分慎重な配慮がなければならぬことはもとよりでございます。そして、そういう放送大学学園というものの、本来の大学なりあるいは放送を行うというものの本質から見まして、そのことは慎重な対応が必要だと、かように考えている次第でございます。

○粕谷照美君 文部大臣、いかがなものでしょう。文部大臣も非常に放送大学について勉強していらつしやる、熱心だと、こういうお話も私は当局から聞いているわけでありまして、政党の役員がこれだけ問題の放送大学の役員になる、このことについてどのようなお考えをお持ちですか。

○国務大臣(田中龍夫君) ただいまの御質問でございますが、ただいま先生の御懸念につきまして局長からのお答えを申し上げたような次第

で、そういう点では私は実際の任命その他の点においても慎重な配慮と、それからあくまでも厳正公平な態度の任命ということがなされるべきでない。そういう点で十分に確保されると、かまうに考えております。

○粕谷照美君 もっとはっきり言っていた方がいいと思いますけれども、政党の役員がこの放送大学の役員になると、このことは好ましくない、あつてはいけない、こういうふうな理解してよろしいですか。

○国務大臣(田中龍夫君) 基本的には全くそのとおりでございます。

○粕谷照美君 ところで、その政党の役員というのは一体どういう人たちを役員と言うのでしょうか。文部省でこれは答えられますか。

○政府委員(宮地貫一君) 具体的に政党の役員というのはどの範囲になるかということについては、文部省としてはそういう事柄を解釈すべき法律を所管している役所ではございませんので、その点については私からお答えするのは控えさせていただきます。

○粕谷照美君 この法律を提案しているのはどの省が提案しているのですか、そうすると。

○政府委員(宮地貫一君) もちろんこの放送大学学術法案は文部大臣、郵政大臣が主務大臣というところで提案をさせていただいております。

○粕谷照美君 そうして質問に答えられないというのでは困ってしまうわけでありまして、私はこれ以上審議ができませんのであります。それで、その政党の役員とはどの範囲を言うのかということについて、法制局とも至急打ち合わせをして、そして当委員会に御報告をいただきたいと思っておりますが、どうでしょうか。

○政府委員(宮地貫一君) そのようにさせていただきます。

○粕谷照美君 それから、先回るときにわが党の本岡委員が質問をしましたけれども、この天下りについてどう考えるか、あのとき御答弁がなかったように思います。最初のうちは、それは全額政

府出資でありますし、このことを一生懸命にやってこられた方が役員としてなされるだろうと、こう思いますけれども、その辺のところはどういうふうな理解をしたらよろしいですか。これは大臣でない局長はちよつとお答えになりづらい。

○国務大臣(田中龍夫君) どうも先生の天下りという言葉がちよつとひつかかるんですけれども、これは適材適所という表現にしたいのだと思います。

○粕谷照美君 適材適所もよろしいですけれども、通常もうこの言葉は国民のものになっているわけでありまして、それは大臣、答弁を逃げてはいけません。先回はつくらなきやだめだと、こういうふうな軽くなされてしまいましたけれども、私はやっぱりこの特殊法人ができるということについて国民の厳しい批判もあるわけでありまして、その点は十分御考慮をいただきたい、こういうふうな要望を申し上げておきます。

さて、この教授会について先ほどからずいぶん触れておりましたけれども、学校教育法五十九条は、「大学には、重要な事項を審議するため、教授会を置かなければならない。」②として、「教授会の組織には、助教授その他の職員を加えることができる。」③あるわけですが、法律五十九条自体、教授会の構成、審議事項について詳細な定めをしていない、簡単なことしか書いていないというので、何と云うんですか、法律のねらいというのはどの辺にあつたんでしょうか。

○政府委員(宮地貫一君) 学校教育法の規定は、御指摘のように、大変簡単な規定と申しますか、条文としては重要な事項を審議するために教授会を置くということが書かれていてだけでございまして、構成その他については書いていないわけでございます。恐らくこれは立法の趣旨といたしましては、教授会の具体的な持ち方と申しますか、そういうことについては大学みずからが決められることが一番適当であろうということで、法律の規定としてその構成その他について規定をしなかつたものと、かように考えております。

○粕谷照美君 そのことは大学の自治を尊重してそういう法律になったと、私は局長の御答弁と一緒にこういうふうな理解をしているわけでありまして、この放送大学においては学校教育法は適用されている、こう考えてよろしいと思ひますが、この教授会について法案の中に触れていないという理由は何でしょうか。

○政府委員(宮地貫一君) 御指摘のように、この放送大学は学校教育法第一条に規定する大学でございますので、学校教育法の規定がもちろん適用にあるわけでございます。したがって、学校教育法五十九条の規定するところによりまして、「重要な事項を審議するため、教授会を置かなければならない」ということになることは当然のことでございます。まあ言うなれば、学校教育法五十九条は当然に適用があるという考え方に立ちまして、この放送大学学術法案そのものに重ねて書いていないというのが基本的な考え方でございます。

○粕谷照美君 そうしますと、重要な事項を審議するには教授会を置かなければならない、こういうことが生きていくことになるならば、なぜこの法律の中で重要な事項を審議するに評議員会と、こう書いてあるんですか。これは学校教育法を乗り越えて大学の自治に介入をする、私はそう思いますけれどもいかがでしょうか。

○政府委員(宮地貫一君) その点は従来からも御説明を申し上げてきておるわけでございましてけれども、放送大学の教官組織というものが専任教員のほかに多数の、これは当然に国公私立大学の御協力をいただいで客員の教員の参加を予定されているということもございまして、そうしてまた各地に設置を予定しております学習センターにも専任教員を配置するということもございまして、この放送大学の組織そのものが大変通常の大学とは異なる形態をとるということは御理解をいただけたところであらうかと思ひわけでございまして、そういうようなことを踏まえまして、現実にはこの放送大学におきます教授会の持ち方というようなもの

のは、そういうこの放送大学自体が持つておりますいろいろな特性というものを考えた上で、これは先ほども申し上げましたように、放送大学自体でこの教授会のあり方ということについては当然お考えをいただくわけでございまして、しかしながら、ただいま申しましたような特性にかんがみまして、教授会のはかに評議会をこの法律に起こしまして、教員人事に関する事項でございましてとか、その他管理運営に関する事項について評議会において審議をするという規定を置きましたのは、この放送大学の特性にかんがみて、評議会がそういう権限を行使するということが、教学に關する事項を確保するためにも必要であらうということとで私どもとしては規定を起したわけでござい

ます。たとえば国立大学におきましても、従来から単科の大学の場合でも大学の事情に依りまして評議会を置く場合のあることはもちろん想定もされておりますし、たとえば具体例で申しますと、北海道教育大学というふうな例で申し上げますと、大変広い地域にそれぞれ分校もあるというふうな形で、具体的にはそういう評議会を置いているケースもあるわけでございまして、そういうような実情も十分考慮をしまして、それらを法律上はつきりした規定で規定をいたしておるものでござい

ます。○粕谷照美君 学校教育法五十九条が生きていくということを考えれば、文部省からこの資料いただいたわけですが、教員の採用の選考について、教授会の議に基づき学長と、こういうことが現実には起こつても、これは放送大学そのものが決めることなんだというように理解をしてよろしいか、評議会でなければならぬと、こういうふう

に理解をするのか、その辺はいかがですか。○政府委員(宮地貫一君) 教員の採用その他具体のケースにつきましては、もちろんこの法人が発足をし大学が発足をしましてから具体的な処理として行われることになるわけでございまして、それぞ

○粕谷照美君 考え方はよくわかるんですけど、ちつとも具体的にでないんですね。さっき私指摘しましたように、国立大学の先生よりも5%給料をよくします、決して待遇は悪くあり

せん、こう言われましても、それよりもいい給与をもらっている私大の先生方が本当に来てくれるかどうかについては大変疑問がある。だから、給料の面についても考えます、それから任期が終わってお帰りになるときには法制度をつくらせてお帰します、こういうことをひとつ言っていたかなければ身分が不安定だということを、質問の仕方も悪かったのかもしれないけれども、お答えいだだかなかったのは非常に残念であります。そういうことについての、たとえば制度というふうなものを考えることができるのですか。たとえば、さっきお話ししましたように飯島先生のことのように、やりやすうと言ったって、教授会でだめですよと言ったら帰ることができない。こういうことがあるわけでしょう。行くことができない。それは一体どうやって保障されるのですか。

○政府委員(宮地貫一君) 具体の教官の人事について、この任期制というものが本当に生きていくためには、もちろんほかの御協力をいただく国公立大学側の協力がなければ円滑に回転しないというところは御指摘のとおりでございますし、また既存の大学というものが、教官というもののポストについては、そう簡単にローテーションがつかぬのかというふうなお尋ねも先般いただいたわけでございます。私も、確かにそういういろいろと考える必要はない問題点はあると考えておりますけれども、しかしながら、それぞれ相手方の大学にも御協力をいただくという前提を持たないと、この任期制というものは活用ができませんわけでございます。

具体に、たとえばA大学から来ていただいた方が五年なら五年、あるいは十年放送大学へ来ていただく、さらにA大学へお帰りになるところになるか、あるいはさらにB大学というところへ回っていくことになるのか、その辺は個別の人事にかかわることになりますので、それぞれ大学御当局の間で具体的な御相談というものがなされなければならぬわけでございます。私も、それら、それらの仕組みというものが実務的な面でできる

だけうまく回転をいたしますような努力というものは最大限いたさなければならぬと、かように考えております。

具体の事柄について申し上げますと、それぞれ大学御当局の間での協議という事柄になる問題であらうかと思ひます。

○粕谷照美君 昔聞えられてさきやかれていたところでは、教員の首切りのもう一番いい条件だと、こういうことを言われると、非常に二の足を踏むのではないかと危険性もありますので、これが発足をしたときには、きちんとそのことが確保されるように、もう当然のこと努力をしなればならないし、それぞれの大学にも協力をもらいうように、文部省としては全力を挙げて努力をしていただきたいと、こういうふうな考えております。

時間がなくなりましたから、放送大学の名称についてお伺いをいたします。

イギリスでは、放送大学と、こう言われていたものがその後公開大学と、西ドイツあたりでもチュービンゲン大学通信学習全国研究所とか、ハーゲン通信大学、全体制大学と、こういう名前が存在しているようです。この理由は、教育における放送技術の過大な評価の反省と、学生と教師、学生同士の教育上の重大な意義の再確認を意味していると思ひます。

わが国の国立大学の名称は、地名とかあるいは医科、農業、芸術などなど教育研究の目的を冠しています。そういう中で、この放送というのは大学教育をやる手段であり方法ですけれども、名称は一体正式にはいつ、どのような機関で決定をされるのですか、その経緯をお伺いします。

○政府委員(宮地貫一君) 放送大学の名称でございますけれども、この法律案では御案内のとおり法令上の読みかえ規定というふうな形で、第二十一条に「学園が設置する大学(以下「放送大学」という。)」という形で、便宜放送大学と称しているわけでございます。この大学は、この放送大学学園が設立されますと、先ほども申し上げたわけ

でございますけれども、法人でございますこの放送大学学園から文部大臣に対して大学の設置認可の申請がなされることになるわけでございます。そして、文部大臣から認可をされて大学が設置されることになるわけでございます。この大学の名称につきましてはその時期に決まることになるわけでございます。従来からこの放送大学の名称についていろいろ御審議いただいておりますけれども、この大学学園側とも協力して、適切な名称を検討したいと、かように考えております。

なお、なにも、従来この放送大学の創設準備に関する調査研究協議の協力者がございまして、その協力者の方から二、三提示されている名前も申し上げてみますと、まあ放送大学という名前も、世間その使われ方というものが相当定着してきているんではないかと御意見もございします。ほかに、たとえば公開大学でございますとか、日本公開大学でございますとか、あるいは教養大学などというふうな名称をただいま申しました協力者から御提案をされているケースでもございします。なお、大学の名前というものはやっぱり大変大事なものであるかと思ひますので、ただいま申しましたような各方面の御意見も参考としながら、認可申請のときまでには対応を考えたい、かように考えております。

○粕谷照美君 新構想の教員大学法案が提案されましたときも、たしかあのときは教員という大学はないということで本参議院においてずいぶん討論がなされ、あのときは公明党さんからの修正提案がなされて教育大学というふうになったというのを覚えておりますけれども、名称についてこの国会の審議というのは非常に重要に考えてよろしいかどうか。

○政府委員(宮地貫一君) 教育大学の法案審議に当たりましてそういう経緯があったことも十分私も承知をしておりますので、かように

なお、ただいま申しましたように大学の名称というものはやはり大変大事なものだ、かように

考えております。

そういう点で、それぞれ国会の御審議等も踏まえながら慎重に対応してまいりたい、かように考えております。

○粕谷照美君 この法案の第四十一条になりますけれども、「学園の解散については、別に法律で定める。」こうなっているわけですね。学園が解散をするというのは一体どういうときのことを考えて提案をしていらっしゃるんですか。

○政府委員(宮地貫一君) これは、この法律によりましてつくられるひとつの特殊法人といいますが、御案内のとおり特殊法人というのはそれぞれ個別の法律で法人格というものを与えられているものでございまして、その点は第二条に「放送大学学園は、法人とする。」というふうな規定で、この個別のそれぞれの法律によりまして法人格を持つことになるわけでございます。したがって、この法人そのものの解散といいますが、これは解散の規定といたしましてはやはり別に法律で定めるといふことを定めませんと規定として整わないと申しますか、解散手続がなければやはり一つの法人格を持続したものが消滅する手続といいますが、そういう手続としてはやはり法律でなければならぬというのをこの法律で規定をしたわけでございます。これはまあ通例特殊法人の設立に關する法律ではいずれも設けられているわけでございます。具体にこの放送大学学園の解散というふうなことを想定するということは、まず私どもとしては考えられない事柄である、具体的問題としてはそう心得ておりますけれども、規定といたしましては、ただいま御説明申し上げましたような通例の特殊法人の設立に關する法律に設けられている規定の例にならぬように置いたものでございします。

○粕谷照美君 放送大学が発足いたしましたして学生が集まらなかつたとか、あるいはまた国鉄のように大幅赤字になつたとか、いろんなことになりまして、統廃合などということが政治課題に上がつていくようになりますと、この「解散」という言

業、非常に大きく目に映ってくるわけでありました。しかし、教育の場においてそんなことを、特殊法人に横並びになどというようなことを私どもはやっぱり考えないでいただきたい、そんな気持ちがありました。

時間の関係で私は最後に一つだけ質問をしておきますけれども、文部省が実施いたしました学術研究活動調査というのがありますね。これについて、実態そのものよりも研究調査をした結果、こういうことが特徴的に浮かび上がったというようなことについて報告をしてください。

○政府委員(松浦泰次郎君) 先生御指摘の学術研究活動に関する調査は、昭和五十二年十一月現在で、国公私立の大学、短期大学、高等専門学校、それから国立大学の共同利用機関、文部省所轄機関等の教育職員及び研究職員を対象に研究活動に関する動向を把握するとともに、今後における学術行政上の諸問題を判断する基礎資料を得るために実施したものでございます。

その結果につきましては、非常に調査内容が多岐にわたっておりまして、まともに時間を要しましたが、昭和五十五年三月に「我が国における学術研究活動の状況」というもので発表をいたしました。その調査項目の主なもの、研究者の総数、分野別の構成、研究者の年齢、学位の取得状況、研究課題及び論文発表の状況等でございます。

これは内容的には非常に基礎的な数字が多々ございまして、全般的な状況がわかるというものでございまして、特に顕著な事項としましては、大学研究者の平均年齢が従前の調査に比べまして高くなっていること、それからこれは大学院等の普及の結果であろうと思いますが、大学院修了者の占める割合がかなり大幅に増加しておること、というように、それからこれは今回初めての調査でございまして、研究論文の発表状況が研究者によりまして非常に幅がございまして、一般的な論文発表数は平均七点でございますが、分野によりまして違いますが、五年間に一度も論文を発表していないという研究者が約

四分の一いるというようにもわかりました。こういうことがある意味では刺激になっておるんじゃないかと思ひます。

また、研究者の養成の問題につきましては、そういうような調査結果を踏まえまして、現在、学術審議会に学術研究体制の改善のための基本的施策について、養成確保のあり方の審議をしていただいておりますが、その基礎資料ともいたしております。

また、研究者の海外の学会等への出席でございますが、これにつきましては、五年間に約二割ぐらいの方が出席しておることが判明をいたしました。国費等で措置しております人員に比べますと、予想外に多くの方が出かけておるといふようなことも判明いたしました。この事実を踏まえまして、私ども、今後とも国際交流の観点、予算措置等配慮してまいりたいというように考えておる次第でございます。

それからまた、この結果につきましては、「研究者・研究課題総覧」というようなものを文部省の監修でつくりまして、人文・社会科学編が全一巻、自然科学編が全五巻というように形で日本学術振興会の編集で発行いたしました。これは全国の約十万名の研究者の研究状況等が全面的に把握できるといふようなことで、研究者にとりましては非常に参考になる資料ということになっておるような状況でございます。

○粕谷照美君 時間が来ましたから私はきょうの質問はこれで終わりますけれども、しかしいまでもこの放送大学に客員教員としておいでいただく方々あるいは専任としてやられる方々それぞれにどれだけの研究体制を保障してやるか、どこまでかという御指摘がありました。ところが、いまの調査を見ますと、五年間に一度も論文を発表していない人が四分の一もある、二万六千八百二十人だ、このことは大変なことだといふふうに思ひうけであります。

私はこういう問題についてもこれからまた審議を続けていきたいということを皆さんに申し上げ

て、きょうの質問を終わります。

○委員長(降矢敬義君) 午前の審査はこの程度にとどめ、午後一時まで休憩いたします。

正午休憩

午後一時二分開会

○委員長(降矢敬義君) ただいまから文教委員会を再開いたします。

放送大学学術法案を議題といたします。

去る十六日に引き続き、本日は、お手元に配付いたしております名簿の方々を参考人として御出席をいただいております。

この際、参考人の方々に一言ごあいさつを申し上げます。

皆様には御多忙の中を御出席をいただきまして本当にありがとうございます。皆様から思慮の深い御意見を拝聴して、本案審査の参考にいたしたいと思ひます。

つきましては、議事の進行は名簿の順で一人約十五分程度御意見を述べていただきまして、その後委員の質疑にお答え願ひたいと思ひます。よろしく御願ひ申し上げます。

それでは、河合参考人にお願ひ申し上げます。

河合参考人。

○参考人(河合雅雄君) ただいま御紹介にあずかりました河合でございます。

私は、放送大学につきましては専門的な知識は持つておりませんけれども、二十数年来教育テレビ番組にずっと関係してまいりましたという体験と大学の教官としての立場から、この大学がなぜ必要なのかという点について、その内容とか効果を含めながら私の意見を述べてみたいと思ひます。もちろん、組織とか運営の問題というのは、これは非常に重要なことでありますが、いままで十分論議されたように思ひますので、それとまた時間が余りございませんから、後で御質問があれば私の考えを述べさせていただきますと思ひます。

放送大学は、高等教育に対する機会の均等を保障するという点できわめて重要な機能を持つておると思ひます。現在大学進学率は三五％ぐらいますが、進学できなかった人に勉学の機会を与えるということは当然重要なことであります。特に非常に重要だと思ひますのは生涯教育にかかわる問題でございます。生涯教育と言われてもよく分らないのですが、そしてまたその機運は非常に高まっていると思ひます。ただ、こういう問題についてはカルチュアセンターとか市民大学、そういうところで行われているというのが実情だと思ひます。国としてこの生涯教育のための教育体制をいま緊急につくる必要があるように私は思ひます。

日本は物質的に非常に豊かな社会をますます達成したわけですが、心の豊かさという点でいふところの欠陥がむしろあらわれているように思ひます。この心の豊かさを充足することが非常に肝要だと思ひますが、そしてまた国民もまたそのことを大変望んでいるように思ひます。レジャーと言われてからも久しいんですけど、長い間のレジャーという事実を国民が持つて、その中から娯楽から知的充足へ、そういう希望が非常に強まっている、こういうことを国としても十分受けとめる必要がある。そのためには放送大学というのは非常に有効な手段であるといふふうに思ひます。

放送大学に関する具体的な問題を幾つか挙げてみたいと思ひますが、一つは、放送大学というのは、現在の大学の閉鎖性、保守性、硬直化、こういう問題の打破に非常に大きな役割りを果たすと思ひます。たとえば現在の大学では人事の停滞というのが非常に大きな問題になっておりますが、放送大学に各大学、地方大学はもちろんです

が、研究機関などが協力することによって、人材の発掘、それから各大学の教師同士の相互理解を深める、それからこういう人がおったという新しい見直しが行われる。そういうことから人事の交流の非常にいい機会を与えるといふふうに思ひま

す。また、そのことによって大学の閉鎖性を破るということに役立つように思います。

大学人の本来のあり方といたしまして、研究と教育、それから社会還元、その三つを挙げることができま。欧米の大学ではこの三つを全うしなければならぬというふうな評価がなされるわけですが、残念ながら、日本の現状ではまだまだ研究者第一主義でありまして、教育者という問題は二義的に考えられております。そしてまた社会還元という点では非常に不十分であると思ひます。この社会還元という問題は学問の公開ということにも深くかかわっておりまして、ごい

が、放送大学を通じて教育者としての重要性を大学の教官が自覚する、それからまた社会還元の場合に広く与えられるというふうな効果があると思ひます。で、放送大学における授業というものは公開されますから、十分国民の批判を受けるということになりまして、したがって、授業内容というものは非常に精選したものにならざるを得ない。そうしてまた、非常に高級であるけれども、平易であつて、そして漸新な内容を持ち、そして新しい工夫を盛り込まれた授業法というのは、現在のいわば旧態依然とした微温的な既存大学に対して非常に強いインパクトを与える、そのような賦活用を持つというふうには私は考えます。

第二に、学問というものはどんなに進歩してまいりまして、一般の要求度が非常に強い学問分野あるいは早急に普及しなければならぬといった学問分野がございます。たとえば人類学がそうです。アメリカでは人類学とか学問というものは普通でございまして、日本では自然人類学というのは東大、京大しかございせん。それから文化人類学は全国に数講座しかない。けれども、日本はいま急激に国際化し、国際的に活躍する人を養成しなければならぬんですが、それに関する重要な知識というのは人類学が与えることができません。ですから、これは法学、経済、あるいは教育あるいは医学、そういった各学部の人たちにも必須のものだと考えます。それとその他、たとえ

ば人類の遺伝学、これは日本には恐らく講座はないと思ひます。医学部にもないと思ひます。それから生態学、これも全国では微々たるものであります。こういう非常に必要な学問の講座を各大学につくるといふことは事実上非常に困難であります。ですからこういう学問を特に取り上げて放送大学で行つていただきたい。で、またこの単位を各大学が認めると、そういうことになれば長く言われています単位互換ということも推進できるのではないかと思ひます。

それから第三に、新しい授業法というものが非常に開発されるというふうにも思ひます。映像による具体的な印象づけ効果というのは非常に大きなものでありまして、そしてまた教室ではとうていできないような実験を提示することもできます。それから総合的な授業が十分可能である。たとえば古今集をとつてみますと、カッコーという鳥のことがずいぶん出てまいります。カッコーはどんな鳥でどんな声で鳴くのか、そういうことを授業では簡単に教えることはできません。こういうことは映像を使つて十分に効果を上げることができ。それから、こういう場合にはたとえば植物学者であるとか、あるいは民俗学者、考古学者、こういう人々を呼んで、そこで対談を行う、こういうことによつてたとえば文学の講義も非常に多様に、そして有機的に行う、つまり立体的な授業が可能になるというふうにも思ひます。

第四には、現在テレビというのは非常に普及しております。いわばテレビの一種の神格化現象といひます。テレビで放映されたものは絶対的な価値を持つというふうには一般の人々、考えている人がずいぶん多いように思ひます。ところが、たとえば私の分野に關係しますと、いわゆる秘境界とか、動物の生態、ずいぶん放映されますけれども、その場限りの興味本位である、あるいは切り売りである、あるいはつまみ食い、こういうことからまた誤った知識、あるいはばらばらな知識を与えている。これは大変な時間をかけてあるにもかかわらずほとんどむだであります。大学とい

うのは体系的な知識をきちつと与えるところでありまして、いま言つてゐる問題についても基礎的な知識、体系的な知識といふものをきちつと持つておればいろんな番組についても十分自分のものとしてこなしていける、そういうことができるというふうにも思ひます。たとえば現在四百万人から十人、外国に出かけていくわけですから、ほとんどが物見遊山で帰ってくる、こういうことはもう非常に残念であります。日本としても大きないわば国家的な損失だと思ふんですが、こういう人たちが、たとえば文化人類学とか、地理学とか、歴史あるいは美術史、そういうものの基礎的な知識を持つておれば、外国に行つて十分有意義なものを得て帰れる。これがすなわち日本全体の国際化の水準を高める、こういう効果を持つことができると思ひます。こういう広範な効果といふものは放送大学を除いては得られないのではな

いかというふうには私は考えております。あと組織のところでもちつと触れておきたいのは、いわゆるチーフディレクターとかプログラマディレクターといふのがあつておりますが、この人の重要性といふものはもう一度認識する必要があります。つまり、学問といふものを講義とともに映像して、あるいは聴覚的に訴える手段として表現する場合に、いわゆる既存の大学人といふのはずいぶん素人でありまして、こういうディレクターはいわゆるアレンジャーとしてあるいはミキサーとして非常にすぐれた能力を持つ人が必要でありまして、こういう人は特に十分注意をされて選んでいただきたい。そしてまた、たとえば教授会あるいは評議員メンバーにもチーフディレクターぐらいは入つていく、そういうことも考える必要があるように思ひます。

時間が参りましたので、これで終わらしていただきます。○委員長(降矢敬義君) ありがとうございます。次に、坂元参考人をお願いいたします。坂元参考人。

○参考人(坂元昂君) ただいま御紹介いただきました坂元でございます。

本日、参議院の先生方の前でお話できますことを大変光榮に思つております。私、教育工学によります教育方法の改善というものを研究してまいりました立場から、若干の感想を述べさせていただきます。

結論として申し上げます、放送大学は日本の国民にとつて大変大きな意義を持つて存じま。で、七点ばかり申し上げたいのでございますが、時間の關係がございまして三、四、五、六、七点を個別的に申し上げます。

第一は、放送大学は高等教育の機会拡充に寄与する。これは河合参考人がおっしゃつたことと同一でございまして。第二点は、教育の方法の革新であるといふ点でございまして。第三点は、教育の質がよい。クオリティーでございまして。第四点は、全国性と地域性の統合ができる。第五点は、教育方法の改善のモデルとなる。この点も河合参考人御指摘になつておりました。第六点でございまして、サポートシステムといひます。第七点は、諸外国に例がふえてきているという、こういう七点を考へておりましたのでございまして、三、四、五、六、七点をばらしていただきます。

まず、第二点として申し上げました教育方法の革新であるといふ点でございまして、放送大学は今日の科学技術の成果を生かし、それを教育方法に十分取り入れることをねらつております。で、放送であるとか放送のテキスト、通信指導、面接指導あるいは電話、コンピュータなど、私どもマルチメディア—多くの媒体と申しますか、多くのメディアを使いまして教育の効果を上げようといふふうな存じております。中でも放送の教育効果といふのはきわめて大きいと存じますが、日本

では御承知のように学校放送が長年の経験を積みまして教育効果を上げていくわけでございますが、残念ながら大学レベルでの放送教育の効果の研究というものは余り進んでおりません。しかし、イギリスの先例の公開大学ではもう十年以上の経験を持ちまして、放送の教育効果というものをある種のノウハウ集としてまとめて、一昨年です出版しております。

そのうちの幾つかの点を拾って御紹介させていただきますと、放送の一般的な効果としましては、学生の所属感、あるいはコース設計者との一体感をふやし、授業の非人間性を減らす。それから、読書だけから内容を習得するよりも時間の節約になる。

第三点としまして、規則的に勉強するペースになる。夜勉強に取りかかるはずみになる。

四番目は、新しい学生を引きつけるし、一般の視聴者に関心を持たせる。

五番目は、外部の人たちに学術的な水準の高さを示す。こういうふうな放送の一般的な効果をまとめている後に、十八項目、テレビの教育機能、それから十六項目、ラジオの教育機能というのをこうまとめておるわけでございます。

で、放送以外につきましてはいろいろな手段につきましては、私どもがやりました日本での放送番組の実験試行のときのアンケート調査からもこういうことが言えると思いますが、通信指導というメディアがぜひ必要であるというモニターが大体六割から八割五分ぐらい、面接指導がぜひ必要だという者が大体五〇から七〇%ぐらいで、大変、面接指導、通信指導、放送教育の効果が高いということが認められるのではないかと思います。最近では、遠隔教育、ディスタンスラーニングと申しますか、遠隔教育という言葉で放送大学と通信指導などを含めた名称が使われておりまして、地理的、経済的に大学教育、高等教育の勉強の機会を得られない人たちにぜひその場を与えたいということを目指しております。いわば、距離を通信手段で克服するという形の遠隔教育とい

うものが世界的にも大変重要だと言われているから、この試みというものは意義があるものだと私は感じております。

第三点に申し上げました点は、教育の質がよいということでございます。

これは日本有数の教授陣が集められるということ。専任だけでなく、客員とか非常勤の方々の協力を幅広く得ることができるとございまして、それぞれの学際分野についての有数な方を取りそろえることができるという点。それから、大事なものは、教材を作成するときに、コースチームとか、教育工学の専門家とか、メディアの専門家とか、チームをつくりまして、協議をしながら、多角的にいろいろな角度から内容を吟味したり、指導の方法を吟味したりして、場合によりましてはテキストやビデオの試作品を想定される学生に見せてチェックをするということが試みられるわけでございます。イギリスの公開大学ではそれをきちんとやっておりますこともありまして、でき上がった作品が、テキストであるとかビデオテープであるとかが世界じゅうに売れているわけでございます。日本の放送大学でもそういうような形で、このコースチームが準備されていると、私読ませていただいておりますので、この点は、教育の内容につきましまして大変多角的な検討が行われるという点で、放送コードに関して出ております問題点にも有意義な解決になっているのではないかと、いふに思います。このような形で、非常に細心にテキストをつくったり、講義の評価を行ったりすることは従来の大学では余りできておりませんので、私どもが勤めておりますような大学でも参考になるのではないかと考えております。それから、同じ教育の質がよいという中で大切なことは、温かい教育ができること。一見矛盾したような言い方でございますが、実は、テレビに出ております講師に対して、大変受け手の側は親しみを感ずるわけでございます。イギリスの例でも出ておりました。アップで非常に迫力があるのが

出てまいります。普通の大学で、マスプロ教育をやりますと、遠くの方に先生ががすんで見えて、質問できない、ただ帰っていくというような場合がありまして、それよりもむしろむしと追力を持ってお客さんに訴えてくるだろう。むしろテレビを通じての教育に温かみが入ってくるということ。それから、マスプロ教育などではなくて、質疑応答などができまして、この場合には、マークカードといいますが、通信指導のときに問題を出して、それに答えをさせまして、送り返して、送り返されてきた学生の資料に対して、本部からもう一度フィードバックがかかるというように、双方の通信が考えられております。そのほかに、面接指導とか、電話での問い合わせのように、システムとしてのフィードバックといいますが、

双方方向が、放送が持っている一方方向を補う形で考えられて運営されるという点、大変大事なことでないかと思えます。イギリスの公開大学でもそのようなことをやっておりますし、これからは新しい教育メディアを取り入れてコンピューターを使うというふうなことも考えているわけですが、日本はそういう科学技術が進んでおりますので、やがて静止画のリンクエラスト方式であるとか、キャプテンシステムのようものが取り入れられることは必定であろうと思っておりますので、その点で、とかく私ども伝統的な大学で陥りがちな双方方向の欠如が部分的にございまして、そうしたものを補うこともできるのではないかと、新しいメディアによつて双方方向通信が確保されていくだろうといふに感じております。

もう一つ、この双方方向といいますが、つきましては、テレビに出ております講師と受講生とが画面の中でやりとりをいたしますと、それを見て私どもは参加している感じがするわけでございます。普通の大学でも、だれもが質問するわけではなくて、だれかが質問する、それに先生が答えるということを見て参加する意識を持つわけでございますので、テレビの中の双方方向のやりとりが私ども学術用語では観察学習、オブザーベーション

ルーラーニングと呼んでおりますが、そういう形の効果をもたらす、実際の温かいやりとりというのは学習センターで営まれるわけでございます。そういう点で教育の質がよいということが非常に意義があることではないかと感じるわけでございます。

それから第五点で申し上げましたのが、いまの第三点と絡まるわけでございますが、教育方法改善のモデルになるということでございます。

コースチームをつくりまして、先生方が共同をしましてよい教科内容、カリキュラムを編成するとか、教授法につきましましてメディアの専門家が入って演出の仕方を研究するとか、評価改善につきましまして学生諸君からのアンケートに基づいて講義のやり方を変えていくとか、そのための先生方の指導方法の訓練、場合によっては学生の学習の仕方の訓練というように、公開されますので、必ず行われるわけだと思っておりますが、そういうような教育方法改善に対する取り組みが私どもの大学に大変大きな影響を与えるだろう。教育の効果をも高めるための方法を放送大学が模範となつて取り組んで、その成果をオープンに、学生だけではなくて、一般の人まで見られるわけですから、よくやっていると直したというフィードバックもかかってくるわけでございます。そういう大ぜいの方々からの批判のもとに、内容もよくなり、方法もよくなっていく。そうしたモデルが全国に出ますから、私ども大学人も、自分の授業を振り返って何とかしなくてはというふうな感じになるのではないかと、いふに感じております。これが第五点でございます。

それから第七点として申し上げました諸外国に例がふえていくことでございますが、御案内のように、イギリスの公開大学は独立大学型といいますが、一つの大学といたしまして一九六九年ロイヤルチャーターを受け、七一年から学生募集をいたしまして、すでに十年の実績を踏んでおりますことは御承知でございますが、これと似た

ような形のもが幾つかもうすでに各国にできております。

たとえば、スペインの公開大学は一九七二年にできまして、六学部を持ち、すでに学生数四万一千人、学習センターは五十七ございます。ラジオを使っており、テレビも使いたいと思っておるわけですが、なかなかチャンネルがあかないので、そこまですてないようでございます。スペインがございまして、その系統で、コスタリカとかベネズエラという国々もやっております。それから、昨年の十月には、タイ国がオープンユニバーシティ、公開大学を開設しまして、八万四千人の学生が登録されて大変だということを申ししております。それから、アメリカが、御案内のように間もなく五十八年度設置をして、公開大学をする。すでに放送の教育利用につきましては大変実績を踏んでいるわけですが、イギリス型の公開大学を、あの大学進学率の多いアメリカですら始めている。つまり世界各国がこの問題に真剣に取り組んで、経済的あるいは地理的な理由で高等教育の機会を奪われている人たちにその場を提供するんだと、未来の生涯教育のシステムとして整備していくんだという方向に動いておりますので、そうした整備の条件などにつきまして、先生方のお力添えをいただいて、りっぱな放送大学ができるように祈っております。

○委員長(降矢敬義君) ありがとうございます。

次に、室参考人をお願いいたします。

○参考人(室俊司君) 立教大学の室でございます。

社会教育、成人教育を研究してまして、その面から、現在参議院で慎重審議されております放送大学法案につきまして、非常に関心を持っております。その点から、いま申しました社会教育、成人教育を研究してきている者の立場からこの放送大学の可能性を考えますと、生涯教育の時代ということになります。それから第二点は、生涯教育の時

代を支えていく有力な教育機関としてどのようなものが必要かということでございます。それから第三点は、生涯教育の時代における大学教育というものの質をどのようにとらえるかということでございます。

そのようなことで注目してみますと、まず生涯教育の時代ということとは、よく最近人口に膾炙される合言葉になっておりますけれども、いつても、どこでも、だれでも学ぶことができるし、学ぶことに大いに価値があるという、そういう常識が進んできたということだろうと思っております。その点から言いますと、この放送大学は、入学試験がないということとは非常に画期的なことでございます。既存の大学が入学試験問題で大部分悩んでおりますけれども、それに対して、一挙に入学試験のない大学ができるということは、これは大変なことでございます。しかし、これがその後四五年間ないし六年間ぐらいかかって所定の単位を取る方もおると思いますが、その中身が、何だしたかたことないということになってしまつては、せっかくのこの画期的な教育機関が意味を持たなくなってしまう。そういう点で、社会教育、成人教育の方から、この放送大学の教育の質がどのように確保され、さらに豊かにしつかりしたものになつていくかということに非常に関心しているわけでございます。

現在、よく教育研究所とか、総理府もやっておりますけれども、生涯教育に関するいろいろな社会調査でございますが、大体多くの方は、生涯教育大いに受けたい、あるいはもっと積極的に、生涯学習大いにやっていきたいという回答を出す人が非常に多くなつておりますけれども、もう少し突っ込んでみますと、すでに積極的にそういうことに何らかのことで取り組んでいるという人が大体三割以上です。それから、これからそういうことに積極的に取り組みたいと願っている、期待しているという人が三割以上。合計しますと七割以上です。潜在成人教育人口としては大変な数でございます。しかし、もう一歩踏み込んで考え

ますと、大体成人教育の場合は、ほつておいても勉強する人がもう一度よく勉強してらるという実情もかなりございます。で、このあたりのギャップをどう放送大学が埋めていけるかということも非常に大事な課題かと思ひます。

そういう点で、少し理念的になりますけれども、そういうギャップを埋める中でどういうことを実現するかということでございますが、まず十八歳から二十二歳ですでに勤労の場にいる青年、こういう青年たちもつと大学レベルの勉強をしたいという、そういうときにそういう教育の機会をどう保障するかという問題が一つあります。これは長年宿題になつてゐる大事な問題だと思ひます。

それからもう一つは、三十歳以降の成人がむしろ学習する適性が出てくるという、まあ成人教育の歴史の古いイギリスなんかではよく言われてることですが、政治とか倫理とか、文学とか歴史とか、そういう文化価値に関するものの学習は三十歳以後が非常に適性が出てくるという、こういう成人教育の経験法則がございまして、こういう点から考えますと、多くの生活の場、職業の場、いろいろな生活し、仕事をしている大人たちが、自分の人生を考えたり、それから自分の持つてゐるものを社会参加によつてさらに生かしていく、それから従来のキャリアを再教育、再訓練によつてさらに鍛えていくという、いわゆる自己啓発の問題とこの学習適性が出てくるという問題は非常に大事な問題です。これにこたえる面も放送大学は大いに持っている、そのように考えられるんではないかと思ひます。生涯教育の時代をそのようにまず私は考えてきております。

そういうことにならざるを得る、生涯教育を支える有力な教育の組織つていうものが現在どのようにならされるかということですが、一つは市町村の社会教育でございます。これは教育委員会が中心になります。公民館等もございまして、市町村の社会教育がこれからの生涯教育の時代の担い手として考えられます。で、この存在のメリットは、住民参加でそういう生涯教育のプログラムを大い

につくっていく可能性が大きいです。

それから二つ目には大学の成人教育です。これまで日本の大学は、先ほど河合先生もおっしゃつておりましたけれども、非常に閉鎖的であつたという反省もあるんですが、まだまだその点、大学の成人教育は日本では非常に発達が遅いのでございまして、まあ私の勤務してまゐる立教大学では、かなりこのあたり最近、かわいらしい形ですが、熱心に取り組んでおります。で、この第二の柱の大学の成人教育は、学問の自由、まあこれは古典的なアカデミックフリーダムの問題が現代の中でどうさらに生きるかという大事な問題も含みますけれども、大学の成人教育は学問の自由という問題でかなりいろいろな可能性が新しく考えられるかと思ひます。

それから三つ目は、例のカルチュアセンター等々に代表されます。それからY M C Aみたいな民間教育団体もございまして、そういうものに代表される民間教育事業でございます。これは、いろいろな学習関心が、いまは非常にスピードが速い時代ですけれども、それに合わせてどんどん出てきますけれども、それに即時的に即応していく、そういう柔軟な構造を持つてゐる教育機関と考えることができます。いい意味の企業性がそういうところに生きると思ひます。

それから、四つ目としていま私たちが非常に注目してゐます放送大学ということがあるんではないかと思ひます。この放送大学は、可能性として私、見ますと、教育の機会均等ということにおいては、一〇〇%の可能性を持つてゐる。ただし、それはハードウェアの点で、まず電波を中心としますから、どんな山間僻地、離島においても高等教育レベルの教育の機会に接せられることができるという、こういう点では大変な可能性を持つてゐるわけですが、しかし、もう一つの問題としましては、ソフトウェアの問題がどう今後充実し、しつかりしたものとしてつくられていくか、ここが分かれ目になるかと思ひます。そういう点では、河合先生、坂元先生の先ほどの御発言大いに今後実

際に生かしていかなくてはならないんじゃないか
と思います。

以上四つ、市町村の社会教育、大学の成人教育、
民間教育事業、放送大学、この四つをまず生涯教
育の時代を支えていく有力な教育機関と考えたい
と思います。それからさらに、もっと大きな、教
育は一国の文化に根差すということと考えれば
さらにいろいろな有力な文化機関が出てきます。
NHKの市民大学講座等の努力は、文化とか
ジャーナリズムの独立の精神等々の中でなされて
いる貴重な努力だろうと思いますけれども、こ
ういう点も大いに考えられますし、それから博物
館関係の努力も大いにこれからは期待されな
くはない。同じく図書館関係でござい
ます。そのようなことも配慮しなくてはなり
ませんけれども、いま勉強したい人、あなたに
教育の機会を、というふうに考えた場合、注
目できるのは以上申しました四つでござ
います。

そういうことで、では放送大学が生涯教育の
時代における大学教育としてどのように中身が豊
かに、しっかりとしたものとして期待されるか
という点でございまして、どうもこういう放
送大学の問題を論じているときに、大学教育と高
等教育という言葉がときどき混合して使われま
す。このあたりはもう区別しないでもいいん
ではないかという考え方もございまして、教育内
容、教育方法のレベルに入りますと若干区別
した方がいい場合もございまして、確かに放送大
学が高等教育レベルの教育の機会均等の可能性を大
きく持っているけれども、高等教育レベルと申
しますと、いろいろな各一般行政がやってお
る教育事業、大学校もそうだし、それから専門
学校系も入ってきます。しかし、それに対して大
学教育ということで考えていった場合、どうい
う独自の教育内容、教育方法の価値があるかとい
うことをここでとらえますと、ちょっと古い言
い方になりますが、私の持論としては、大学の
学生が勉強する日常的な基本は、読書し、討論し、
論文を書くという、それだけの大学生がど

けいるかということもございまして、このあたり
が大事な問題です。仮に放送大学の学生がこ
ういう日常的な努力をすることへ、放送とスク
ーリングでそれをどうバックアップするかとい
う、この基本構図ではないかと思ひます。そう
すると、やはり放送大学関係の問題の中でカリ
キュラム編成と授業展開と評価ということが非
常に大事なる問題となるのではないかと
思ひます。カリキュラムをどうつくるか、実
際の授業をどう展開するか、それからその成
果をどう評価するか、これが非常に中身とし
て核心になるのではないかと
思ひます。その場合、一つは放送として編成
していかなくてはならないという絶対必要条
件がございまして、これはよく放送法第四
十四条第三項の自主規制の問題が論じられて
いますが、それ以上に、坂元先生が先ほどお
っしゃいましたように、教育の表現ですね、
テレビを使った場合これだけのメリットがあ
るというあたりを放送編成権の問題として教
育方法にどう生かしていくかという、このあた
りで大事な問題が出てきます。この担
手はディレクターであり、その責任の中心は
チーフディレクターの方になるかと思ひま
す。それからもう一つの大事な問題は、大学で
言います、実習、実験でございまして、放
送大学は主として人文社会の方の教養的な方
を担当するようございまして、その実習の方は
ちょっと外しまして、しかし基本的には演習、実
習という問題、これを放送大学の学生の一番
身近なところで、どうスクーリングの中でき
ちと支えらるかという問題です。これに
は担い手として周辺の国立大学の協力とい
うことは実際問題としてかなり重要な問題
になってくるんではないか、このあたりを
きちんとやりますと、従来の通信制大学
よりも、慶応大学を非常に尊敬しているん
ですが、慶応大学を通信教育で卒業した人
は昼間の大学を卒業した人よりも高く評
価されるという

ことがあるわけですね。入学者の割合が卒業にまで
やっとならないうくらい努力を通信教育を受
講している学生はやっておりまして、私の知
っている、もう年配の女性の方で、四十過ぎ
から、自分でございましてけれども、四十
過ぎから、自営業をやる傍ら、慶応大学の
通信教育で、これは国文科だったと思ひま
すが、勉強しまして、六年ぐらにかかりま
したけれども、卒業論文も書きまして、激
石に審査した教授が激賞しまして、もう一
回どこかへ学士入学しないかというふう
にお誘いをおかけしたというくらいのエ
ピソードも身近に知っておりますけれども、
とにかくそれだけのメリットを大いに
にみちみち発揮している場合もござい
ます。それとやはり抵抗し、それから場合
によってはそれよりもさらにユニークな
新しい成果を出せるくらいに放送大学を
ぜひ期待したいと思ひます。そういうこと
で、主として社会教育、成人教育の方
から、今日先生方が審議されていま
す問題を概略見させていただきます
というわけでございまして、

そういう点で、最後にお願ひしたいこと
としては、やはり国民の生涯学習を奨励し、支
える組織として育つような法制度をぜひ
準備していただくことと思ひます。そ
ういう点では、理事の条項、それから運
営審議会の条項、それから評議会の条項
で、そのメンバーシップの中に他大学の
協力をどう期待するか。これは国立大
学協会なんかの問題とも関連するかと
思ひます。それから運営審議会、評議
会レベルで、先ほど河合先生もお
っしゃいましたけれども、チーフディ
レクターあたりのメンバーシップを
どう期待するか、それから実際の学
生の学習指導を担当します、その最
終責任者であるけれども、教授とい
う職分の方のメンバーシップを運
営審議会あたりでどう期待するかとい
う、そういうことを申し述べさせ
ていただきます。以上でござい
ます。

以上で参考人からの意見の聴取は終
わりました。これより参考人に対する質疑を
行います。なお、参考人の皆様には、各委員
の質疑時間が限られておりますので、恐れ入
りますが簡潔にお答えくださいますよう
にお願い申し上げます。それでは、質疑の
ある方は順次御発言願ひます。○小野明
君 二問お尋ねをいたしたいと思います
です。御発言のありました順序で結構で
ございまして、簡単にひとつお答えいた
さしたいと思います。先生方の大学の場
合は教授会というものがはっきり位置づ
けをされておられるわけですね。ところが
この放送大学というのは文部大臣の権限
が非常に強い。あるいは教員に任期制
というものが入っているわけではござ
いませぬ。そういう面から見て、この大
学には自治があるのかと、自治のない大
学というのは私は大学たるに値しない
と思ひます。筑波大学によく似てお
られるわけですが、そういった面から
見まして、この放送大学は大変結構な
ことだと思ひます。おっしゃられたわけ
ですが、大学という名に値するかどうか
というところが第一点。第二点は、放
送法によりまして、先ほどちょっとお
話もございましたが、番組編成について
は放送法第四十四条第三項、このコー
ドが準用されるわけでありまして、特
にその中で二号、政治的に公平である
こと、あるいは四号、意見が対立してい
る問題については、できるだけ多くの
角度から論点を明らかにすること、こ
ういふことがございまして、そういう
面から見ますと、国営放送による国民
の思想統制と、こういうものに通ず
るのではないかと。学問、研究の自由
ということから言いますと、これも大
学たるに値しないものになるのでは
ないかというところが危惧されるわけ
であります。御陳述の内容と若干違
うかもしれませんが、以上二点、簡
単にひとつお答えをいただきます。

思います。

○参考人(河合雅雄君) まず第一の問題でございしますが、私は放送大学というのは、当然既存の大学の属性をすべて備えてなければならぬ、つまり学問の自由それから大学の自治というものを根本的に備えてなければならぬというふうに考えます。理事長その他、文部大臣の任命であるというところをおっしゃったわけですが、現在の大学でも、助教教授以上は全部文部大臣の任命であります。それから評議員もすべてそうですが、ただ、こういうような現実が起こり得る危険を回避するために、日本の大学は長い間かつて民主的の手続をうまくつくってきたように思います。そのような大学自治を基盤にした各役員あるいは教授あるいは評議員、そういう人たちの選出の民主的な手続をきちっとすれば、いまの問題は避けられるだろうというふうに思います。具体的には、また御質問があったら申させていただきます。

それから任期制の問題なんです、これは非常にむずかしい問題だと思ひます。私たちは任期制というのは常に頭にあります。というのは、人事の停滞を防いで交流を盛んにするということで、これはいま現実には非常にむずかしいけれども、むしろ放送大学ができることによって、さまざまな大学がこの放送大学に参加するわけですから、放送大学のひとと各大学の人事が交流すると、そういう可能性はむしろ非常に高まる。ただ、任期制というのは、機械的につくってはだめで、こ

こは十分慎重な検討が必要かと思ひます。それからもう一つは、政治的に公平でなければならぬ、意見の対立があれば、いろんな意見を公平に述べなければならぬ、これは私は当然のことだと思ひます。ただ、これにこだわり過ぎますと、授業内容が非常に無個性化するという欠点は起こるかと思ひます。ですから、当然授業には個性であるということが大変重要であります。ただこれは偏狭であるとか、そういうものとはつながらない問題だというふうに思ひます。それから、特にその人の意見の個人的色彩が強い

ような、しかし非常にすぐれている、こういうような講義を必要とすれば、これはたとえば特論として扱う、そういうことも可能ではないかと思ひます。

○参考人(坂元昂君) まず最初の第一点でございしますが、私、教授の方々の学問の自由、研究の自由、表現の自由、あると思ひます。

学問の自由は、放送大学の教授は自分の講座ないし所属する学問の範囲内での勉強のこれこれをしてはいけないとだれからも言われないだろうと思ひます。研究についても同じでございします。ただし、表現の自由につきまして、放送に出す場合に若干の、ある一つの偏ったものだけを出せないということがあるかと思ひますが、放送では公正に話題を取り扱うということがありますけれども、その本人の意見といふのは放送を使わない他のメディアで、たとえばテキストであるとか学習センターで十分にその教授の御意見が陳述できるのではないかと。総体的に見まして、研究、学問、表現の自由は確立されるだろうというふうに存じております。

組織といたしましては、先ほど河合参考人がおっしゃったように、教授代表から選ばれる評議会が、いわゆる私どもやっております間接民主制というものをとっておりまして、その中で各専門分野の意見が反映するだろうと思ひます。それから実際上は地域にいろいろセンターがございします。地域のセンターの意見とか、私も慎重としましては学科主任会議等、いろんなことをやって実際に運営しておりますので、そういう形で一般の教授会構成員の意見あるいはディレクターの方々の意見というものを反映する仕組みが、これは慎行としてしっかり打ち立てていただいでやれるのではないかとこのように存じます。

それから、第二点につきましては、先ほどの表現の自由が公正でなくちゃいけないということとまさにかわるわけですが、多角的に教材編成がなされますし、いろいろな意見が集約されて放送に乗るわけではございまいし、それか

らイギリスあたりでやっておりますように、オープンフォーラムという特別の番組がありまして、いろいろな形の意見を代表する方が出てディスカッションする番組がございします。そうした形のものもとり得るのではないかとこのように思ひます。

○参考人(室俊司君) まず、教授会とか学問の自由の問題ですが、私も一私立大学の教授会のメンバーで、学問の自由は大いに大事にしたいと考えております。放送大学がその点でどういふことになるかという御懸念でございしますけれども、学生を指導してまいりまして、教授会の自治、学問の自由というのは何のためにあるかというのを常々自覚しております。それは決して特権化してはいけない、これはもう常識でございしますけれども、それはやはり一國の文化水準を高め、普及するために大いに教授会の自治、学問の自由は大事なことだと思ひます。これはただそう頭で思っているだけではだめで、絶えず比較的努力を實際の研究、教育現場で具現化していかなくちゃなりません。そうすると、放送大学の場合で言いますと、

先ほど言いました大学教育としての質をどうきちんと維持していくかという努力の中に原点があるかと思ひます。それで、その原点の方から、現在法律案として出てきております条項を讀ましていただきますと、評議会のところは非常によく配慮されているんじゃないかと思ひます。それから、運営審議会のところはもう一工夫ほしいなという感じがいたします。それは、非常に僭越でございしますが、第十八条に運営審議会の規定がございしますが、二十人以内の委員でこの大事な会を設けることになりまして、第十九条では委員が「学園の業務の適正な運営に必要な学識経験を有する者のうちから、文部大臣が任命する。」と、こういう表現でございしますが、ここに先ほど、大学教育としての質を維持するためには、チーフディレクターとか、それから教授職にある者の方からのメンバーシップがここに期待されてもよろしいんじゃないかと思ひます。さらに、国立大学の協

力を得るとすれば、国大協からのメンバーシップも期待してはいいかと思ひます。そこを明言化するかどうかということも、私なりの見方としてはちよつとあるんでございしますけれども。

それから、理事の大切な職責でございしますが、これは六人制の形式をとっておりますが、理事会機能を持った方がいのかどうかということも大事な点ではないかと思ひます。私立大学ですと、理事会と教授会とそれから評議会、この三者が非常にバランス・オブ・パワーをうまく發揮したときに、本當にいい大学が維持されていくという経験を持つておるもので、そのように考えます。

それから、第二点の方の放送法との関係でございしますが、これはこのまゝいくと国営放送化するんではないかと。しかし、それは形式論でそういうふうに見える点もございします。もちろんそれは単なる形式論で考えていいかどうかまた宿題になるかと思ひますが、大学も国立大学です。それから、NHKもやはり一応、国立ではございませぬけれども、国会の承認等をとって営まれてるわけではございします。そうすると、むしろ中身として、先ほどから申してありますが、大学教育の質、原点がどうきちんと維持されるかという、ここから放送大学の組織を見ていった方がいいかなと思ひます。そうしたときに、オンエアで出されてくる放送内容が大学教育としては学説としてきちつと出されているかという問題とか、それから放送とスクーリングで授業になるわけではございしますが、授業の評価が送り手だけでなく受け手の方からもあるということも念頭に置きたいわけですね。

で、私、大学の教師として授業経験を持っていますと、やっぱりいい授業は、一〇〇%の学生からいいぞと言われるものよりも、評価が真つ二つに分かれる——五〇%の学生がこれはいい授業だし聞きがいがあ、もう一方の学生はつまらない、退屈だという、むしろこの真つ二つに評価が分かれるくらいの方が、実は本當に大学教育としての質を持った授業を展開しているんじゃないかというところもございします。やはり学習セン

ターの方の側からのフィードバックの仕組みをきちっとつくるということでも考えられなくちゃなりませんと思います。

それから最後に、坂元先生もおっしゃってありましたけれども、オープンフォーラムなんかございいます。これはむしろ、ぼくはさらにもう少し進めて学会中継——学会でいろいろな研究発表がございいますね。いろんな日本文学会とか歴史学会とか、それから自然科学学会とか、学会をそのまま中継して、それを自由選択科目目的に内容として位置づけるとか、これはオープンフォーラムと同じようなことでございいますけれども、先生方に向かって恐縮でございいますが、国会中継見ていて大いに勉強させられているなというところもございいますので、こういう学会、いろんな学会、いい学会ございいます。そういうのをどんどんカリキュラム編成のときにどのシーズンにこの中継をやるとかいうようなことも工夫があつてしかるべきだ、そういう中身の方から決して形式的な国営放送にならないというこの問題が大いに考えられていいかなというふうに、そのようにも思います。

○粕谷照義君 それでは二点お伺いをいたします。

今度の法律案の中には役員として政党の役員を入れることができる、こういうことがあるわけですね。もう全面的に国の予算でもってこの大学はできていく、そうして理事も文部大臣の任命だ、評議員もそう、こういういろいろあるわけ、評議員のこの民主的な手続があれば御心配はない、こういうお話もあるわけですが、私たちはその辺のところを非常に心配をしているというところだけを最初に申し上げて、なおかつ先生方からそれに対する反論があればお教えをいただきたい。教授会なんかにつきましても、教授会がいままで持っている力というものが評議員会に移っているような法律案になっているように思われるわけでありまして、二番目にお伺いをしたいと思うのは、通信制大

学についての評価であります。

室参考人は慶応を大変高く評価をされました。それはやっぱり慶応大学そのものが通信制大学のあり方についてきちんと対応をしているからだと思ふのです。この放送大学、本当に順番で採った、くじ引きでもないからというふうにして定員を決めていきますね。卒業するに当たつてのその認定、厳しくしなければ世間の評価がない。しかし厳しくし過ぎれば学生が集まらない。この辺のところをどういうふうにかえていったらいいか。イギリスのオープンユニバーシティに行つて私がお伺いしたときにも、とにかく家庭で、あるいは仕事をしながらこれだけの勉強をこなして卒業したということでは、大変高い評価を得て、就職なんかについても非常に有利だということをお伺いしているわけでありまして。ところが、日本の実態を考えてみますと、それはまた逆に、通信制というものがイメージから言えば夜間大学を卒業したよりは下になっているという報告が、日本私立通信制大学の三十周年の記念の報告書に載っているわけですね。そういうことも含ましてお考えをお聞かせいただきたいと思ひます。

○参考人(河合雅雄君) 政党の役員を入れることができないという御意見ですが、私は理事会にしろ、運営審議会にしろ、政党の役員は入ることは大変まずいと思ひます。それは、どんな時代、どんな風潮であれ、やっぱり大学というものは中立でなければならぬと考えるからであります。

もう一つは、通信制大学との関係でございまして。それから、卒業認定を厳しくせよと、あるいはこの辺の問題はどうかというところでございまして、何よりもこの大学の大事なところは、みずから学ぶ姿勢を持つということが根本であらうかと思ひます。単に資格を取ることが、あるいは出てから大変有利であるというところよりも、私、初めに申しましたように、生涯教育という問題にかかわつてみずから学ぶ、この姿勢を捨てた人は中退でも何でも仕方がないのではなかいか。そしてまた、

中退ということであっても私はそれだけの効果をちゃんとその人は得られたんではないかというふうに思ひます。

○参考人(坂元昂君) 第一点につきましては、河合参考人と同意見でございいます。

イギリスの場合ですと、ポリテクニクあたりのガバナーといいますが、評議会の議長に労働党の議員の方がなつておられるとか、そういう例、私、留学しておりましてとき存じておりますけれども、日本はやはり国情が違つて一般に学問の世界には政治の先生方、お入りにならないで、温かく見守つてくださつていられるという伝統がございまして、やはりそういうこともお考えいただければと存じます。

第二点につきましては、これはやはり放送大学で単位を取りたい、つまり卒業して学士号を取りたいという人々と、それから学士号を取るまではいかなければならないと所定の単位を取りたいという方々とおるわけがございいます。その後で申し上げました単位だけを取りたいという方が、ほぼアンケートの調査などですと現在は五〇％ぐらいで、大学を卒業して単位を取りたいという方が約三六％ぐらいというふうな形の結果が一つ出ております。つまり、そういうことを考えますと、かなり大ぜいの方々が、つまり大学卒業までいかななくても単位だけを取りたい。それが単位互換制度と結びつきますと後で学士号を取ることに移行できまふでしょうし、それからまた単位互換ということも考えますと、放送大学の単位はある程度取つてほかの大学でそれを認定すると。学問の専門領域が学際的なものと基礎的なものと若干ずれておりますので、すべてはむづかしいと思ひます。ある程度の相互乗り入れは可能かと存じます。

また逆に、放送大学の方で、四年制の大学に行きながら家庭の事情その他で勉学を断念せざるを得なかつた人方に対して貴重な場を与えて学士の資格を取つていただくことができるという意味で大変大事ではないかと思ひます。それから、通信制のことではございますが、これ

は通信制の中で放送を利用するということがやはり大変大きな役割を持つという意味で、世界じゅう通信大学が放送を利用するというふうな発展をしているわけがございいます。私も通信制の大学で現在もラジオを使う実験をやつておりますけれども、学力の面では、通信制で普通に通じた学生と通信制プラス放送で勉強した学生と優位な差は出なかつたんですが、ドロップアウト率といひますか、途中脱落率は放送をプラスした者がいいというふうなわずかの資料でございまして、そういうことが出ておりました大変強く思つております。

○参考人(室俊司君) 政党の役員の方がこの学園の理事におなりになる、あるいは役員におなりになることの可能性は現行の案ではあり得るわけですが、この問題についてはもっと根本的に考えますと、政治に対して文化、学術の問題がどうであるか、私はどんな政治的見解をお持ちになつても事文化、学術に関する限り、またそれに根差した教育である限り、コンセンサスがとれるという文化伝統というんでしようか、一國の文化の水準があればこゝは余り心配しなくてもいいという一つの樂觀論でございまして、しかしそこはそんな簡単な問題じゃないという現実がどの國でもあるとすれば、バランスの上から評議会や教授会の権能をきちんとしておくということで、理事会との緊張関係がいい意味で安定するということも考えられるかと思ひます。私の勤めております大学も私立大学です。先ほど言いましたように理事会、評議会、教授会、いまのところいい意味でバランスがとれていまして、しかしそのためにのおの三者かなり苦勞されることは覚悟しなければなりません。それから、現在まだこれは実験的な取り組みです。これは非常に意欲的な放送大学は大いにこういう文化の実験はやつてほしいと思ふんですが、しかしいろんな歴史的、社会的諸条件の中から出発しなければならぬ、それに根差していろいろな考え方があつたというときに、これは国営放送化する可能性があるんじゃないか

いか、これは新種の国立大学じゃないかとかいふような見方がされる中で非常に大事な文化的実験をするのであれば、それが誤解のないように大いに発展することを考えれば、政党の役員の方はこの放送学園の理事とか役員等におなりにならない態度を当分持った方がいいんじゃないか、そういう解釈も大いに大事なんじゃないか、そのように思います。

○本岡昭次君 五分ですので室参考人にお伺いいたします。

私が一番心配していることは、放送大学学園という特殊法人が設立されて、その特殊法人が放送事業の主体者になって、そして大学をつくって放送によって教育を行うという、このかかわりの中にあるわけなんです。というのは、この前私が質問した中で、放送大学学園という特殊法人、いわば性格的には国家機関とは言わないけれども国家の別働隊という意味のことも、大蔵省の文章なんか引用したんですが、別段文部省側はそれを否定はされなかったんです。また、準国営放送という放送の主体者にこの放送大学学園がなるといふことについても特段否定がなかったわけなんです。

とすると、放送大学学園という特殊法人が準国営放送の主体者になるというのを私たちは知った上で、いまお述べになりました生涯教育あるいは大学教育をどうしていくかということを考えていかなければならないと私は思うんです。教育の中心によって国営放送になるということじゃなく、その性格そのものが国営放送としての性格を初めから持っているという事柄であります。そのことを私は百歩譲って次の問題にいくときに、やはり放送大学の持つ放送による教育の利点というのは参考人が言われたように私も感じています。その上で、やはり相当なそこに歯どめというものがかわわっていないかなければ、力があるだけに大変なことになると思うんです。その歯どめが、要するに大学の自治といっても、いまおっしゃったようにそれはつくり上げていくものだと、長年にわたって大学人がつくってこられた努力の結晶です

よね。

だから放送大学学園が初めから持っているものじゃないと。ましてや、これは新構想大学ということで新しく構想された大学のひとつとしてされる以上、その大学の自治というものが白紙の状態にあつて、これからつくられていくということと、一方特殊法人が国営的なものを持っているということになれば、理事会とかあるいは審議会、評議会有るいは教授会、こうしたところにさまざまな民主的な、あるいはまた自治というふうなものが組織的に保障されるものが具体的になければだめだ、こう思うんです。そして学生の自治、そこに働く職員の自治、こうしたものが法律の中では無理にしろ、もつと別のところに国会の審議を通して保証されるということに私は私は放送のメリット、放送による教育がこれほど高いと言われても、その前段の持つ危険性の方へ、やはりこの問題には反対せざるを得ない、こう思うんですが、いかがですか。

○参考人(室俊司君) いま本岡先生がおっしゃられたこと、私もそういう可能性は一面ではあるということは十分理解できます。しかし、先ほどから申し上げておりますように大学教育の原点、それからその質の維持ということを基本軸にしまして、そこをどう大事にしていこうかという視点から見ますと、これは非常に意欲的な新しい文化的大実験という期待も大いに捨てがたいわけですね。ですから、これはむしろ育てるものですね。ですから、育てやすいような法制度をぜひつくっていただきたいと思います。これは後で、ますます大学教育としての質が国民の生涯教育の期待にこたえ得るものとして発展していくように、なお今後実験の進捗段階で、実験といつても、これは実際に発足するわけですから、そういう意味での実験ですが、その中で法改正等で整備していただきたい、そのような留保をつけるような法制にしておいていただきたいという気持はいたします。それから、放送大学という、俗っぽく言ってしまうと、入るのにやさしい、じや出るの

にもやさしい、かという、決してそういうことであつてはこれは余り文化的実験事業としては、国家的事業としては意味がないと思いますね。

そうすると、現行の大学でも、私、国立大学一つとそれから立教大学と、もう一つ私立大学、三つの大学を教えております。あとの二つは非常勤でございしますが、例の受験雑誌のランキングでは上、中、下と並ぶような感じでございますが、卒業論文を書いている学生を見ますと、どの大学でも一割の学生は、どっちへ持っていくても本当にいい卒業論文を書いているという学生が必ずおられます。ですから受験ランキングとは関係ないわけですね。入ってから四年間で、本当に大学教育をきちつと受けて、それで自分の学習を蓄積していった成果として見ますと、どの大学にも大ざっぱに言つて一割は本当に伸びる学生が含まれております。ですから、放送大学も入学試験なしで入つて、本当に大学教育の質を保障し、それから放送大学で勉強する自学自習の生涯学習やっている学生が本当にうまくびたり合わされば、その点はむしろ放送大学であらう出身者が出てきたという評価が十年後期待できるようなことにぜひしていただきたいと思います。そのためには、まだやってみなくてはわからない部分がたくさん残っておりますので、そこは留保なきつた法制度にしておいて、いろいろ配慮を今後の中で、法改正等でお進めいただけたらと思います。

○田沢智治君 三先生の貴重なお話を承りました。私が抱えている放送大学の価値観、あるいは複雑化し、多様化し、高度化する日本の社会をさらに担うという次元の中では、既存大学ではどうしても賄い切れない分野が、私はいっぱい出てきていると思うんです。そういうふうなものを御指摘されたような内容を承りまして、私は非常に意を強くしたのでございます。

そこで、近時、西ドイツ、イギリス、アメリカ、スペイン、タイ国などそれぞれの国々が、それぞれの国情に即した形で放送大学に似たような、あるいはそのものずばりと言われるようなものを実

施している。諸先生方におかれては、西ドイツにおいてはこういう特色がある、イギリスはこういう特色がある、アメリカが行おうとする放送大学にはこういうようなよきがある、スペインにしてもタイ国にしても何かお気づきになった点があればひとつ参考意見としてお聞かせいただければと、こう思うのでございます。

○参考人(河合雅雄君) まことに申しわけございませんが、私はその方のことは全く疎くて、諸外国の実情はよく存じませんので、お答えいたしかねます。

○参考人(坂元昂君) 大変むずかしい御質問でございまして、全体を非常に整理をしてお答えするというのをちょっといま大変やりにくいんですが、感じておりますことを申し上げさせていただきますと、イギリスの場合はやはり発足が労働党内閣の発意から行われておりますので、勤労者で勉学に欠けるところの人たちに大学教育の機会を与えようというような発想で始まっております。

ただし、あそここの国の場合には、オックスフォード、ケンブリッジのようないわゆる大学と、それからポリテクニクと言います実業を主にいたします、大学が理論的といいたしますと、もつと現実に近い教育をする大学相当の教育システムと二つございまして、そのちやうどどちらにも属さないただ一つユニークな大学として存在する。と申しますのは、オックスフォード、ケンブリッジの場合には、御案内のようにUGCといいますが、大学の基金委員会からお金が出ております。直接政府からは出ないわけでございますね。それから、ポリテクニクの方は地方の政府からローカルの教育委員会の方を通して政府から直接お金が出る。オーブンユニバーシティの場合には文部省からたしかお金が出るといふふうにして、非常に特別な措置をしてそれだけを盛り立てているというふうなところが特別扱いをして大変大事にしているという印象を持っております。

それから、ドイツの場合は放送大学系統のもの

が三種類ぐらゐると思いますけれども、一つ通信指導を主として行っておりますハーゲン・フェルン・ウニベルシテイトというのでしょうか、そこではラジオを使わないでビデオを回すという段階をやっております。一般にヨーロッパの場合は、イギリスは例外といたしまして、国営放送とBBCと民間放送と並列しているわけですが、ほかの国は必ずしもそうではございませんので、放送に利用できるチャンネルが少ないということがあつて、使いたいのが使えないので、いまビデオとかラジオ使っているという様子で、通信教育を主体にして、その中に放送教材を通信で出しているということが一つ。それからミュンヘンの方にございます系統のものは、ラジオを使った大学教育的なことをやっておりますが、資格を与えるという点ではイギリスの方が何かちつとしていゝような気がいたします。

それから、大変おもしろいのはフランスでございまして、たとえば東フランスの連合大学といふのは、幾つかの大学が連合いたしました、たとえばある人が自分のそばにある大学の学生と名目的にはなるけれども、勉強はほかの大学です。そして自分の所属する大学では必ずしも勉強しなくて、七つぐらいの大学がチームになつていまして、ほかの大学で勉強して、しかし卒業の資格は自分が所属した大学で卒業するといったような大学間の連合ということをやっております、フランスらしいなあという気がするんですが、うまくいっている例と連合がうまくいかない例があるようでございます。

それから、スペインその他はやはり通信教育から始まつておりまして、やはりイギリス型をねらっているんですけれども、BBCのような放送の、何といひますか、メディアが充実していないということもあるんだと思いますが、通信をかなり主といたしまして、その中にラジオを取り込んでいる。

タイとかベトナムとかコスタリカといった方は進学率といひますか、基本的な進学率などが低

いせゐるありまして、高等教育をとにかく機会均等を多くしようということをやねらっているように私は感じております、タイの場合ですと、とにかく八万四千人が入つて、大学の教授が通信指導のテープとか教科書を袋詰めするのを一週間ぶつ続けで手伝つたなんというふうなことを、私は現場をたまたま見てまいりましたのですが、そういうことがあります。日本の場合もそういう運営の方の手当てを十分していただいて、開いていただければいいなというふうな気がいたしております。

それから私、余り長くなりますので、簡潔に申し上げますが、こうした大学放送に四つばかりタイプがあると思つております。

一つは、イギリス、スペイン、コスタリカ、これから計画をしておりますアメリカのオープンユニバーシティーとかオランダ、オーストリア、この辺のものが独立型の通信大学ないしは放送大学をつつていく形のもの、これが第一類型。

第二類型と申しますのは、フランスのように既存の大学が連合するタイプでございます。

それからもう一つは、第三の類型といたしましては、協力型と申しまして、ドイツの例にあるんですが、文部省と放送局と高等教育機関と大学の教材作成機関とがそれぞれ分担協力をいたしまして、放送を使う通信制大学を営んでいるという協力型。

それから第四番目は、大学公開講座型と申しますようか、既存の大学が放送を使って放送教育を公開している。ただし、その大学の資格を取るということになる。放送大学の独立というよりは、普通の大学の資格を放送というメディアで取ることとを助けているという形でございましょうか。それから完全に公開の場合ですと、大学卒の資格でなしに、別のサティファイメントを出すような場合とかいろいろございまして、どの国がどれということはつきり申し上げられなくて大変申しわけございませんが、また勉強してと思つておりま

す。

○参考人(室俊司君) 私は、坂元先生のように諸外国の実情については詳しくございません。ただ、いろいろ、若干大まかに検討させていただいたこともかつてございまして、その点から御参考になる意見が少し述べられればと思ひます。

坂元先生はいま四つのタイプが、独立型、連合型、協力型、公開講座型とあるというふうに御説明いただきましたけれども、形態から言つてどうあるかと思ひます。

で、さらにそういうところへ方に加えて、私の見解ですと、大学教育ということから言つて、一番基本的には三つになるかと思ひます。いわゆる大学放送型ですね。これは既存の大学が放送局を持つということですね、簡単に言つてしまえば、

ずっと昔、昭和三十五年ごろかと思ひますが、お茶の水女子大学に視聴覚教育研究所をつくらうとか、それからすでに東京大学に新聞研究所等がございまして、そのときに、そこに放送ができるようなことにして、将来、放送によって大学公開講座、今日言えば通信制の大学の機能も果たすような、まあ夢みたいなことでございまして、けれども、ございました。第一のタイプが大学放送型です。

それから第二のタイプが公開大学型ですね。イギリスのオープンユニバーシティーがそうでございましてけれども、これは通信制大学をきつと持つて、メディアとして、手段として放送を利用する。例のBBCが放送を委託されてやっておりますけれども。

それから第三が、いわゆる放送を中心とする新しい大学をつくるという放送大学型、この三つかと思ひます。で、おのおのメリットがあるかと思ひますけれども、私の長年の大学教育を経験してきた者の立場から言ひますと、真ん中の通信制大学をきつと考えるという公開大学型ですね。そこでいわゆる大学教育をできるだけ多くの人にきちつと保障していくという、そういうところで放送というものが、放送法の関係がなければ、手段と

いうことですね、方法として大いに活用されるという、そのように考えたいんです。で、事実、イギリスのオープンユニバーシティーも実態は通信制大学としてきちつと確立する方向へ進んでいますし、それから幾つかの外国で大学院クラスの単位も通信制でやっているところも幾つか出てきております。そのように基本は大学教育の性格をきちつと持つということでお考えいただけたらと思ひます。

○田沢智治君 大変わかりやすく御説明いただきまして大変勉強になりました。

そこで、私は今日までの大学教育の実態を見ますと、教育と研究の両輪によって教育目的を達成する仕組みになつておるのが、いまの大学だと思ひますが、問題は、河合先生が申されたように、マスプロ的ないまの実態、先生が終身雇用みたいな形で、教授陣は教授陣で自分の弟子は自分が教えたやつだ、ほかのやつは入れないというふうな変なセクトといひますが、そういう問題があつて、授業内容も大変硬直している、大学に行つたつておもしろくないというふうな声が多いんです。ですから、たとえば一万人入学しても、実際のその大学で勉強する人間は一学期たつと半分ぐらいに減つていっちゃうというふうなことは、私はやはりいまの大学がこれでいいかという反省がなきやいかぬと思ひます。ですから、そういう意味において、形だけの大学生じゃなくて、本当にそのれをみがき、社会のために尽くしていくという、自分の資質を伸ばすことによって、人とのつながり、人様に何かに立つ一生をやつぱり自分自身が開発していく、それがやつぱり国運という形の中で世界の中の日本を位置づけるということになつたら、いまの大学でいいかという私は疑問に思ひます。ですから、その疑問に思ひます基本は何かということをおうと、大学は教育と研究と同時に社会還元しなきゃならぬと河合先生が申されるところ。私はこれはやはり学問は開放されるべきである。ですから、日本の教育の中に一つのイデオロギーが入つてきたとするならば、私も大学人で

すから、そういうものは認めません。右が来よう
と左が来ようといわれれば体を張って元談じやな
いという気概を先生方みんな持っているから、
きょうはそういう発言が私はあると思うんです。

そこで、うちの大学ではこの先生、ああ隣の大
学のこの先生の民法の講義を聞きたいとか政治学
を聞きたいとか経済原理を聞きたいという欲求は
みんなそれとあると思うんです。そういうもの
を満たすという意味においては、やはり開放さ
れる大学形態という実態の中で放送メディアとい
うものを活用して新しい企画性の中で新しい大学
を生み出していくということは、私は多少の問題
があっても勇気を持ってやるべき次元である。特
に河合先生が申されるように、色とか声とか形と
か図解などというのは、私はやっぱり大ぜいの学
生の前で教壇に立って示しても効果はないと思
うんです。ですから、やっぱり放送によって大変ブ
ラスになると、効果のあるものも数多く教育分野の
中ではあると、こう思うと同時に、すべての人々
に公平で、しかも教育の機会均等を与えようとい
うような本質的にいいものをもっとと伸ばす必
要があるんじゃないだろうか。そのためにそれな
りの放送大学の管理運営というものを民主的かつ
公平にやる必要性があるという御意見に対して
は、私は大変同じような考えを持っているのでご
ざいます。

河合先生にちよつとお伺い申し上げたいのは、
いま言うように社会還元の中で放送大学が果たす
役割りは大変であるというようなお考えのよう
でございしますが、そのとおりでございしますか。

○参考人(河合雅雄君) いまの大学、まあ閉鎖
的、保守的、硬直的というような大分悪口を申し
ましたけれども、実際にはもう多分にそういう面
がございします。それで、先ほど申しましたよう
に、大学人が一番評価されるのは研究だということ
だけで評価していくというのは、日本では非常にそ
ういう姿勢が強いわけですね。ところが、オース
トラリアでも欧米でも、先ほど申しました研究、
教育、社会還元とこの三つが大学人の評価の基準

になっております。一方、残念ながら、たとえば
社会還元をするといつても日本ではその場が余り
ございせん。たとえばNHKの教育テレビに出
るとか、公開講座に出ていくとか、市民大学に出
ていくとか、そういうのはございしますけれども、
ずいぶん有用な人材が地方に埋もれているとい
ふふうに思います。そういう人々を十分活用する
には、たとえばこの放送大学ですと地方地方に学
習センターあるいは地域センター、多くのものが
つくられて、地方の大学の人と実質的な交流が行
われる、そのことによって、先ほど大学人を本
当に賦活する作用を持つと申しましたけれども、埋
もれた人材、機能を十分発揮させて、その人々
の社会還元への機会も与え、能力を発揮させる、
そういうことができると思います。

○田沢智治君 最後に、坂元先生にちよつとお伺
いしたいんですが、各国の放送大学形態の中で互
換制というものを強力に推進している、あるいは
互換制というものがあつた意味においてメリットと
して放送大学の命になつていっているような形態
はございしますか。要するに放送大学で取った単位
がAという大学で認定され、そのまゝ四年制へつ
ながつていくとかというような連携なり提携とい
うような次元での教育機関の交流というものがど
ういうふうに行われているか、私ちよつと関心が
あるんですが。

○参考人(坂元昂君) 一番古いのがポランド
の放送工業大学というのがございまして、これは
ポランドは戦争の後で非常に多くの知的な能力
を持った方々が亡くなつて、それをいかに建て
直すかということで懸命になつて、テレビ放送
工業大学というもので教育をしまして、そこで獲
得した資格を持って普通の大学へ移すということ
を一時やっていたことがございします。その場合は
本当にも非常に大きな意味を持っていたわけで
ございしますが、最近ですと、イギリスの公開大学
でポリテクニクとの乗り入れとか、そういうこ
とが、ちよつと具体的に私調べたことはあるん
ですが、いまだの程度なされていくかということ

はちよつといまはつきりと覚えてないんですけれ
ども、本質的に大々的になされているというところ
までは行つてないように思いますが、その動き
はありますし、それから、何と申しますか、幾つ
かの教材の国際協力というようなことはなされて
おります。たとえば、イギリスの公開大学での材
料がアメリカにそっくりそのまま移りまして、イ
ギリス語でアメリカの大学生に公開大学を教えて
いると。これは単位互換というよりは、その教育
内容を互換する——互換というか、一方へ流出す
るという形のものでやはり協力になつていくかと思
います。これが幾つかの大学で行われておりま
す。それからヨーロッパの場合には、ヨーロッパ
の通信衛星システムを使つて、何かもう少し広
がつた形で放送を使った大学教育を考えつつあ
るようでございします。どうも十分なお答えになら
なくて申しわけございません。

○田沢智治君 ありがとうございます。

○高木健太郎君 河合先生を初め御三人の方から
大変貴重な御意見を伺いまして、私も大筋におい
て大変賛成でございします。特に河合先生から研究
と教育と社会還元というように、日本の大
学では研究が主体となつて、教授の選考にも研究
業績が主体になつて選ばれると、そういうことで
教育と社会還元、特に社会還元ということにつ
いては非常におろそかになつていっていると、これも私確
かにそうだと思ひますので、これがうまくいけば
よいと。で、放送大学がその一つのきっかけに
なつて、こういう少ししずつ現在の大学教育が
改革されればよいというところは私も確かに認めま
す。

ただ、最初に社会党の皆さんからもお話がござ
いましたように、この法案だけでいくと大学の自
主性あるいは自治が侵される危険もあるのではな
いかというところは私もやはり心配をしております
ので、この点はぜひひとと今後十分、放送大学
が建つてからでも教授会及び評議会あるいは理事
会等の関係をはつきりさせていただきたいと、こ
ういうふうに念願しておる次第でございします。

ところで、よいことはよいけれども、現実的に
非常にめんどむところがありやしないかという
ことです。いわゆる大学を開放していく。それか
らお互いに意見の交換をし、あるいは教官ある
はその中のいろんな設備等もお互いに自由に使え
るというような、そういう形にならなければ大
学はオープンにならぬと思うんです。その一つに
いわれる先ほどお話がありました任期制というもの
があるわけですが、河合先生にお伺いしたいん
ですが、この任期制というもので、アメリカ等では非
常にこれがスムーズというよりも、かなり強引に
行われているというところもあるわけですね。日本
でこの任期制が果たしてうまくいくかどうかとい
うことをやっぱり心配するわけです。放送大学がい
かに任期制をとつても、これまでの他の大学の長
い歴史から見ると、これを果たしてどのようにし
て打ち破つていったらよいものであろうかとい
うことです。もう一つは、あるところに長くいると
いう利点もあると。特に自然科学系においてはそ
ういう面が多からうというものは、設備、その周辺
のフィールド、そういうものの中に自分がいると
いうことから、その場を離れては自分の研究の
場がなくなると、そしてさらには教育の根拠が薄
くなつてくるというようなことから、任期制には
いい面もあるけれども、非常に悪い面もあると、
こういう点についてまず御意見をお伺いしたい。

それから第二には、任期制になればいろいろな
人の人事交流が盛んになります。その場合に外
人の教官というものをどのようにして入れてい
たらよいものか。そののよい面と悪い面、またそ
れの方法としては何かお考えがございしてよろ
うかというところで、私としては日本だけに開かれた
のではなくて、世界に開かれた大学であるべきだ
と思ひますが、その点はいかがかと、これが第二
の質問でございします。

それから第三に、入学試験がないということ
ですが、高等学校以上の学力を持っている者が望ま
しいわけでしょうけれども、現在の共通一次の試
験というのは、ある意味では高等学校の科目を修

に忙しい教官がこれによつてかえつて教官独自の研究を阻害する面があるのではないか。これをどうやうやつて切り抜けていけばよいだろうかといふこととす。そして、研究をやつぱりやつていかなきゃなりません、単なる教育費をもらふといふのでは足りないのではないか。設備あるいは施設といふものに対して十分な補助が必要ではないか。いわゆる研究費といふものが普通の大学並み以上に与えられなければならぬのではないかと思ふのであるが、その点に対して御希望があればひとつお聞かせをいただきたい。以上四点をひとつお願いし、それから河合先生、特別に、非常なエコロジストの大家でいらつしやいますけれども、先生のおやうになつてゐるようなフィールドワークというよ

にいい仕事をしなければ次には出ていかれないので非常にいい仕事をしていくと、そういういいメリットがございます。で、この問題は、私が放送大学が一番大きな力を持つようになると申しましたのは、放送大学にずいぶん各大学の人が参加をいたしますので、放送大学に何年かおつてまた各大学へ帰っていくと、そういうことが恐らく可能になるというふうに思っております。もう一つ、具体的には高木先生、最後のこと、研究のことをおっしゃいましたが、やはりできれば研究所を持つてほしいというふうに思います。その研究所の教官とそれから放送大学の講義をする、あるいはプログラムを組んでいく人たちのときどき交流がある、そういうことを行っていけば内部での人

り非常にすばらしいことだと思ひます。それで
 そうなれば学士号なんというのは要らないじやな
 いかということですが、人間というのは何かやつ
 ぱり到達目標というものがあつた方が励みやすい
 という点もございまして、やはりこれは一応あつ
 た方がいい。ただ、六年、十年かかつてでも学
 号を取る、取らなくても先ほどおつたよう
 に単科あるいは科目だけを取つていく、こ
 ういういろいろな人がここにはあつていいかと思ひ
 ます。それから、学習センターその他の地方にお
 けるセンターとの関係でございまして、これはお
 っしゃるとおり技術的に非常な問題があると思ひ
 ますが、たとえば教授会がだれによつて構成され
 かわかりませんが、九つのブロックのセンターに

とも十分可能だと思っています。それから、私なんかまたこういう放送大学ができれば大変いいだろうなと思いますのは、アフリカその他の僻地へ参ります。が、いま撮っておかなければもうなくなつていくというようなもう未開の人たちが幾つかあります。これは必ず記録にしなければならぬ。ところが、大学は貧乏でそういうお金もございませんから、いままではNHKにすいぶん頼んで機材を貸してもらつて、そこでやつております。ただ、それをやると研究に障害が起るわけです。ですから、たとえば放送大学と共同でその野外研究を行うということになれば、これは非常にいい成果が上がつていくと思うんです。それから、たとえば授業の中にも、半年、一年の野外調査をや

てきた人が、たとえば文化人類学の講義なんかには、随時登場して非常にビビッドな体験をそのままそこに持ち込むということ、それから現地で撮ってきたフィルムその他をどんどん公開していく、こういうことがあれば非常に精彩のある講義になっていくだろうというふうに思います。

○参考人(坂元昂君) 四点ございます。

第一点の任期制に……

○委員長(降矢敬義君) ちょっとお待ちください、済みません。

○柏原ヤス君 時間がないので済みません。

残る時間を坂元先生と室先生に二問ずつお尋ねいたします。坂元先生にはイギリスにおける公開大学、これについていろいろ御研究をなさっているらっしゃるというのでお聞きするわけなんです、その経験の中で放送大学に生かすべき点、どういうことがあるかということが一つ。

それから、イギリスの公開大学は成功している、こういうふうな受けとめていいと思います、その背景を比べますと、イギリスの場合はそうだけれども、日本の場合、放送大学が実現しても果たしてどうだろうか、こういう否定的な考えもあるわけ、この点をどうお考えになっているか、これが一つです。

それから、坂元先生が放送教育開発センターにおいてになるようなので、いろいろ準備をなさっていると思うんですが、この放送大学をつくる準備として実験の番組の作成、また調査、研究、こういうものが行われておりますが、その成果と教訓、こういうものをお聞かせいただきたいと思います。

それから、室先生には、放送大学が実現した場合に一番問題なのは、学習センターのスクーリングが果たして充実するかどうかということですが、それには教員の協力、これが非常に重要なことになっておりますが、既存の大学の教員の協力の可能性、またはそれを十分にするために条件整備、これについてお考えになっていらっしゃることをお聞かせいただきたいと思います。

それからもう一つ、先ほどもお伺いしたんですけれども、室先生にもお聞きしたいんですが、この任期制についてどうお考えか。一般の大学に行われていない任期制が、放送大学のみが行われて果たしてうまくいくかということをお心配しておりますのでお聞きするわけですが、

以上でございます。

○参考人(坂元昂君) 二点ございます。第一点につきまして、イギリスの公開大学から何を学ぶかということでございますが、私がイギリスの公開大学で大変参考になると思っておりますのは、やはり何と申しまして教材の作成をコースチームで行っておりまして、質の高いものを生み出しているということだと考えます。

たとえば、一つのコースの教材を開発するのに三十名ぐらいが参画することもあると聞いておりまして、その中にはプロフェッショナル、教科の専門の先生と教育工学の専門家と、それからメディアの専門家、文章を書く編集の専門家といったような者が参画いたしまして、手始めにコース、どういうことを指導するかという教育の目標とか、それから大体の大まかな教育内容の流れを専門の先生が出されまして、それをもとにしまして、この部分は放送にするか、どの部分は面接指導でやるか、どの部分はテキストにしっかりと述べるかというようになことを割り分けて、それぞれがある程度私案を持ち寄る。持ち寄りしましたものを場合によつては三十名ぐらいの学生に試しまして、テキストのここを直すとか、放送はこの点はどうもちょっとというふうな評価をしながら、放送に出す前、出版する前の評価でございまして、評価をしながらより質の高いものを出していることとしてございまして。

聞くところによりますと、文章を直す専門の方々が大学の教授の文章を三回ぐらいだめだと言つて突き返して修正させるというふうなこともあると伺っております。で、これはある意味では、学問の自由といえますが表現の自由を阻害するのではないかと考えられる方があるかと思ひます。

が、中身はその大学の先生の中身であつて、その中身をよりよく人々に伝えるためにどう変えたらいいかということをお聞きしたいんですが、日本の場合でも、放送の先生の中身は同じ中身だけれども、周りからその中身をよりよく伝えるためにはどうしたらいいかという形の参画をディレクターとか、そういう方がされるんだと思ひます。

これは先生の政見放送でも同じかと思ひます。が、同じ中身をおしゃべりになるんでも、やはりいろいろきちんとなさった方がそうでないよりも効果が大いというところは御体察なさつていらっしゃると思ひますが、内容は自由であるけれども、方法について、自分の中身をいかに上手にするかということをお聞きして、たかたかたよくものに高めようと思ひます。これがイギリスの非常にいいところと思ひまして、日本で問題になるのは、大変恥ずかしいんですが、大学の先生というものが、いい面であるんですが、大変個性が豊かでございまして、やはり私を主張されるという点でございまして。たとえば、放送にお出になるときに、ディレクターの方が、もう少し顔を上げて、テレビを見ておしゃべりになった方がいいですよと言つて、ディレクターがおれに指図する、そういうようなことがあり得るわけにございまして、その辺が放送大学ができて進んでまいりますと、公開されてまして、もう少し見てしゃべつてくださいよという学生からのフィードバックがほとんど返つてまいりますので、やはり先生方の話術が必ずよくなるというふうな考へているわけにございまして。

これが第一点の、半分でございますが、もう一つはイギリスの公開大学でうまくいっているなと思ひますのは、あすこに教育工学研究所というのがございまして、その代表が教材作成に携わつておられますと同時に放送の教育の効果を絶えずはかりまして、そして教材の質を高めるという仕事をやっております。スタディセンターでの指導の仕方をどういうふうにしたらいいかというガイド

もしておりますし、それから学生の方が高等学校、大学と上つてきて勉強になれている方ばかりとは限らない。一たん社会に出て仕事をなさつていて勉強から遠ざかつていらっしゃる方、これを大学生にするわけにございまして、スタディスキルと申しまして、学習の技術と言ひますが、勉強の仕方の訓練というふうなコースにも力を入れておりまして、大学生の方にこういうふうな勉強するんですよという勉強の仕方の訓練、それから、その逆にスタッフデベロップメントと申しまして、大学の先生の指導の仕方はこうするんですよというふうなことで、大学人がみずから大学の教授を改善するためにどうしたらいいかということをお聞きして、この点が日本の大学の現状を考えますと、大変つらい点でございまして。特に学習者の学習の仕方を教育するということが出来るかもしれませんが、大学の先生の教え方の自己改善という点が大変日本ではつらいだろうと思ひまして、これからの放送大学が成功し、そしてその影響が日本の大学の改善につながるということにございまして、ひとつ大きな要素になるのではないかと、これはぜひ先生方のお力添えでこの放送大学でスタッフデベロップメントと言ひますが、先生方の教材作成並びに指導方法の改善ということに最重点を置いていただきたいというふうな思つていらっしゃるわけにございまして。

それから、イギリスと日本との違い……

○委員長(降矢敬義君) 坂元参考人に申し上げますが、失礼ですけれども、簡潔にお願い申し上げます。

○参考人(坂元昂君) はい、わかりました。

第二点でございますが、いま準備をいろいろやっておりますが、参考になる点でございまして、やはり通信指導とか面接指導というものが非常に大事である、放送は効果があるけれども、そういうものが大事であるということが出ておりますので、うまくそうした放送を支える機能をしっかりと組んでいただければというところでございまして。

○参考人(室俊司君) 柏原先生の、放送大学が発

自治、学問の自由が、本当にいま提案をされておるような文部省の法案で果たしてきちつと守られるのかという不安、あるいはいまの通信教育でも、一たんは通信教育に学生として入るわけですけれども、ところが四年間それを全うして卒業するということについては、いまの日本の社会の現状では多々困難があるということで、結局有給休暇制度の問題とかいろんな問題、制度的に考えなくちゃならぬ問題があるということで、そういう幾つかの当然前提があると思うんですけれども、こういう問題について河合先生、坂元先生は一体どういうふうにお考えになるのか、それをまずお尋ねをいたしたいと思います。

それから二つ目に、坂元先生は放送教育開発センターのお仕事もなさってきたわけですから、これも、当然放送を手段として行っていく教育、これが学生や国民全体に与える影響というのは非常に多大なものがある。しかし、事柄の内容、自分の見解を述べざるを得ないという問題だってこれはあると思うということなんですけれども、すでに放送教育開発センターの実験番組として経済史、哲学思想、こういうものが実験講座として進められているわけですから、これらの講座において異なった学説の取り扱いについてどのように考えておられるのか、これは今後の放送大学のあり方にかかわって開発センターの検討状況をお聞かせ願いたいというふうに思います。

それから最後に、室先生にお尋ねをいたしますが、社会教育の御研究をなさっているわけでありますけれども、このテレビ、ラジオを大学教育のために利用して広く国民に普及をしていく、教育の機会を拡大していくということとは、その点はおよそ余り異論のないところ。ただ、それを放送大学という手段を使ってこゝへ持つてくるといえる、またやるにしても前提があるということかと、思うんですけれども、その問題から離れて、本当に国民全体の教育文化のレベルを向上させていくために、たとえば国公立大学の教育研究条件の

拡充を是正をする。夜間大学あるいは通信制大学を一層拡充措置を図って、勤労者、主婦、そういうものの門戸を広げていく。あるいは先ほども触れましたけれども、教育有給休暇制度を制度的にはつきり確立をする。さらには国公立の専修学校を増設して、勤労者の職業技術教育の便宜を図る。あるいは文字どおり社会教育分野としての公民館、図書館を拡充をして、労働大学だとか農民大学だとか市民大学だとか、こういうものを広げていく。これらの分野の拡充の重要性の問題についてどのようにお考えか、お尋ねをいたしたいと思います。

○参考人(河合雅雄君) 放送大学を手放しで賛美しているという御感想をお持ちのようですが、手放しで賛美しているというわけございませんで、たとえば大学紛争というのがございましたけれども、あれだけのことが行われながら大学の因襲性、保守性というのはほとんど改革されなかったという現実がございます。こういうことを考えましても、私は、恐らく放送大学というのは学問の公開とかあるいは人事の交流ということを通じて、いまの大学を改革していくための有効な手段になり得るだろうというふうに思っております。

それから、財源措置という問題、私は素人でわかりませんけれども、たとえば素人考えですと、各県に医大が一つでできましたが、医大一つつくると、ぐらゐの規模のように思います。これは医大がでる、きるといふのは、体を、つまり病氣を治すためですが、いまやっぱり必要なことは、心の病氣を治すとか健全な精神を育成するということが非常に重要でありまして、医大をつくると同じように健全な精神を一般的に育てていくという点で非常に私は重要だと思います。

それから、学間の自治は守れるかということですが、それは先ほど申しましたように、いままでの大学が育ててきました大学自治を守るための、教授あるいは理事長、理事その他の選出の民主的な手続をきっちとすれば私はいいいのではないかと

相の任命ということになっておりますけれども、これは運営審議会が文部大臣に推薦するとか、あるいは学長につきましても、これ大学で行つておりますように、助手、ディレクターを交えた一次選挙が行われ、それから二次選挙を教授、助教授で行う、その決まった候補者を評議会の議に基づいて理事長に推薦する、こういうような、いままで各大学が持っていますような民主的な手続をさちつと踏めば、私はいま先生がおっしゃったようなことは余り危惧はしておりません。

以上でございます。——あとはいろしいわけですね。

○参考人(坂元昂君) 私への質問は第二点だけでございましょうか。一と二でございましょうか。

○佐藤昭夫君 一と二です。

○参考人(坂元昂君) 一と二でございますか。はい。

第一の点につきましては財源の問題でございます。

すが、これはもうひとえに先生方のお力によりまして、福祉教育の赤字といえますか、福祉教育へ費用を回すようにお力添えをいただきたいと思うものであります。四年制でも、四年間かかっても通信教育卒業むずかしい、それを支えるいろいろな条件はということですが、イギリスの公開大学の場合でも、大体卒業まで六年から八年かかっておりますし、やはりそれぞれの方が働きながら勉強されるわけですから、そのフルタイムの学生が四年間かかって出ると全く同じようにするのは大変な負担がかかるだろう、二重に、普通の生活をした上で、普通の学生と同じだけの生活をしなくちゃならないわけでございます。ですから、年限を延ばしながら勉強をしていただくという形で学士号を取れるだろうと思ひますし、それから単位を積み上げていくということ、それぞれの方の範囲でできると思ひます。できましたならば、その勉強期間中いろいろな雇用関係での優遇措置というものも御検討をいただくと学生ののために大変ありがたいことだと存じます。

それから第二点につきまして、放送教育開発センターのことでございますが、これは国立の共同利用センターでございまして、放送の利用についての研究促進を図るわけでございまして、大学で教えられる学問の中身についての、何といひますか、専門の学者の外からのチェックということはいましておりません。講義を担当なされる先生方が御自分の範囲の中で、お一方というよりは、講師によりましては複数の専門家をお集めになりますして討議をして中身をおつくりになります。放送教育開発センターでは、そこで出されましたものにつきまして、方法の面からアンケートをしたり、批評会をしたりして、より円滑な教育の実施をする方法というものを現在探っているわけでございます。で、テキストや放送などで教育の中身は紹介されますので、そこから内容的にもし偏りがあればいろいろな批判が出てくると思いますが、現在のところ、そうした御批判というものはないように伺っております。

○参考人(室俊司君) 佐藤先生の御質問で、われわれが放送大学のような新しい教育の機会を積極的に考える場合、それが日本の教育文化水準を、全体を高めるといふパースペクティブ、展望の中でその問題を本格的にとらえなくちゃならないんじゃないかという御趣旨だと思います。私もそういうことが大事だろうと思います。

と申しますのは、憲法第二十六条で、例の「その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。」ということは、もう生涯教育の時代では、国民はすべてその生涯にわたって学習できる権利を持つというように、生涯学習の権利というふうにもむしろ積極的に読みかえた方がいくらいの時代に入ってきているかと思ひます。それを多様な教育の機会でもやりやすくして支えるという、そういうことではないかと思ひます。

その場合、これまでの既存の教育制度とか教育の条件をもっと新しい観点から積極的にとらえ直してゐることは大事だと思います。それと並行

して放送大学の問題を考えることが放送大学そのものの存在意義を本格的に見定めることに通じていくのではないかと思います。たとえて申し上げますと、夜間大学というのは、私たち、従来明治以来の既成概念がございまして、一定のイメージを持っています。つい最近では、昼間の大学の落ちこぼれの収容所になっちゃったから、もうやる必要ないんじゃないかというような言い出す大学も出てきましたけれども、一方では社会人のための大学としてこの夜間大学を積極的に考えていいのではないかというような、それで入試も、そのための入試を積極的に考えていいんじゃないかというようなことが、実験的ですけども、たしかに専修大学だったと思いますが、そういうところで取り込まれておりますし、それから青山学院大学では、大学院クラスですね、これは経営学だったと思いますけれども、いろんな企業とか官庁に勤めている中堅職員の方が仕事の研修を兼ねた研究、勉強の場として、そういう場合には大学院をむしろ夜間に積極的に開設していくというような、それは時間割を夜の方にまで延長すれば実際的には可能な問題です。そういうことに意欲的に取り組む大学が少しずつ出てきております。私の先ほどから申しています立教大学の場合でも、法学部が社会人入試を別枠定員でささやかでもやりましたけれども、そういうことで、夜間大学とか通信制大学とかいう問題も、もともと生涯教育の時代にふさわしい新しいとらえ方が必要だろうと思います。その場合には、これは非常にまだまだ現実問題としてはむずかしいんですが、有給教育休暇制度とか、それから成人学生奨学金とか、とにかく、立教の場合ですと、ある方々は会社をやめて来るというような非常な決断をなさっている方もおられますし、そういうことで、私たち、奨学金ということを考えますと、大体十八から二十二歳までのあいいう青年たちの問題ぐらいに考えていますけれども、もともと成人学生奨学金なんかの問題も考えられなくちゃならない。放送大学もそういうあたりの問題が関係してくるか

と思います。そうしませんが、大体実態としては家庭の主婦の立場におられる方が多く学生になるということが進みやすくなるだけではないかという、そういう懸念もございます。もったいりるな立場の方が勉強できる機会として考えなくちゃならない。

去年来日しましたノーベル賞の経済学賞を取った例のフリードマンさんなんかおっしゃっていましたが、これは非常におもしろい発想で、教育クーポン券なんという、みんなだれでも教育に関するクーポン券を持っている。それをいつ使うかというのは、一番必要なときに、一番適切なときに、その時と場所とそれを使使するということが大事なんだというふうな、自由経済学者らしい非常にユニークな発想を申し立てましたけれども、これは単に発想の問題じゃなくて、それを制度的に、どうきちんと国民大衆の一生涯にわたって学習する権利の問題として考えていくかというところが大事になってきた、そういう時代の中で放送大学ではないかと思ひます。

それから、高等職業専門学校のところからの問題としては、そこを卒業した人はいまのところ普通の四年制大学の三年編入試験につながるんです。このあたりの問題をどうするかということも大いに大事に考えていかなくちゃならないし、それから放送大学では、体育は実技としてできないから、教育委員会の公民館等を中心とする社会体育で参加していただいて、それを単位換算するということをやっていますけれども、と同時に、そうならば、やはり日本の社会教育として、公民館を中心とする住民参加の社会教育をもっともつとしっかりと確立していく、社会体育と市民講座が車の両輪のように住民のためにつくられていくという、そういう努力もあわせて必要なんではないか、そのように考えます。

○小西博行君 大変参考になる御意見ありがとうございます。私も、本質的に何とか生涯教育を前進させなきゃいかぬというふうな、そういう気持ちは持つ

ております。同時に、きょう三人の先生方からいろいろ貴重な御意見をいただきましたが、特に坂元先生の場合は、この「放送大学の基本計画に関する報告」というのがございまして、この書物といひますか、研究をずっとまとめた方だといふふうに理解してよろしいでしょうか。中へ名前が載っているんですが。

○参考人(坂元昂君) ほんの一部でございます。○小西博行君 そうですか。そういう意味で私はの初歩的なことをお伺いするんですけども、まず最初に、アンケート調査をやっておられますね。つまり放送大学ができたらしめ勉強したい、それが八割という数字で、五千人ランダムですが、そして全体的には日本全国で六百二十万人つまり十八歳以上の方が勉強したいという希望があるんだという、私は経営工学を長いことやった人間といたしましては非常にこの数字がちょっと甘いのではないかとこの間文部省に對してもしたんです。つまり、私は、実際の大学を自分が受けるということになりますと、もっともつと厳しい本当は数字であるはずではないのだからかなと、こういうふうには感じていたわけなんです。

この間いろいろ研究しまして、カリキュラムを組んでみまして、百二十四単位四年間、年間平均三十一単位ということになりますと、六日間、毎日、大体四十五分のテレビを見なければいけません。そうしてしかも、その前後に予習、復習と二時間の二時間ずつやる。そうしてしかも、スクーリングは四・三時間ということになっておりますが、往復時間がありますから一日かかるといふ。そういうふうな実際のカリキュラムを組んでみますと、そういうことになるわけですね。ただし四年間で卒業というふうなことでございまして、そういうことを煮詰めていきますと、いや必ずしも卒業しなくてもいいだろうというふうなかつこうになつてきます。しかし、この放送大学というのはやっぱり卒業できるといふところに非常に大きくアピールされて、そうして多額の金額を投資して、文部省も何とかこの法案を成立させていた

だきたいということだと思ふのです。どうもアンケートの基本的なものから私は少し狂っているのではないかと。もっと現実的なものを審議した上で放送大学はどうだということになれば、やや問題があるんじゃないか。坂元先生せっかく来られたものですから、そういう意味では、何とかこの辺の信頼性について、どの程度の信頼性があるのか、それをまず一点坂元先生にお伺いしたいと思ひます。

それから室先生にお伺いしたいと思ひます。大変りっぱな御意見をいただきましたが、特に私が入りましたのはカリキュラム編成とそれから授業の展開の方法、あるいは評価の方法ですね、この辺が私は本当は一番大切な問題ではないかと思ひているのです。そういう意味では、これから果たして、もっと端的に言いますと、いま三人の参考人のそれぞれの専門家の先生方がこの放送大学をやるといふことになったときに、喜んで私は行きたい、こういうふうにお考えなのかどうか。これは、皆さん、お三人の方に率直にそういうことをお伺いします。

それから最後に、河合先生ですが、河合先生には、私は、やっぱり私も大学人だったわけですから、どうも、大学というものは、一般の講義であるとかというものはわりあい時間からいっても幾らも講義はできないもんだというふうには自覚していません。黒板に幾ら書いたって、これは幾らもできません。恐らく一冊の大学ノート一ぱいくらいで精いっぱいだと思います。そういう面では、自分で自習するといひますか、自分で勉強するといふことと、それから四年生になったときのゼミナールですね、卒論を控えたゼミナールでノイローゼになるくらいに先生にしばられる、これが私は大学の大きなウエイトを占めるといふふうな考えでいるのです。そういう意味で、この放送大学の中で、こういうゼミナールとか、あるいは卒論という非常に大切な部分を先生の御意見ではどういふふうな考えたらいいんだろうか。与えられた時間の中でやっていくということではござい

ますから、恐らく、よっぽど自宅研修か、何か別の機会をつくらなければちよつとできないのではないかと。思ひます。

以上の三点をちよつとお願いしたいと思ひます。

○参考人(坂元昂君) 基本計画についてでございますが、私の名前は出ておりますが、指導の内容容面の方からの関与でございまして、全体の経営面の方のことに関与していませんが、御質問に對しましては、私も数字を伺いましたときには、非常に大ぜいの方が希望していらつしやるなという印象を持ったことは覚えております。ただし、現在の場合には関東地域からスタートするということで人数がしぼられた、最初数千人からスタートする形になっておりますが、このレベルで申しますと、現在の実験放送番組のモニターの希望者が定員の三、四倍、多いのは六倍ぐらゐございまして、大体六、七千人、モニターだけで達しているというふうなことから、現在の計画の第一段の計画はそれほど甘いとは言えないのではないかと気がいたしております。全国的に広がった場合にはちよつと私の考慮外でございしますが、一応調査はプロの専門家に委託してやられたと伺っております。

それから、勉強の時間、先生御指摘のとおり、大変私もちよつと計算してみまして、自分でやるかな、勤め持ってやるかなと計算してみまして、ちよつと四年では私にはできそうもないという感じを持ちますけれども、これは四年間でも取れるという可能性はやはりあり得ると思ひます。普通の大学生は四年間それにかかり切りで通ってやっておるわけですから、もし昼間ある程度休んでこれだけしっかり勉強するといふ形になりますと、四年間——可能性あるだろうと思ひますが、それだと普通の全日制へも学生通えるといふことになり得ますので、勤労者の方々の場合ですと、力にすこい個人差がございしますので、力があつてフアイトも燃えて、どうしても四年間で一つの学士取るぞという方がやはりいらつしやるわけ

すから、その方々はそういう場が持てるだろう。しかし一般的には、私、五年、六年ぐらいかけて学士号を取っていただく形になるのではないだろうか。お取りになる形になるんじゃないか。イギリスの場合は六年から八年かかっておりますので、日本の場合も、四年で出ないからといって直ちに放送大学の成果が上がってないんじゃないかという御批判が出ないよう、いろいろ先生方御配慮いただけますれば、大変ありがたいことと存じます。

○参考人(室俊司君) 大学の現場の教師から考えての私の一連の発言について、小西先生、非常に重要なポイントを御理解いただいて、非常にうれしく思っておりますが、大学教育としての中身が本当に確保されるかどうかということで、カリキュラム編成、授業の展開それから評価をどうきちとやるか、そこが非常にばくは中心的な問題の一つになると思いますが、そういうことがきちとやられる放送大学だったら、室は行って率先して教員になるかということでございますが、こういう前提条件がなければやっぱり魅力を感じません。

それで、その前提条件というのは、やはりいろんな分野の教員が集まって、とにかくカリキュラムを編成する前に、どういう学際的な問題で共同研究ができるか、共同研究なしに本当に学際的な人文・社会学系のカリキュラムをつくれません。それから、授業展開も合同講義で、チームティーチングですか、単なる読み切り講義で一人一人出てくるんじゃないかと、本当にチームプレイで受け渡していくような発展的展開ができるような授業ができるか。それから大体スクーリングでレポートを書いて、フィードバックしてくる学生のレポートを読んで評価するときに、複数の教員が共同で評価して、評価が違つて出た場合、そこでまたいろいろディスカッションしながら適切な評価をするぐらい、そのぐらいの自由な共同的な営為ができる場であれば、非常に魅力を感じます。そういうことが現行の大学ではどれだけできて

いるかという、みんな一人一人勝手なことでやってるようなところがございますので、そのためには放送大学においても学問研究が自由にできる、それから研究条件、研究費もきちと確保されるというふうな、このあたりは教授会、評議会の権限が非常に大事な問題になってきますけれども、そういうことで、教員として一番うれしいのは、受講している学生からのフィードバックが中身として自分に本当にいろんなことを感じさせるというときでございますので、そのためには、いいカリキュラムをつくり、本当にいい授業展開があり、きちとした評価ということをやはり共同研究を踏まえて進めていくという、そういう大前提がほしいと思います。

それからもう一つは、ゼミとか卒論で、普通の大学で本気で取り組めば相当大学というのはいろんなことを学べる場ですけれども、果たして限られた時間の中でそういうことが可能かということでございます。

現在経験的に言いますと、短期集中で、それも合宿制——レジデンシャルカレッジのような短期集中合宿制で行った場合には、かなりゼミも成果が上がりますし、それを踏まえて、あと一年ぐらいかかってじっくり卒業論文作成に取り組むということだったら、時間が限られている中でも可能かと思えます。しかし、それをハードウェアとしてどう用意するかということですね。

たとえば日本女子大は通信教育を慶応と同じように非常に良心的にやっておりますけれども、あれはスクーリングを夏休みにやります。日本女子大の寮を全部開放しまして——学生帰っちゃいますから、そこへみんな合宿します。それでスクーリングです。ですから、そういう条件の中でゼミをやれば非常に密度の濃い——週一回ばつぱりばつぱり、大勢の過密の中でゼミをやるような既存の大学が多い。そういう場合があるんですが、それよりはかなり成果が期待できるということでございます。

それから外国でも、デンマークなんかは市民や

社会人が、向こうはサマーバケーションが長いので、そういうときに三年ぐらい継続して夏休みに社会人や市民がレジデンシャルカレッジみたいなことを大いに望んで、そういうところへ参加するということ、そういう経験もございまして、ゼミや卒論も限られた時間というのを前提にした場合、集中的に、合宿的にいうことは成果として期待ができるということは経験的にわかっておりますので、そこをハードウェア、ソフトウェアともどもきちと見定められるかというのが課題になるんじゃないか、そのように考えます。

○委員(降矢敬義君) 速記を起してください。引き続き、本案に対する質疑を行います。質疑のある方は順次御発言願います。○田沢智治君 いままで参考人の方々のいろいろな意見を聞きまして放送大学そのものの構想の特色というものを考えてみますれば、その第一にはどうしても生涯教育機関として一生涯学ぶ権利を保障する文化国家日本をつくる上において、時代が求める高等教育機関の位置づけが第一に必要ではないかというふうなことをつくづく考えさせられたのでございます。

この放送大学の一つの欠陥だと思うんですが、教育の方法が映像に訴えるということ、これはイメージ教育という点に流れ過ぎる、つまり自分の頭の中にしっかりと固着していかないと、そういう欠陥を持っております。ですから、文字離れをしていくというそういう弊害も伴うわけですね。ですから、自習をきっちりすること、それからおっしゃったように私は卒論を書いてもらうこととは大変大事だと思うんです。つまり、放送大学では自分で書くという、そういう作業を忘れる欠陥がございまして、それからゼミにつきましては、いま室先生おっしゃったのに準じております。

私は今日の社会をじっと見ますと、高度化し、複雑化し、国際化する中で、人間の寿命も男が七十四歳、女は七十九歳、年々伸びているという中、そしてまた一生涯を通じて資質、能力を伸ばしながら、新しい知識や技術を習得しながら、生きがいある人生をどう送るか、こういう気持ちにはみんな国民が持っている、そういう国民の気持ちにこたえるためには、だれでも、どういう職業の人々でも、いつでも入られるような放送大学の門戸を開くという意味において、この使命の重大さを感じておるのでございますが、文部大臣は私の考えに対してどのようにお考えでしょうか。

それから喜んで行くかとおっしゃると、これは大変困りました、大変賛成で協力したいと思えますが、私の立場としてはむしろ教材の問題とか人事の交流とかいうことで喜んで利用させていただくと、そういうふうには思っております。

○委員(降矢敬義君) 以上で本日御出席いただきました参考人に対する質疑は終わりました。参考人の皆様方に一言御礼申し上げます。本日は、長い時間にわたりまして、貴重な御意見を御聞かせいただきまして、本当にありがとうございます。委員会を代表して厚く御礼を申し上げます。ありがとうございます。(拍手)

ちよつと速記をとめてください。(拍手)

放送大学は、学校教育法の規定に基づきまして文部大臣の認可を受けて設置されております正規の大学としての構想を持っておりますが、放送という情報媒体を活用いたしまして、高等学校あるいは新卒者のみならず、広く社会人や家庭婦人等の、また地理的にも、時間的にも、年齢的にもいろいろとございまして制約を乗り越えて大学教育の機会を提供しようとするものでございまして、これからの生涯教育の充実推進に非常に重要

○政府委員(宮地貫一君) 從來、放送大学の設置形態についての検討というのはいろいろ行つてきたところでございます。たとえば国立大学にするということ、あるいは私立大学にするということ、それらについても検討を行つてきたわけでございまして、考え方といたしましては、たとえば放送大学を国立大学という形で設置をするということももちろんあり得ることでございます。ただ問題

は、その大学が放送局を開設するという事になりますと、わが国においては、放送事業については、その創始以来国がみずから放送を行うことはしないというたてまえで今日に至っているというような事情がございまして、大学と放送局とを一体のものとしての放送大学を設置する場合、国立という形態はそういう形からとれないというような点が言われたわけでございまして。それから、放送大学を私立大学として設置するということも考え方としてはあり得るわけでございしますが、その私立大学が放送局を開設するという事になりますと、この放送大学の特殊性に基づきます国の関与のあり方と、それから私立学校法の定める学校法人なり私立大学の自主性との調和におきまして、やはりいろいろな困難な問題点が出てくるということが指摘をされております。

これらはいずれも、先ほども申し上げましたが、衆議院の文教委員会におきまして放送教育に関する小委員会という御検討いただいて、当時その御結論としては、ただいま申し上げましたようなことが言われてまして、大学と放送局とを一体のものとして放送大学を設置するという事であれば、やはり御提案申し上げておりますような特殊法人で、放送大学の設置者があわせて放送事業を行うという、こういう形をとるのが放送大学の設置形態としては一番適當ではないかという結論をいただきましたものですから、私どもとしてはその線に沿ひまして準備を進めて、今日御提案を申し上げておるところでございます。まあ特殊法人というところにいたしますと、国からは独立した別の法人格を有するものでございまして、国とはその点で明確に区別ができるという事がございまして、この特殊法人に放送事業を行わせることは、現行の放送法制上からも認められることであるというぐあいに考えております。

○田沢智治君 ばくはね、これもし成功したとすると、非常に画期的な位置づけが大学というイメージに出てくると思うんです。なぜ私はそれを強調するかというと、いまの大学の形態は国立か

公立か私立、この三つですわね。これに特殊法人という新しい分野の大学が加わるわけです。もし放送大学が、与野党の先生方のいろいろな忠告を文部省がしっかりと心に入れて発足し成功したとすると、先ほどの参考人が申されるように、独立型の放送大学とか、あるいは既存の大学との連携型の放送大学とか、あるいは民間が協力していく型とか、あるいは公開大学型というような、さまざまな形態が私はあると思うんです。みんなそれぞれ個性があり、特色があると思うんです。ですから、何も大学は国立だ公立だ私立だけでいいということじゃないと思う。やっぱり将来特殊法人的なものがどんどんできたっていいんじゃないだろうかと。

ただ、国が金出せば特殊法人になるという次元じゃなくて、民間でも公共性の高いような方向性を打つとするならば、特殊法人型のものをやっぱり許可していくというような、従来の大学そのもののイメージというものを余りこう踏襲したりすると、私はいまの大学が必ずしも国民的次元の中心で大学教育がプラスになっているとは思ひ切れない面もあるわけです。大学人はこの辺のところでもう一遍こう反省する必要があるとするならば、特殊法人的な大学を認可して将来体質改善していく、保守的で硬直したような大学よりもっと進歩的でありもっとたくましい学問的機能を果たし得るような、そういう大学をこう再生していくんだというような、そういう意識込みを持って文部省はやつてもらわないと、与野党に食いつかれるから縮まっていってしまうことをやるような放送大学じゃ私はいかぬと思う。これは理念としても形態としても努力すれば私はすばらしいものになると思う。そういうような気持ちを持つていて、で大学局長に私は申すのでございしますが、そういう考えに対してはどうお考えでございしますか、大学局長。

○政府委員(宮地貫一君) 大学の形、国立大学、公立大学、私立大学それぞれあるわけでございまして、参考人の御意見の中にもあったわけでござい

ますが、既存の大学についていろいろ言われている。たとえば閉鎖性の問題でございしますとか、あるいは大変教育を重視されておつて社会還元というふうな観点が薄い点でございしますとか、いろいろ指摘される点はそれぞれあるわけでございします。私も大学に對しては、そういう既存の大学、これは国立大学でございまして、公立大学にいたしまして、私立大学にいたしまして、そういう設置形態のことではなくて、社会に對して大学を開放すること、そしてまた弾力化すること、そういうことに対して大学みずからが努力をしていただき、私も国として援助をするという面でも努力をすることに對して援助をするというような形で対応をしてきておるわけでございします。

放送大学以外にも特殊法人としてやっていくものがふさわしい大学があれば、もっと積極的に特殊法人立という事で考えていってもいいのではないかと御指摘も確かに考えられる点でございしますが、要は既存の国公私立の大学にありまして、その大学みずからがやはり弾力化をし、さらに大学を一般社会に開放し、積極的にそういう面でも受けとめていくという対応をするということややはり必要でございまして、その点では、従来大学の基準の問題でございしますとか、あるいは高等教育の計画的整備を図ります際でございますとか、そういう私どものいろいろな施策を通じてましてその弾力化なりは図つてきておるわけでございします。今後もそのための努力は続けなければいかぬことだと考えております。

○田沢智治君 そこで、私は今まで討論され、審議された中で、大ざっぱのようではございますが、やはり放送大学のよさというものは大體理念的には四つあるんじゃないだろうか。

その一つは、山間僻地にいる全国津々浦々の人々に、毎日大学に通えない障害者の人々にも、あるいは主婦や高齢者や職業人にも大学教育課程を勉強させて知識を高め、教養を培いながら一定の単位を取れば学位を得得るということは大変

魅力があると思うんです。いま一億総評論家と言われるように、批判能力はあるけれども、教養的次元で、おまえのためにこれは痛みを分かち合ひましよう、きみのためにおれが何かできることがあればやりましようというふうな心の培ひというものがない。これは私は教養が低いと思うんです。ですから、知識は高くなつて教養が低ければその国家はいい国家になりつこないんで、そういう次元から見た場合、第一に放送大学教育そのものの内容を位置づけるとすればこういう点が利点じゃないかと、こういうふうには思います。

二番目は、勤労している人々が職務上必要な知識をつまみ食いじゃなくて体系的に履修できるといふことは、やはり教養的次元の中で物事の判断を正確にできるという意味においては、これは社会教育的次元における位置づけが大いにあると私は思うんです。

三番目は、安い授業料で大学教育課程を履修し、単位を取り、学位を得得できる。経済的困窮者にとつては大変喜ばしい道が開かれる大学形態である。これは私は非常に大事だと思つてます。いま一般の文化系の大学へ行くとということになつても六十万の学費と下宿した場合百万の生活費がかかるわけです。まして、医科とか歯科とかということになる何千万かかえな行けないというふうな時世の中で、自分は幾ら大学へ行つて歯医者になりたい、医者になりたい、薬剤師になりたいと言つてもすぐはなれないわけです。しかし、教養課程というものを、放送大学の履修科目を取れば互換できるんだということになると、そこで二年間前後の幅というものが自分の家で勉強しながら修得できるという、就学年齢は多少延びてもそういう道を開くという事は私は非常に大事なことだと思つて、こういうふうな問題点。

四番目には、放送という新しい要素を大学教育に多く利用して、国民全体に知識を供給しながら生涯教育の効果を上げることができるといふことは、高齢化し、高度福祉社会を担う日本人の心に

おいては非常に貢献度がある一つの成果だと私は思うのでございますが、文部大臣の所感はいかがでございますか。

○国務大臣(田中龍夫君) 田沢委員からの仰せのとおりでございます。われわれが放送大学というものに対して特に理想を持って臨んでおりますことは御案内のとおりでございます。ことに生涯教育という問題が多く出てまいります現時点におきましては、社会人や家庭の婦人の大学教育の機会というものを提供する、これは本日に日本全体の、一億国民のレベルアップと申してもいいのではないかと、かようにも考えております。

それからまた、年齢の点やあるいはまたいろいろな複雑化、多様化したしました社会情勢の中において、本日にいま先生が言われたような国民の期待にこたえる私は新しい理想の型であろう、これを描きながら希望を持って進んでおります。

○田沢智治君 そこで、残念なことに放送大学の授業が関東地区からスタートせざるを得ない、これは全国規模で整備完成していくという計画の方が実際には私はいち早く思っているのです。特に私は五十五年年度の大学、短大への進学率を都道府県別に見てみますと、十県のうち上位八県が、近畿、中国、四国の県が進学率が高いということになっていまして、共通第一次学力試験の志願者約三十六万ほどでございますが、これに比べてどうかということを見ると、十県の短大、大学進学率の高い県に比較してみますと、もちろん東京は第一位でございますが、大阪が第二位、そして兵庫が第六位、京都が第九位、広島が第十位、岡山が第十二位、山口が第十五位といつて、やはり国立大学の求めようとする共通第一次学力試験を受ける数も多いし、大学、短大進学率も高いということを見たときに、関東地区の規模でスタートせざるを得ないという現実に対し、こういう資料を整理整頓し、どこに求めが強いであろうかということを検討の中に入れて第一次事業計画などを立てられたのか、あるいは予算上、あるいはこれを成功させる次元の中でいろいろな制約を考えられて関東地区というものを

を設定されたのか、その辺大学局長いかがでございますか。

○政府委員(宮地實一君) 従来御説明を申し上げている点でもございますが、最初の試みであり、かつ全体計画としては非常に大きなプロジェクトでございます。したがって、段階的にかつ慎重に進めていく必要があると、かように判断をいたしております。

そこで、第一期計画として御提案申し上げている点は、やはり人口の集積が多く、かつ人口の構成としても大変多様な構成になっておるといふようなことを考えまして、今後の拡大計画に必要な資料が得やすいといふようなこと、そしてまた広域の送信所として既存の東京タワーを利用できるために電波網整備に要します経費が過大にならないといふようなこと、そして具体的に放送大学の本部としては千葉の幕張地区に予定をしておりますといふようなことを考えまして、関東地域、東京タワーから電波の届く範囲内をまず第一期の計画の対象区域とすることと発足をすることにしたわけでございます。

○田沢智治君 そこで、その既存大学やNHKや地方放送機関と提携した場合、完成時期を早めることができる可能性はあるんですか、そういうことはむずかしいんですか、大学局長。

○政府委員(宮地實一君) 私ども、従来のいわゆる学校放送においてNHKが持つております実績というふうなもの、そういうふうなものももちろん高く評価をしておるわけでございまして、今後実際にこの放送大学を実施するに当たりまして、いろいろそういう従来の実績の面から持つておりますNHKを初めとする既存の放送事業者からの技術的な面でございまして、あるいは放送関係の人材その他これまでの経験をいろいろと御協力をいただかなければならぬ事項であるといふことは考えております。それらの具体的なことについては、今後関係者とも十分協議しながら検討を進めてまいりたいと、かように考えておるわけでございます。

なお、お尋ねの点は、全国に広げるに際して、そういう面の協力を得れば早く広げられるのかどうかといふような点にあつたように伺つたわけでございますけれども、これも従来御説明を申し上げている点でございますが、やはり関東地区で実施をいたしましたその実績を踏まえて、全国各地域に拡大をするに際しましては、もちろん各地の進捗状況でございますとかニーズを十分的確に把握をしまして、国民全体、教育の機会均等といふ観点からも、もちろんそれを踏まえて広げていく段取りといふものは考えていかなければならぬと思つております。

達成の時期については、従来から御説明申し上げている点は、やはり今後の高等教育の計画的整備の全体像とも関係する点がございまして、十八歳人口の、将来六十一年から七十年ぐらいにかけまして、六十六、七十七年がピークで二百万を超えるといふような時期にもなるわけでございます。そういう際の高等教育の多様化という観点から、それらの時期には、この放送大学も、全国各地域を対象に拡大するといふことで考えてまいりたいと思つております。

なお、従来からも言われております放送衛星の利用の問題も、もちろん将来の構想を考えていく場合には考える課題として入つてくるわけでございまして、これらの点はなお関係省庁とも十分協議をいたしながら、放送衛星の具体化の見通し等とあわせまして、地上局の整備と放送衛星との絡ませ方をどのようにしていくか、そういうことなども今後の検討課題といふことになるわけでございまして、もちろん全体的に全国をカバーする時期が早いことにはなないわけでございまして、先ほども御説明しましたような、基本的な、いろいろ第一期計画でまず着実な実施をしまして、単に電波が届けばいいといふものでもない点がございまして、というのは、具体的にはそれで学習センターでのスクーリングのやり方をどうするかといふ点もあるわけでございまして、それらをどのような組み合わせで考えていくかという

ような問題点もございまして、慎重にそれらの問題点を解決しながら、着実に広めていくということに念頭に置いていっているものでございます。

○田沢智治君 いまのお話を承ると、誠心誠意努力しつつ、なるだけ早くできるような努力も惜しまないといふふうには私は解釈するのでございします。

予算等の裏づけ等につきましては、すでに小野委員よりお話があつたと思ひますので、省略させていただきますかと思ひます。

そこで、放送大学は教養学士をもらふんだといふことと、先ほど四点私が挙げたような大事な使命の遂行に欠かすことのできない要素を持つていふことは歓迎するのでございしますが、それだけではどうも物足りないといふ現実があるのではないだろうか。私はやはり生涯教育に力を入れる放送大学の一つの大きな要素だとするならば、社会教育局長お見えですか。社会教育局長と大学局長にもお聞きしたいと思ふんですが、高校を卒業して社会教育事業などに従事している人が放送大学に学び卒業したときに、社会教育主事なり社会教育主事補の資格が取得できないものであるかどうか。また逆に、放送大学を卒業するまでに社会教育主事になれる講習のカリキュラムを入れて、卒業と同時に取得させるといふような一つの方法が教科課程の中で工夫できないものかどうか。そうしますと、やはり生涯教育といふことの主体は社会教育に私はあると思ふんです。社会教育を健全化し、正しく指導し、高揚するといふような役割りを果たすという一翼を担える放送大学なんだと言へば、社会教育主事になれるというふうからひとつ放送大学へ入ろうじやないかというふうにも、もつと物事がはげないで鮮明に位置づけることができるのではないだろうか。教員資格はそのまま取れないし、何にも取れない。ただ教養学士だつて、教養学士とは何だといふことになると、世の中へ行つてもちよつとまだ通用しないんじゃないかと思ふならば、せめて一つぐらい、これだけは取れますぞと言へるような工夫を弾力的に持

つことが私は大事だと、こう思うんです。この放送大学の使命が生涯教育にあるとするならば、その辺に対する見解はいかかと思ひ、どちらでもよろしゅうございしますが、局長さんから御意見を伺いたいと思ひます。

○政府委員(宮地貫一君) もちろん社会教育の観点から大事であることは当然でございますが、ただ現行法の規定から申しますと、この放送大学で社会教育に関する授業科目ももちろんございすけれども、社会教育主事の資格を取得するために必要なすべてを満たしているということにはなっていないわけでございます。したがって、放送大学の卒業生が放送大学卒業ということだけで直ちに社会教育主事の資格を取得するということにはなっておりませんので、その際はやはり社会教育主事講習を修了するというのが必要でございます。これは一般の大学の場合にありまして、も事柄としては同じ形になっておりまして、一般大学を卒業しても直ちに社会教育主事の資格ではなくて、やはり社会教育主事講習を修了するということが必要になるわけでございます。その点は、既存の一般の大学と放送大学の場合には事柄としては同じ扱いになっておるわけでございます。資格の問題について、何か放送大学を出たことによる資格というのを、単に教養学士ということだけではなしに、もう少し考えられないかという御指摘でございます。

その点は私もともしていろいろ検討は從來いたしてきていたわけでございます。ただ、たとえばそれでは教員の資格はどうかという点、あるいはこれも前にお尋ねもあつたわけでございますけれども、教員の資格を、この放送大学卒業ということだけで教員資格を付与するということになりまして、やはり教員の免許状の場合の教育実習の問題でございすとか、教職に関する専門科目の問題でございすとか、いろいろ実施上難点が出てまいりまして、やはり放送大学卒業ということだけで教員の免許状が取れるということにまでは、ただいまのところ教育課程の編成ではそ

こまで考えていないわけでございます。

ただ、現職教員などが上級免許状を取得するためにこの放送大学で修得した単位を活用するというようなことは、もちろん実際の活用の仕方としてはそういうことは考えられる事柄でございますけれども、放送大学を出たから直ちに具体的なような資格ということに直接は結びついていないという点、確かに御指摘のようにそれではなお不満もあるのではないかと、事柄もよく御指摘の点もわかるわけでございます。当面、教養学部というところでスタートをいたしまして、その点十分この第一期計画を着実に実施をいたしまして、さらにこの受講生その他、全体のニーズがどういふところにあるかという点なども十分把握いたしまして、そういう点については将来の課題というところで検討させていただきたいと思ひます。

○田沢智治君 社会局長に聞きたいんですが、社会教育法九条の四に、大学に二年以上在学をして六十二単位以上を修得し、社会教育に関する職についた者で、第九条の五の規定による社会教育主事の講習を修了した者が社会教育主事になれると資格で認定しているんですが、これは間違いございませんか。

○政府委員(高石邦男君) そのとおりでございます。いま大学局長が御説明申し上げたものに若干補足して申し上げますと、二通りの社会教育主事の資格を得る道があるわけでございます。一つは、四年制大学で社会教育関係の学科を修得し、その際二十四単位修得しなければならぬわけでありまして、それを修得した後に卒業して、一年間社会教育主事の仕事をいたしまして社会教育主事になれるという道が一つです。

それから、いまお読みいただきました内容は、二年以上でございますから、短大以上ということに考えられると思ひます。学校にいるときはたまたまそういう社会教育関係の科目を履修しなかつた、しかし卒業した後に社会教育関係団体の仕事であるとか、社会教育に関する仕事に従事した、それで三年間の経験がある者については後、

社会教育主事講習会を開きまして、十単位とれば社会教育主事になれる。こういう二通りの道があるわけでございます。

○田沢智治君 そうなると、可能性はあるわけですね。職場にいながら、社会教育事業の職場に就職して、放送大学の勉強をして、二年間に六十二単位以上修得して、しかも文部大臣が指定する講習会の講習を修了すれば取れるわけでしょう。

○政府委員(高石邦男君) その際に、社会教育主事講習会で修めなければならぬ単位というのが科目ですと決まっているわけでございます。そこで、放送大学でそういう授業科目が開設されて、そしてそれを受けることができれば、そして必要な十単位を修得することができればそういう資格の道が得られると。

ただ、現在示されております授業科目一覧表には、そこで言う必要科目が全部放送されるというところまでは、第一期の計画では盛り込まれていないということでございます。

○田沢智治君 何も放送大学の中で講習する科目を取らなかつたといひわけでしょう。要するに文部大臣が指定する教育機関で取ればよろしいんですよ。

ですから、この放送大学の要素は働きながら勉強して、そしていろいろな創意工夫ができる、幅のある教育機関が個性なんですよ。だとすれば、そういう条件に沿えるような、放送大学の学生としての籍を置きつつ、二年間放送大学の六十二単位を取って、三年間なら三年間社会教育事業に就職し、そしてその放送大学じゃなくて、別の大学で、指定する大学の講習を受ければ、十単位なら十単位取れば資格は取れるわけでしょう。

○政府委員(高石邦男君) 御指摘のとおりでございます。

○田沢智治君 とするならば、やはりそういうような一つの特色を法律に許された範疇の中でひとつ編成し直して、こう努力すればこういうケースの場合はこういう資格が取れますよ、あなたの場

合はこういう努力すればこういう道もありますよというふうな、やっぱり弾力性のある設置構想というものを打ち出すと、もっとわかりやすくなるんじゃないかと私は思ひますが、これは法案を変えなかつたでできるわけですよ、運用面で。ですから、そういうふうに少し頭を使って努力し、国民に奉仕する、そういうふうな弾力性を持たしてひとつ検討してもらいたいと思ひるのでございすが、文部大臣、いかがですか。

○国務大臣(田中龍夫君) まことにそのとおりでございます。

○田沢智治君 私は、そうやってお互いに努力していくことによって、ああ放送大学ができた、おれはもうしばらくすると社会教育主事になれるんだな、主事補になれるんだな、おれは何かになれるんだなというふうな、これを踏み台にしておれはこういうふうな人生を歩むという——教養というのは踏み台ですよ。これを基盤にして調理士になるんだ、あるいは弁護士になるんだ、あるいは医者になるんだといふその次の基礎的な土壌をつくる土台づくりが教養だとするならば、やっぱりいろいろなバラ色の人生、おまえの努力次第によってできるんだぞというふうに、固定された既存大学と違う流動的、弾力的なやつぱりその放送大学の実態が脈々と生きていくんだという、もっと希望の持てるような努力を文部省やつてもいいなと思ひますが、大学局長、いかがですか。

○政府委員(宮地貫一君) 御指摘のような点も十分踏まえまして、この大学自体においてそういう展望を持たせるような大学になるように努力すべきことは当然のことであろうと、かように考えます。

○田沢智治君 私はそれが命だと思ひます。それができると、野党の先生方も多少反対があるだろうけれども、歩み寄れる面はうんと歩み寄れるんじゃないだろうか。やっぱり生まれるものはみんなに祝福されて生まれるという努力はお互いにしなきゃいかぬと思ひます。ですから、

やはりもう明示するものはこうでなくちゃ、これができるといふ——いま若者がへんちくりんなどころへ行ったり、先生に暴力をふるうということに欲求不満なんです。しかし、今度の放送大学はこういう道がある、ああいう道がある、こういう道はあるけれども、それはあなたの努力にあるんだぞというように、いまの既存大学のたるんでいるところを活を入れて、おまえらがもたすれば特殊法人の大学をいっばいづくるぞというぐらゐの、そういう一つの活力を入れるぐらゐな努力をしてもらふとすれば、国民がみんな放送大学に寄つてくる、私は間違いないと思う。とすれば、やはりその既存大学と放送大学における学資の問題があると思うんですが、先ほど申したように、既存大学におきましては、文科系においても六十万、理科系その他においては百万以上というような現実があるわけですね。放送大学の学資として、受験料、入学金、授業料その他の経費について大学局長、どの辺のところを考へておるんですか。

○政府委員(宮地實一君) 私ども現在既定の計画で想定をいたしております点は、放送大学の授業料というふうなものについては既存の私立の通信制大学の授業料等を基礎といたしまして、それとのバランスというふうなことも念頭に置いて構想をいたしております。具体的金額につきましては、もちろんこれから大学みずからで決めになる事柄ではございませうけれども、そういう既存の私立大学の通信教育の授業料との現状で申しますと、参考としておりますものは、入学時の納付金といたしましては約一万七千円でございませうし、授業料等は、四年間で卒業するとした場合の各年度の授業料等の平均で申しますと約六万円というのが私立大学の通信教育の現状でございませう。

○田沢智治君 これは一年六万円ですね。
○政府委員(宮地實一君) はい、年間でございませう。なお、もちろん一科目当たりの授業料というふうなことも、これは科目履修生というふうなことも考へられるわけでございまして、これは平均的に申しますと、一科目当たりの授業料としては現況が七千円という状況になっておりますので、そういうものを参考としながら考へてまいりたいと、かように存じております。

○田沢智治君 日本育英会における奨学金の貸与が対象になるのか、できるとすればどのくらい貸与されるものなのか、あるいはスクーリングにおける貸与奨学金制度があると聞いてますが、これがどのくらいのものなのか、おわかりになれば聞かしていただきたいと思ひます。

○政府委員(宮地實一君) 現在大学の通信教育を受けます学生に対する奨学金の扱いでございませうけれども、スクーリングの実態等を勘案しまして貸与をしております。たとえば、通年スクーリングの場合で申しますと月額二万七千円でございませうし、夏季等、特別の時期のスクーリングの場合には一期間六万円というふうな形で行われておるわけでございませう。放送大学の学生に対する奨学金のあり方ということにつきましては、このような大学通信教育の場合を勘案しながら検討をする課題であらうかと、かように考へております。

○田沢智治君 そうしますと、日本育英奨学金が貸与されるとすれば、十分にその範疇で学資程度ものは賄えると、こう解釈してよろしゅうございませうか。

○政府委員(宮地實一君) 御指摘の、その金額で十分学資が賄えるかという御質問でございませうが、大学の通信教育の場合に単価の設定については、ただいま申し上げたような金額で、スクーリングの実態に照らしていただいま申し上げたような単価を設定いたしておるわけでございませう。スクーリングのあり方につきましても、この放送大学の場合には、従来の通信教育とは相当異なつた形態になるということも想定されるわけでございませう。その辺を十分今後検討いたしました上で、合理的な、適正なもの考へていかねければならぬ課題である、かように考へております。

○田沢智治君 日本育英会の制度は、大学院には大学院、それから通信教育学生には通信教育学生、

それから教育職をとる人には教育職というふうに分けられてあるわけですね。ですから、当然この放送大学の学生に対してもその分け方をもう一つつくつてもらつて、それに見合うような措置を講ずるということには必要だと思ふんですが、文部大臣いかがでございませうか。

○國務大臣(田中龍夫君) ただいまのお話はまことにごもっともと存じます。今後、そういうふうな問題も道が開けますように、検討課題として進めさせていただきます。

○田沢智治君 そうなると、放送大学で勉強するために、経済的に困る方々が奨学金制度によつて勉強の学資程度は貸与されるんだということになると、希望者がふえると思ふし、当然それぐらゐのことをやるべきものであると思ふんですが、これをぜひやっていただきたい。

そこで問題は、放送大学は他の大学との単位互換や短大その他の高等教育機関からの編入学を積極的に進めることを、この基本構想その他で全部明示してあるんですが、他の大学への編入学を促進するためには、たとえば三年生以上とるにはこれだけの枠きりないといつて、他の大学からいまAという大学へ編入したいといつても、編入すること余り歓迎しない。なぜならば、補助金額が学生がふえるとダウンしちゃう意味で、粹切りをしちやつてるといふ、こういう不合理な運用制度なんです。ですから、積極的に放送大学が他の大学との単位互換や交流するんだなんて言つたつて、そういうような閉鎖的、抑制されるいまの行き方というものをある程度私は改革しなきゃならぬだろうと。そういう意味においては、明示したからには、明示した内容が違ひますよ、なんていうようなことにならないような措置というものを大学局長は考へられておられるのかどうか、お聞きしたいと思ふんです。

○政府委員(宮地實一君) 単位の互換の問題等、この放送大学の発足を契機にまあ全般的にそれが積極的に行われるように、私どもも十分努力をし、また、そういう方向に進むことを期待をしておるものでございませう。既存大学からこの放送大学への編入学というふうなことは、この放送大学側で積極的にもちろん考へていくことかと思ふわけでございませうが、問題は、放送大学の学生がほかの大学へ転学する場合というのは、これはもちろん大学へ転学する場合というのは、これはもちろん受け入れ先の大学の自主的な判断にまづべき問題でございませう。しかしながら、この転学も、放送大学が正規の大学でございませうので、もちろんほかの大学と扱いとしては同等な扱いがなされるべきものと、かように期待をいたしております。

○田沢智治君 そうなると、編入学を推進する、これはいいことだと思ふんです。やっぱり、二年間だけ安い授業料で、自分の手元の努力によつて、一定の教育課程の、あるいは教養課程の単位が取れて、三年に編入できるとすれば、大変これ面期的な大学の実態だと思ふんです。そういう意味で互換制度というものをより推進してもらいたいし、そのためには、既存大学が実施している教育課程カリキュラムと放送大学が実施しようとする教育課程カリキュラムとの調整が私は必要じゃないかと、そのような調整等について、将来これは教授会その他がでなければならぬだろうと思ふんですけれども、そういうことをやはり配慮しながらカリキュラム調整を行うという考へが大切であると私は思ふんですが、大学局長はどう考へてますか。

○政府委員(宮地實一君) 個々の大学のカリキュラムというのはそれぞれ大学の自身の教育として実施されるものでございませうので、まあ調整というお話しは点が具体的にどこまで指すのか、ちよつと必ずしも十分な把握でないかもしれませうが、単位の互換という考へ方で申せば、たとえば、既存大学の一般教育とこの放送大学の一般教育ということで、具体的には授業科目というものが異なつてゐる場合でも単位互換ができるかどうかというふうな問題点にならうかと思ひますが、その単位互換という観点で見れば、当該大学で開設していない授業科目でございませうけれども、適切と認められれば互換ということの可能性はあ

うかと、かように考えます。したがって、授業科目が必ずしも完全に一致してなければ互換ができないというものではないと、かように考えております。

○田沢智治君 それをひとつ徹底してください。

次に、入学資格については、高校卒業者または同等以上の能力があると認められる者が随時できるというふうになっているんですが、同等以上の能力があると認める手続について、だれが、どこで、どのような方法、手段によって認めるのか、お答えいただけますか。

○政府委員(宮地貫一君) 同等以上の学力があると認めるのは、もちろんこれは受け入れる放送大学側が判断するわけでございますが、その具体的方法として申せば、たとえば科目履修生というふうなことで、科目の履修状況を見まして、これは放送大学で全体の履修をする能力が十分あると判断をできますれば、高等学校卒業でなくとも大学に受け入れるということは具体的に考えられることではないか、かように考えます。

○田沢智治君 そして、入学選抜方法は抽せんか順番制かという話でございますが、いつの期間募集するのか、随時年がら年じよう募集するのか、募集期間についてはいかがでございますか。

○政府委員(宮地貫一君) 具体の事柄としては、断をされる事柄でございますが、ある程度の期間、入学前、たとえば半年前ぐらいから募集を開始するとかいうような事柄の処理ということになろうかと思っております。実際上の実務的な処理としては、大学側で入学に対して十分な期間を与えるというふうな形で行うことになろうかと思っております。

○田沢智治君 在学期間を限定する制度なのか限定しない制度ですか、どちらですか。

○政府委員(宮地貫一君) 在学期間については、一般大学とはこの放送大学は異なるわけでございますので、もちろん大学自身がお決めになることとさせていただきますけれども、在学期間について、たと

えば通常の年数の二倍以内というふうな限定をするというふうなものではないと、かように考えております。

○田沢智治君 では、学生が何か悪いことをしたなんというふうなことであれば懲罰、懲戒処分というふうなものも出てくるでしょうし、除籍というものがもちろん出てくるんじゃないか。成績優秀な者に対しては、これは特待生とかあるいは学費の免除をするとかというふうな賞罰等についてはどういう考えでございますか。

○政府委員(宮地貫一君) 学生の身分に関する問題で、たとえば懲戒の問題など、そういうことになるかというお尋ねでございますが、具体的問題として、たとえば学習センターにおきます履修の場合の規律の問題その他、これは通例の一般大学と同様の考え方というものがそこにはおのずとあらうかと思っております。いずれにいたしましても、それらの事柄については、これはこの大学発足後、大学自体で、一般の大学とも確かに異なる点もございまして、それらの点も十分検討していただいて、適切な処置がなされるものと、かように期待をいたしております。

○田沢智治君 私は、なぜこれを言うかという、教授会というものの主体性がなく、学生の懲戒とかあるいは学生に対するいろいろな手当てができないと思うんです。ですから、やっぱり教授会というものは当然必要になってくるし、教授会がないんというところはあり得ないことであり、私立学校法においても、寄付行為においても教授会なという事項はないわけですか。しかし、教育組織の中では教授会の位置づけというものは、組織としてないというところは法律で当然認められないんだから、あるはずなんです。そういうふうな意味で、私はやはりけじめをつけなければだめだと思っております。放送大学だから何年いたっていいんだなというふうなだらしないような大学なら、やめた方がいいですよ。それと同時に、成績が優秀で将来国のためになるんだというふうな者においては、学費の免除をするなり、あるいは特

待生として逆に学費を出してやるかというふうな、通常一般に行われているようなものも含めて私は運用していくべきではないだろうか、こう思うのでございますが、これは学費の問題であるからここでとやかく言えないと思っております。ただ問題は、入学したが、先ほど心配するように落ちこぼれが多い、国費のむだ遣いじゃないかというふうな批判が出てこないためには、先ほど小西委員が言うように、もう一遍何らかの形で世論調査をなさったかどうか。これは、五十九年がスタートであるとするならば、その間、時間がまだまだ私はあると思うんで、そういうふうな前向きな姿勢で、的確なる資料のもとに、的確なる希望者に対して、的確に措置していきけるような放送大学の発足までの真剣な努力というのが私は必要なんじゃないかな、こう思うんですが、大学局長、いかがですか。

○政府委員(宮地貫一君) もちろん第一期の計画は関東地域を中心にした計画として発足をするわけでございますけれども、これについてももちろん慎重な対応で臨まなければならぬわけでございまして、さらに全国各地域に広げるに際しましては、御指摘のような調査その他の手だてというものは十分尽くした上で対応をしなければならぬことは当然のことでございます。

○田沢智治君 そういうふうな努力をひとつ真剣にやってみてください。そうすれば、実質的な内容についても多く納得できるものが私は出てくるんじゃないだろうかと、それがひとつ大事ではないか。放送大学を成功させるということは、結局放送内容が学生にも国民にも批判されるようなものであったとするならば私はだめだと思つて、学習センター、それと同時にスクーリングの充実を図るというふうになると、今日の国公私立大学の教員全体に放送大学の協力者として委嘱をして、みんな支えてもらって、みんなの国家的次元の民主的な大学をつくるんだというふうな気持ちでこれからはやらないと私はできないんじゃないだろうか。教員は専任が少なくても非常勤が多いということ

現実には国公私立大学の教員全体と云って過言じゃないと思うんですが、そういうふうな連帯感、連携感というものが、各団体との秘密な交流によって協力体制をつくることに欠かすことのできないものであると確信するんですが、大学局長いかがでございますか。

○政府委員(宮地貫一君) その点は御指摘のとおりでございます。私もこの放送大学が本当に成功するためには、優秀な教官スタッフをどうそろえられるかという点が一番のポイントでございます。またそのためには国公私立大学の既存の大学の方々に御協力を賜らなければ、この放送大学というものも成功しないというぐあいに考えております。

したがって、放送大学の構想につきましては、従来からも、たとえば国立大学協会の関係者でございまして、あるいは私立大学の各団体の方々等にも十分御説明をいたしておるところでございます。そういう方々の理解を深めながら、現実の措置としては、さらに教官スタッフとして必要の方々の御協力をいただくということで臨むつもりでございます。

○田沢智治君 それが私は大事だと思う。だからこそ、気持ちよく放送大学が発足し運営されるとするならば、放送大学の管理運営体制がより民主的であり合理的でなければいかぬと、私はそう思うんですが、文部大臣いかがですか。

○國務大臣(田中龍夫君) そのとおりでございます。

○田沢智治君 文部大臣がそれとおりだと言ったから間違いないと思うんですが、これはやっぱり民主的であり合理的であるというふうな努力、これはやはり行わなければならぬ。そのために、柏谷先生が午前中申したように放送大学に政党の役員が入れるんじゃないかというふうな意見があったり、私は絶対入っちゃいかぬと思つてます。やっぱり教育と政治というものは分離するところに日本の今日の民主的繁栄の基礎があるというふうに思っておりますが、放送法第十六条第四

項第四号に掲げる「政党の役員」の範囲については、放送部長どう解釈されますか。

○説明員(富田徹郎君) 放送法第十六条第四項第四号に掲げる「政党の役員」の範囲につきましては、一般的に申し上げて、政党という組織の意思を体现する者を役員というのは指していると思われませんが、それがその代表者、幹事、総務その他の名称のいかんにかかわらず、実質的にそれらの役員と同等の権限もしくは支配力を有する者を言うというふうに考えております。なお、具体的には政党の規約等において役員として定義されているもの等が参考になるといふふうに考えております。

○田沢智治君 そうすると、各政党で言う役員は、内部の規則があつて、それによつて左の役員を置くという役員と、特定の権限を持ち、そして管理能力の立場にいる者はだめだと、こう解釈してよろしうございませう。

○説明員(富田徹郎君) およそそのとおりかと思ひます。

○田沢智治君 私は、やはり教育なり学問というものには政党的イデオロギーを導入することはこれは絶対にやつてはならない、私はそういう信念でございませう、そういうようなことが放送大学の現実の中に起こるということは私は確信するのでございませうけれども、もしあつたとするならば、私たちは命を張つてそういうものを排除すると、私はそのくらの気概を持つてこれを生んでいかなきゃならぬと思つておりますので、そういう点において配慮すべきものがあるとするならば、付帯条件でもよろしいし、その他いろいろな制約できるようなものの中に明示する必要性があれば、してもらいたいと思つてますが、文部大臣いかがですか。

○國務大臣(田中龍夫君) 先ほど来申し上げておりますようにまことに貴重な御意見だと思ひます。

○田沢智治君 そこで条文には、第十条第三項には学長が理事長になる場合の条項があるんですが、これは教学優先体制の意味に条項解釈をすべ

きであらうと思ひます。なぜならば理事長が学長を兼任することができるといふことは書いてない。ですから学長が理事長を兼ねる場合がある、しかしこれは余り好ましいことじやない、できる限りそういうことのないようにするというのが当然私はやらなきゃならぬことだと思ひますが、発足当初においては理事長と学長を兼任するようなことはないと、こう思ひますが、その点いかがでございませうか、大学局長。

○政府委員(宮地貫一君) 条文の規定から御指摘のような点があるわけではございまして、考え方といたしましては、教学の責任者でございませう学長が理事長を兼ねるといふことがあり得る、そういうことを想定した規定でございませう。

具体的には、大学の責任者としての学長が理事長を兼ねることが適当な場合もあり得るといふ、その前提に立つた条文でございませう。これらの規定の運用につきましては、この放送大学学園そのものが大学を設置するものであること、そして放送局を有するといふ、そういう機能に着目をしていまして、その運用としては、もちろん大学の設置主体であるといふことを念頭に置いて行われるべきものと、かように考えます。

○田沢智治君 放送部長、お帰りたいので結構でございませう。どうもありがとうございました。理事長が学長を兼任することはないですね。これは絶対ございませうね。

○政府委員(宮地貫一君) 条文の規定の上から申しますと、十条第三項にございませうに「学長が理事長である場合は、この限りでない」といふ規定は置かれておるわけではございませうが、逆の場合の規定はないわけではございませう。

○田沢智治君 いや、ないといふことじやなくて、そういうことはできないんですとばかり言つてもらわないと、もやもやもやもやみんなしているわけですよ。ですから、条文にないことはできないわけだからでございませうとばかり言つてもらえませんか。

○政府委員(宮地貫一君) 先ほど御答弁申し上げたとおりでございまして、学長が理事長を兼ねることは条文の規定としては予想しておる点でございませうけれども、逆の場合については予想していないものと、かように考えております。

○田沢智治君 だからこれこそ、文部大臣、附帯決議の中でそういう希望について明示してください。当然、理事長が学長を兼ねるなんといふのはどこにもないわけではございませう、それが条文の中には禁止事項になつてないから、わからぬといへばそれで終わりだけれども、やっぱりそういうことがあつちやいかぬですね。やっぱり教学というものは教学権という学長を中心とした体制の中に保存することがより民主的であり、より合理的であり、より国家的であり、より平和的なんですよ。ですから、これはちゃんと位置づけるといふことをはっきりしなきゃならぬと思ひます。

○國務大臣(田中龍夫君) いままでの局長の答弁から、私は先生の御心配になるようなことがあつてはならないと、かように考えております。

○田沢智治君 ひとつそれ徹底してください。時間がございませうが、次に学長はどういうような手続を経て選任されるんですか、大学局長。

○政府委員(宮地貫一君) 学長の選任につきましては、第二十一条の二項でございませうけれども、「理事長の申出に基づいて、文部大臣が任命する」といふことになつておまして、理事長がその申出をするに当たりましては、第二十一条の六項で「評議会の議に基づいて行われなければならない」といふような規定になつております。

○田沢智治君 評議会の議を経て行ふんですけれども、教授会ができれば、教授会の意見ももちろん出てくると思ひますが、教授会の意思というのはその前の次で尊重されるような手続になるんですか。

○政府委員(宮地貫一君) 御指摘の点は恐らく大学自体が内部手続としてどのように決めるかという問題にならうかと思ひます。

評議會を法律に規定をいたしておりますので、

その評議会の議に基づくといふことを法律上、第二十一条の六項で規定をいたしておるものでございまして、先ほど来申し上げておりますように、学長の選考その他についての学内の内部手続といふものは、大学自体がお決りになつて、そのこと自身が大学の自治の確保といふことは当然に考えられる事柄と、かように考えております。

○田沢智治君 学校教育法の五十九条においては教授会を設置しなければならぬ、これははっきりしておるのでございまして、これに違反する学校は学校じやないといふことではございませうので、そういうような事態になると私は思ひます。そういうようなことがなければ、学校じやないものが放送大学なんといふようなことはできません。

○政府委員(宮地貫一君) もちろん学校教育法五十九条の規定はこの放送大学にも適用があるわけではございまして、「大学には、重要な事項を審議するため、教授会を置かなければならない」といふ規定は当然に適用があるものでございませう。

○田沢智治君 適用があるといふことですから、ひとつこれをしっかり適用してください。

次に運営審議會の問題ですが、これは理事長の諮問に應ずるといふことになつております。問題は、この人選についての公平、民主的なものがやはり私は必要だと思ひますので、その中には放送大学は全国的な視野でやるといふ意味で、全国の各ブロックから代表者を選出すべきである。北海道、東北から一人なら一人、あるいは東北地区から一人とか、あるいは関東地区、あるいは中部、関西、四国、九州あたりから何人かずつということとで、審議會の委員については、偏らない、全国的な視野から全国的な情報で運営次元の中で吸収されていくという配慮、これがどうしても私は必要だと思ひますが、これは文部大臣の任命になるんじゃないかと思ひますが、そういうことの第一次の配慮、それから第二番目の配慮は、将来放送大学の卒業生が出る、卒業生の代表も将来その中に入れて、具体的にもう少しこういう教育が施

されていただければ、自分たちはいまの社会生活の中でこういう点がプラスになった、ああいう点が欠けておった、こういう点はもっとよくやってほしいというような意見を吸収する上においても、将来放送大学の卒業生の代表をその中に入れて、というような物の考え方は私は大事だと思うのですが、文部大臣いかがでございますか。

○国務大臣(田中龍夫君) いまのお話でございますが、私はまことに当然のように思うのであります。なお政府委員からの御答弁によりまして、いままでの経緯等さらに詳細お答えいたします。

○政府委員(宮地實一君) 運営審議会の委員の構成についてお話のような観点が必要であるということはもとよりでございます。具体的には、それぞれ関係各方面の方々に入っていただくということでございますし、さらに御指摘の点で言えば、時期的にどういう時期になるかはちょっと私もいまここでは申し上げにくいんでございますが、やはり大学の卒業生という方が加わるということも、考え方としてはやはり十分尊重すべき考え方です。そういう観点が必要なことだと思います。

○田沢智治君 学生を参加させるというのは、私は反対です。だと卒業生は社会人だから、当然一定の見識を持つんだから、これは喜んで参加させるということが、もっと充実した放送大学を運営する上において必要不可欠な考え方だと私は思うんですが、この点をひとつ考慮してもらいたい。それと同時に、評議会のメンバーというのは、これは全部教授でございますか。

○政府委員(宮地實一君) 評議会のメンバーは教授でございます。評議会が定めるところにより選出される教授という形で法文に規定をしております。

○田沢智治君 そういう意味においては、評議会の構成員が全部教授であるとするならば、良識ある教授が選出されるとするならば、そんな変なことにならないだろうと私は思います。そういう意味で学問の自由と大学の自治を最大限尊重され、

先ほど申したように民主的であり、合理的な運用の中で多くの人々の意見を網羅し、吸収するような管理運営体制を誤解なく推進する、ここにこの大学の命があると思うんですが、文部大臣いかがでございますか。

○国務大臣(田中龍夫君) そのとおりでございます。

○委員長(降矢敬義君) 田沢君、時間です。

○田沢智治君 そのような信念で、ひとつ推進してください。そのことを心から御祈念申し上げ、私の質問を終わります。

○委員長(降矢敬義君) 以上で、本案に対する審査は本日はこの程度とし、これにて散会いたします。

午後五時十二分散会

四月十七日本委員会に左の案件が付託された。

一、婦人差別撤廃のため教育の男女不平等是正に関する請願(第二四〇〇号)

一、学級編制基準改善等に関する請願(第二四〇一号)(第二四〇二号)

一、婦人差別撤廃のため教育の男女不平等是正に関する請願(第二四六三三号)

一、私学に対する大幅国庫助成等に関する請願(第二四六五五号)

一、婦人差別撤廃のため教育の男女不平等是正に関する請願(第二四七二二号)

一、私学に対する大幅国庫助成等に関する請願(第二四七三三号)

一、学級編制基準改善等に関する請願(第二四七四四号)

一、身体障害者に対する学校教育改善に関する請願(第二四七九号)(第二四八九号)

一、学級編制基準改善等に関する請願(第二四九九号)(第二五二七号)(第二五三三三号)

一、私学に対する大幅国庫助成等に関する請願(第二五三四号)

一、婦人差別撤廃のため教育の男女不平等是正

に関する請願(第二五七一七号)

一、私学に対する大幅国庫助成等に関する請願(第二五七二二号)

一、公立大学助成拡充に関する請願(第二五八五五号)

一、身体障害者に対する学校教育改善に関する請願(第二六〇五五号)

一、私学に対する大幅国庫助成等に関する請願(第二六〇六六号)

一、学級編制基準改善等に関する請願(第二六〇七七号)

一、婦人差別撤廃のため教育の男女不平等是正に関する請願(第二六二〇〇号)

一、私学に対する大幅国庫助成等に関する請願(第二六五〇〇号)

一、学級編制基準改善等に関する請願(第二六六九号)

一、婦人差別撤廃のため教育の男女不平等是正に関する請願(第二六七一号)

一、身体障害者に対する学校教育改善に関する請願(第二六九五五号)(第二六九六六号)

一、婦人差別撤廃のため教育の男女不平等是正に関する請願(第二七二〇〇号)

一、学級編制基準改善等に関する請願(第二七三九号)

一、私学に対する大幅国庫助成等に関する請願(第二七四〇〇号)

一、婦人差別撤廃のため教育の男女不平等是正に関する請願(第二七五三三号)(第二七五四号)

一、学級編制基準改善等に関する請願(第二七五五五号)

一、婦人差別撤廃のため教育の男女不平等是正に関する請願(第二八一一四号)

第二四〇〇号 昭和五十六年四月三日受理

婦人差別撤廃のため教育の男女不平等是正に関する請願(三通)

請願者 横浜市南区宮元町四ノ一〇〇 角

津好美外千四百九十九名

紹介議員 宮之原貞光君

この請願の趣旨は、第一〇〇〇号と同じである。

第二四〇一号 昭和五十六年四月三日受理

学級編制基準改善等に関する請願(二通)

請願者 静岡県小笠原市柳沢水加六五七

山田由美子外九百九十九名

紹介議員 本岡 昭次君

この請願の趣旨は、第一〇〇二号と同じである。

第二四〇二号 昭和五十六年四月三日受理

学級編制基準改善等に関する請願(二通)

請願者 福井県鯖江市柳町二ノ一ノ一五

梅田倫子外千九百九十九名

紹介議員 宮之原貞光君

この請願の趣旨は、第一〇〇二号と同じである。

第二四六三三号 昭和五十六年四月三日受理

婦人差別撤廃のため教育の男女不平等是正に関する請願

請願者 神奈川県横須賀市浦賀二ノ五ノ

二 和田民代外二千九百九十九名

紹介議員 柏谷 照美君

この請願の趣旨は、第一〇〇〇号と同じである。

第二四六五五号 昭和五十六年四月三日受理

私学に対する大幅国庫助成等に関する請願

請願者 千葉県四街道市和良比二五六 高

石重良外三万九千九百九十九名

紹介議員 山中 郁子君

この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第二四七二二号 昭和五十六年四月四日受理

婦人差別撤廃のため教育の男女不平等是正に関する請願

請願者 富山県砺波市順成一、二〇七 瀬

成哲元外千四百九十九名

紹介議員 喜屋武真榮君

この請願の趣旨は、第一〇〇〇号と同じである。

第二四七三号 昭和五十六年四月四日受理

私学に対する大幅国庫助成等に関する請願

請願者 千葉市和泉町五五三 林文男外九百九十九名

紹介議員 赤桐 操君

この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第二四七四号 昭和五十六年四月四日受理

学級編制基準改善等に関する請願

請願者 石川県金沢市野町一ノ二ノ一一戸坂珠江外五千八百八十四名

紹介議員 喜屋武眞榮君

この請願の趣旨は、第一〇〇二号と同じである。

第二四七九号 昭和五十六年四月四日受理

身体障害者に対する学校教育改善に関する請願

請願者 東京都世田谷区上用賀六ノ三二ノ二四 柳沼和江外十一名

紹介議員 森田 重郎君

この請願の趣旨は、第一二三六号と同じである。

第二四八九号 昭和五十六年四月四日受理

身体障害者に対する学校教育改善に関する請願

請願者 北九州市八幡西区千代ヶ崎二ノ九ノ四ノ一〇八 織田晋平外十名

紹介議員 安恒 良一君

この請願の趣旨は、第一二三六号と同じである。

第二四九九号 昭和五十六年四月四日受理

学級編制基準改善等に関する請願(二通)

請願者 静岡県小笠原郡大東町千浜 石田良枝外九百九十九名

紹介議員 本岡 昭次君

この請願の趣旨は、第一〇〇二号と同じである。

第二五一七号 昭和五十六年四月六日受理

学級編制基準改善等に関する請願(二通)

第六部 文教委員会会議録第九号 昭和五十六年四月二十一日【参議院】

請願者 静岡県浜松市曳馬町九二六 戸田京子外九百九十九名

紹介議員 本岡 昭次君

この請願の趣旨は、第一〇〇二号と同じである。

第二五三三三号 昭和五十六年四月六日受理

学級編制基準改善等に関する請願

請願者 千葉県松戸市松飛台二八ノ一伊藤道子外七千九百九十六名

紹介議員 喜屋武眞榮君

この請願の趣旨は、第一〇〇二号と同じである。

第二五三四号 昭和五十六年四月六日受理

私学に対する大幅国庫助成等に関する請願

請願者 千葉県花見川五ノ七ノ二〇一柳橋成憲外九千九百九十九名

紹介議員 赤桐 操君

この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第二五七一号 昭和五十六年四月六日受理

婦人差別撤廃のための教育の男女不平等是正に関する請願

請願者 川崎市多摩区中野島二、〇五二ノ五 阿部輝正外二千九百九十九名

紹介議員 柏谷 照美君

この請願の趣旨は、第一〇〇〇号と同じである。

第二五七二二号 昭和五十六年四月六日受理

私学に対する大幅国庫助成等に関する請願

請願者 千葉県流山市名都借八〇六ノ三坂田静子外二万九千九百九十九名

紹介議員 下田 京子君

この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第二五八五号 昭和五十六年四月七日受理

公立大学助成拡充に関する請願

請願者 兵庫県尼崎市武庫元町三ノ四ノ九ノ四〇七 伊吹和彦外四百七十七名

紹介議員 安武 洋子君

公立大学・公立短期大学の充実発展を図るため、次の事項について速やかに措置されたい。

文部省所轄予算における公立大学助成を拡充すること。そのため、当面

1 現在、医科系大学に対して措置されている経常費補助の対象を他学部にも拡大すること。また、補助対象経費の拡大、及び対象率・積算率を引き上げること。

2 大学病院等の施設整備に対する補助を行うこと。

3 設備整備費等補助について、その補助対象を拡大するとともに、補助単価を増額すること。また、補助率については最低二分の一以上とし、地方交付税不交付団体に対する格差を設けないこと。

第二六〇五号 昭和五十六年四月七日受理

身体障害者に対する学校教育改善に関する請願

請願者 山形県東根市長壽一、一四九全国脊髄損傷者連合会山形県支部内浅野目正吾外十名

紹介議員 降矢 敬義君

この請願の趣旨は、第一二三六号と同じである。

第二六〇六号 昭和五十六年四月七日受理

私学に対する大幅国庫助成等に関する請願

請願者 千葉県千種町二八三ノ二 名古曾登代子外一万名

紹介議員 井上 裕君

この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第二六〇七号 昭和五十六年四月七日受理

学級編制基準改善等に関する請願

請願者 神奈川県小田原市蓮正寺二五六奥津馨外五千五百九十九名

紹介議員 井上 裕君

この請願の趣旨は、第一〇〇二号と同じである。

第二六二〇号 昭和五十六年四月七日受理

この請願の趣旨は、第一〇〇二号と同じである。

婦人差別撤廃のための教育の男女不平等是正に関する請願(二通)

請願者 新潟市五十嵐一の町六、一九八ノ一四 荒井榮子外三千四百九十九名

紹介議員 柏谷 照美君

この請願の趣旨は、第一〇〇〇号と同じである。

第二六五〇号 昭和五十六年四月八日受理

私学に対する大幅国庫助成等に関する請願(二通)

請願者 千葉県我孫子市つくし野三四一ノ九五 原田良雄外千九百九十九名

紹介議員 加瀬 完君

この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第二六六九号 昭和五十六年四月八日受理

学級編制基準改善等に関する請願

請願者 愛知県津島市米之座町二ノ二四ノ七 佐藤紀久子外四百九十九名

紹介議員 宮之原貞光君

この請願の趣旨は、第一〇〇二号と同じである。

第二六七一号 昭和五十六年四月八日受理

婦人差別撤廃のための教育の男女不平等是正に関する請願(五通)

請願者 神奈川県横須賀市浦野町三ノ五五宮下直子外二千四百九十九名

紹介議員 宮之原貞光君

この請願の趣旨は、第一〇〇〇号と同じである。

第二六九五号 昭和五十六年四月八日受理

身体障害者に対する学校教育改善に関する請願

請願者 山口県徳山市西一の井手 福谷光男外十名

紹介議員 小澤 太郎君

この請願の趣旨は、第一二三六号と同じである。

第二六九六号 昭和五十六年四月八日受理

身体障害者に対する学校教育改善に関する請願

請願者 福井市砂子坂町一四ノ七ノ一 鈴

木範夫外二十一

紹介議員 熊谷太三郎君

この請願の趣旨は、第一二二六号と同じである。

第二二二〇号 昭和五十六年四月八日受理

婦人差別撤廃のため教育の男女不平等是正に関する請願

請願者 静岡県小笠郡菊川町友田九一二

石川昌子外二千九百九十九名

紹介議員 粕谷 照美君

この請願の趣旨は、第一一〇〇号と同じである。

第二七三九号 昭和五十六年四月九日受理

学級編制基準改善等に関する請願(二通)

請願者 静岡県浜北市西美園一、八四三ノ

二三浦和子外九百九十九名

紹介議員 本岡 昭次君

この請願の趣旨は、第一一〇二号と同じである。

第二七四〇号 昭和五十六年四月九日受理

私学に対する大幅国庫助成等に関する請願

請願者 千葉県銚子市長塚町 飯塚恵美子

外九百九十九名

紹介議員 赤桐 操君

この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第二七五三号 昭和五十六年四月九日受理

婦人差別撤廃のため教育の男女不平等是正に関する請願(六通)

請願者 横浜市瀬谷区上瀬谷町一〇ノ九

奥津順子外二千九百九十九名

紹介議員 宮之原貞光君

この請願の趣旨は、第一一〇〇号と同じである。

第二七五四号 昭和五十六年四月九日受理

婦人差別撤廃のため教育の男女不平等是正に関する請願

請願者 横浜市戸塚区戸塚町四、五三六ノ

一二富士見丘ハイツ内 平野和枝

紹介議員 高杉 迪忠君

この請願の趣旨は、第一一〇〇号と同じである。

第二七五五号 昭和五十六年四月九日受理

学級編制基準改善等に関する請願

請願者 福井県小浜市千種二ノ五ノ二二

宮下照美外四百九十九名

紹介議員 宮之原貞光君

この請願の趣旨は、第一一〇二号と同じである。

第二八四四号 昭和五十六年四月九日受理

婦人差別撤廃のため教育の男女不平等是正に関する請願

請願者 静岡県田方郡函南町仁田五三 梅

原よし江外二千九百九十九名

紹介議員 粕谷 照美君

この請願の趣旨は、第一一〇〇号と同じである。